

第七十八回国會議院商工委員會會議録第四号

昭和五十一年十月二十六日(火曜日) 午前十時十八分開会

委員の異動

十月二十二日 小野 明君 補欠選任 鈴木 力君

十月二十五日 辞任 栗林 卓司君 補欠選任 藤井 恒男君

出席者は左のとおり。

- 委員長 柳田桃太郎君
理事 楠 正俊君
委員 熊谷太三郎君
加藤 進君

政府委員

- 通商産業大臣官 藤田 季明君
通商産業省生活 藤原 一郎君
産業局長 橋本 利一君
資源エネルギー 岸田 文武君
庁長官 児玉 清隆君
中小企業庁長官 町田 正利君
中小企業庁計画 中谷 滋君
部長 佐々木 学君

事務局側

- 常任委員会専門 員

説明員

- 運輸省船舶局関 連工業課長 清水 正彦君
林野庁木材需給 対策室長 松延 洋平君
労働省職業訓練 局訓練政策課長 中谷 滋君

参考人

- 中小企業振興事 業団副理事長 佐々木 学君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○中小企業事業転換対策臨時措置法案(第七十七回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中小企業事業転換対策臨時措置法案の審査のため、本日、参考人として中小企業振興事業団副理事長佐々木学君の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 中小企業事業転換対策臨時措置法案、押発油販売業法案、以上、両案を一括して議題といたします。
中小企業事業転換対策臨時措置法案について趣旨説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) 中小企業事業転換対策臨時措置法案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

最近の中小企業を取り巻く内外の経済環境の変化は、発展途上国の追い上げ等による輸出の減少及び輸入の増大、技術革新等による需要構造の変化、原材料の入手難、公害防止に係る企業の社会的責任の増大などきわめて厳しいものがあります。加えて、わが国経済は従来の高度成長から安定成長へと大きく転換しようとしており、中小企業はこれらの新たな情勢への対応に迫られております。

御承知のとおり、わが国の中小企業は、その旺盛な活力と創意工夫によって、戦後幾たびか遭遇した経済的変動によく対処して、その困難を乗り越え、時代の要請にこたえてきたのであります。が、今日の新たな情勢に対しても、従来にも増して合理化、近代化を進め、経営力の強化を図る一方、一部の中小企業におきましては、その事業の転換を図ることによって、このような厳しい環境変化に柔軟に適應し、経営の安定と発展を図ろうとするものも見られるのであります。

しかしながら、安定成長期におきましては、これまでの高度成長期と異なり、事業の転換も容易ではなく、それを成功に導くためには、中小企業

者自身の努力はもちろんとし、各般の支援措置が必要と考えられます。

これまで中小企業者の事業転換を円滑にするための対策としては、特患供与やドルショックに対応しての緊急避難的な転換対策がありますが、これでは今日の中小企業が直面している事態に対して十分とはいえない状況であります。

そこで、最近の経済環境の著しい変化に対応して中小企業者が自主的に行う事業の転換を支援するため総合的に対策を講ずる必要があると考え、本法案を提案申し上げた次第であります。

なお、以上の観点からして、本法案は、安定成長経済への適應のための期間として想定される十年間の限時法とすることといたしております。また中小企業特恵対策臨時措置法及び国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律は、本法案の施行時に廃止することにいたしております。

次に、この法案の趣旨を御説明申し上げます。
まず第一に、貿易構造その他の経済的事情により相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生ずる業種を全般的にまたは産地を限って指定することとし、その業種に属し、かつ、事業活動に支障を生ずる中小企業者であつて事業の転換を行おうとするものは、その転換計画について都道府県知事の認定を受けることといたします。また、指定された業種に属さない中小企業者であっても、同様の事情にある場合には、同じく都道府県知事の認定を受けることができることといたします。

第二に、これらの転換計画の認定を受けた中小企業者に対し、資金の確保、中小企業信用保険の特例措置及び税制上の特例措置を講ずることにより、その転換を円滑に進めることができるよう援助することといたしております。

第三に、事業の転換に伴う中小企業の従事者の

職業訓練の実施、就職のあっせん等を講ずるよう努めるとともに、事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うことといたしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。岸田中小企業庁長官。

○政府委員(岸田文武君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

中小企業の事業転換対策につきましては、中小企業基本法において、国は「需給構造等の変化に即応して行う事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずる」と宣言しているところに従い、これまで特惠供与やドルショックに対応するための緊急避難的な転換対策及び業種別の近代化を進める一環としての転換対策が進められてきました。しかしながら、これら既存の対策では、わが国経済の安定成長への移行を初めとして今日の中小企業が直面している厳しい事態に対して十分対応することができない状況に至っております。

また、このうちドルショックに対処するため制定された国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律は、本年の十二月十五日で失効することになっております。

そこで、この際、中小企業者が経済環境の変化に対応して自主的に行う事業転換が円滑に行われるよう支援することにより、中小企業者がその経営資源を有効に活用できるようにし、これにより中小企業の成長発展が図られるよう総合的な対策を講ずることとしたたく、本法案を提案申し上げます。

本法案におきましては、まず、貿易構造の変化による輸出の減少その他の経済的事情の著しい変化によって生ずる事態を政令で定め、これにより影響を受け、事業活動に支障を及ぼす中小企業者が事業の転換を行うとする場合には、その転換

の計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けることができることといたします。この場合に、相当数の中小企業者がその事業活動に支障を生ずるような業種を当該業種所管大臣が中小企業近代化審議会の意見を聞いて、また、産地を限って指定する場合には、これに加えて関係都道府県知事の意見を聞いて指定することができるとしております。また、指定された業種に属さない中小企業者であっても同様の事情にある場合には、個別に判断して同じく知事の認定を受けることができるとしてしております。

次に、政府は、この認定を受けた中小企業者とその計画に従って事業の転換を行う場合に、その転換を円滑に行うことができるよう金融、税制、雇用面等において所要の助成措置を講ずることといたしております。

すなわち、金融面においては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫から事業転換特別貸付を実施するとともに、中小企業振興事業団の高度化学業の貸付対象とすることとしております。さらに、信用保険について、付保限度を一般の場合と同額を別枠として認めるなどの特例措置を設けております。

また、税制上の措置といたしましては、転換に伴って不用となる旧事業用の資産について、転換を終了する日までに繰り上げ償却を認めるとともに、合併または現物出資を伴う事業転換を行った場合には、清算所得または現物出資の評価益に対する課税の特例措置を設けることとしております。

○委員長(柳田桃太郎君) 揮発油販売業法案について補足説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) 揮発油販売業法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

近時、一般にガソリンスタンド業者と呼ばれております揮発油販売業をめぐって幾つかの重要な問題が生じております。

その第一は、揮発油販売業者間の過当競争の弊害の問題であります。揮発油販売業者の現状を見ますと、給油所の乱設、過当な価格競争が繰り広げられております。現状を放置しておく場合は、中小企業者が大宗を占める揮発油販売業者の健全な経営の確保が著しく困難となるばかりでなく、ひいては我が国石油産業の経営基盤を弱体化し、石油製品全体の安定供給確保に支障を来すおそれもあります。また、揮発油販売業者の経営の安定は約一兆円に及ぶ揮発油税の保全のためにもぜひ必要であります。

揮発油販売業をめぐるといふ一つの問題は、揮発油の品質の確保の問題であります。現在、揮発油と灯油等他油種の間には、税金を含めるとキロリットル当たり五万円以上の大きな価格差があるため、揮発油に灯油等を混入した粗悪な揮発油の一部で販売されており、消費者利益の確保から見て大きな問題となっております。

この法案は、揮発油販売業をめぐるといふような状況にかんがみ、以下に述べた措置を講じ、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質の確保を図ろうとするものであります。

以下、この法案の要旨について、御説明いたします。

第一に、揮発油販売業につきまして登録制度を実施することとしております。すなわち、揮発油販売業を行うとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならないものとし、その登録を受けるに当たっては、揮発油の品質の管理を適確に

行うに足りる技術的能力や事業を継続的に行うに足りる経理的基礎等一定の条件を満たしていなければならないこととしております。

第二に、登録の申請に係る給油所が、通商産業大臣があらかじめ指定する地区に所在し、かつその給油所において揮発油販売業が開始されることにより、その地区の他の揮発油販売業者の相当部分の事業の継続が困難となると認められるときは、通商産業大臣は、当該申請者に対し、事業の開始の日の繰り下げ等を指示することができることとし、給油所の乱設による過当競争の弊害を未然に防止することとしております。

第三に、揮発油販売業者は、粗悪な揮発油を販売してはならないものとするともに、給油所ごとに品質管理者を選任して、揮発油の分析、記録をしなければならぬこととし、揮発油の品質の確保が確保に行われるようにしてしております。

第四に、通商産業大臣は、市場における標準的な販売価格に比べ著しく異なる価格で揮発油を販売している揮発油販売業者に対し所要の勧告を行うことができることとしており、これにより揮発油の消費者の利益を保護するとともに、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を除去することとしております。また、この勧告では効果が上がらない場合においては、当該揮発油販売業者に揮発油を販売しているいわゆる特約店、元売等の卸売業者に対しても所要の勧告を行うことができることとしております。

なお、登録要件に関して当初の政府案におきましては、第六条第一項第五号に規定されていた「揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力」と同項第六号に規定されていた「揮発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎」を合わせて「揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力」とし、これを新たに同項第五号とすること及び通商産業大臣が揮発油販売業者等に対し、価格に係る所要の勧告を行うに際して、石油審議会の意見を聞くこととするこの二点についての修正が衆議院で行われております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。橋本資源エネルギー庁長官。

○政府委員(橋本利一郎君) 揮発油販売業法案につきまして、ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して簡単に御説明申し上げます。

現在、一般にガソリンスタンドと呼ばれている給油所は、全国で約五万三千カ所存在し、また、この給油所で揮発油を初めとする石油製品の販売を行っている者は約三万六千を数えています。これから揮発油販売業者は、国民生活に欠かすことのできない揮発油の最終供給者として重要な役割を担っています。最近、揮発油販売業者をめぐる競争が激しくなっており、揮発油販売業者間の過当競争による弊害の問題が、従来から指摘されてきています。この問題は、最近に至り給油所の乱設、過当な価格競争が問題となっており、中小零細企業者が多く、経営体質の弱い揮発油販売業者の多くを苦境に陥れております。揮発油販売業者の健全な経営の確保を図るとともに、わが国石油産業の経営基盤を強化し、揮発油を初めとする石油製品全体の安定供給を確保するためには、このような過当競争の弊害を早急に除去することが必要であります。

揮発油販売業者をめぐるいま一つの問題は、揮発油の品質の確保の問題であります。

すなわち、現在、揮発油の元売仕切り価格はキロリットル当たり約五万三千円であり、これが本年七月に増税されたガソリン税を加え、約九万六千円となり、灯油等他油種との間には大きな価格差が存在しております。このため、揮発油販売業者等においては、揮発油に灯油等を混入する経済的誘因が働き、現に一部においては灯油が混入された粗悪な揮発油が販売されているという事実が発生しております。このような粗悪品

の販売は、それ自体消費者を欺くものとして問題となるばかりでなく、実際にこれら粗悪な揮発油が用いられる場合においては、オクターン価の低下、不完全燃焼等の現象が発生し、自動車の走行に支障を来すこととなるなど、消費者利益の確保上問題がきわめて大きいといえます。

揮発油販売業者の健全な発達と揮発油の品質の確保が焦眉の課題となっております。

次に、この法案の要旨を補足して御説明申し上げます。

第一に、揮発油販売業につきまして登録制度を実施することとしております。揮発油販売業については、これまで石油業法により給油所の所在地等を届け出ることを義務づけるにとどまっていたが、本法案では、揮発油の安定供給と品質確保の見地からこれを通商産業大臣の登録にかからしめることとしました。

なお、登録要件に関して当初の政府案におきましては、第六条第一項第六号に「揮発油販売業を継続的に行うに足りる経理的基礎」と規定してありましたが、この表現が石油元売業者等の揮発油販売業者に対する系列化等を促すような印象を与えることを危惧する向きもあることにかんがみ、同項第五号に規定してあります「揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力」という登録要件とあわせて、「揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力」を新たに同項第五号とする内容の修正が衆議院で行われております。

第二に、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を防止するため、通商産業大臣は、一定の要件に該当する場合には、揮発油販売業を行おうとする者に対し、事業の開始の日の繰り下げ等所要の指示を行うこととしております。本規制は、揮発油販売業者の健全な発達を図るためには、給油所の乱設による過当競争を防止することが必要不可欠であるとの認識に立つたものであります。同時に給油所の設置に係る調整は、必要最小限の範囲にとどめるべきであるとの観点から、通商産業大臣

の指示は、過当競争の弊害の著しい地区として通商産業大臣が石油審議会の意見を聞いてあらかじめ指定した地区に限定して行うこととしております。

第三に揮発油の品質の確保が確実に行われるようとするため、次のような考え方により規制しようとしております。

まず、登録の段階で、申請者の揮発油の品質の管理を適確に行う技術的能力について審査するとともに、登録を受けた揮発油販売業者に対して一定の規格以外の揮発油の販売を禁止します。さらに揮発油販売業者に対して給油所ごとに品質管理を選任して一定の方法で揮発油の分析をさせるとともに、その結果の記録を行うことを義務づけております。

第四に、揮発油の消費者の利益を保護するとともに、揮発油販売業者間の過当競争の弊害を除去して揮発油の安定供給を確保するため、特に必要があるときと認めるときは通商産業大臣は、揮発油販売業者等に対し、所要の勧告を行うことができることとしております。具体的には、市場における標準の販売価格に比べ著しく高い価格で揮発油を販売している場合には、消費者利益の保護の観点から、また著しく低い価格で販売している場合は、揮発油の安定供給の確保の観点からそれぞれこれを是正するための勧告を行うこととしております。

なお、揮発油販売業者等に対する勧告につきましては、その重要性にかんがみ、勧告を行うに当たってはあらかじめ石油審議会の意見を聞くこととする旨の修正が衆議院で行われております。以上、この法律案につきまして提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) 次に、揮発油販売業法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員上坂昇君から説明を聴取いたします。上坂昇君。

○衆議院議員(上坂昇君) 揮発油販売業法案の衆議院における修正点につきまして御説明申し上げます。

修正点の第一は、登録制の実施により、石油元売業者の揮発油販売業者に対する系列化が促進され、あるいは新規参入が阻害されるようなことがあってはなりませんので、登録拒否の要件に関する第六条第一項のうち第五号及び第六号を併合して「揮発油販売業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者」に改めることとしたこととあります。

修正点の第二は、通商産業大臣の揮発油販売業者等に対する事態改善の勧告により、揮発油の販売価格が高値に安定して、消費者の利益を害する結果を生ずることがあってはなりませんので、第十九条に、勧告に当たっては、石油審議会の意見を聞いて行うものとする旨の規定を加えることとしたこととあります。

○委員長(柳田桃太郎君) 以上で両案の説明聴取は終わりました。

○委員(柳田桃太郎君) 中小企業事業転換対策臨時措置法案について、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○森下昭司君 まず、私は最初に中小企業近代化促進法と、ただいま提案をされました中小企業事業転換対策臨時措置法との関係についてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

助成法におきましては、四十一年の改正で構造改善準備金制度や課税の特例が設けられたり、それから四十四年の近代化促進法の改正で業種別の構造改善計画が開始をされて、その一環として行う事業転換については金融上の措置を講ずる、そして、先般の五十年の改正で新たに新分野進出計画というような制度の変遷をいたしたものであります。この提案をされました転換対策臨時措置法と、近代化促進法との関係はどう見ていくのが妥当なのか、その点について最初に御答弁をお願いをいたしたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業が絶えず変わっていく経済情勢の中において近代化、合理化を目指して努力をして今日の状況に至ったわけでございます。こういうような努力を支援するためにお話の中にもございましたように中小企業近代化促進法という法律が大きな役割りを果たしてまいりました。近代化促進法に基づく各種の事業の中で、たとえば構造改善計画を作成する、さらにはお話の中に出ておりました新分野進出計画を作成する、これらはいわば業界ぐるみで新しい事態に対応する作戦を展開する、その基本になる計画づくりをするということが予定をされておるわけでございます。したがって、その内容の場合によつては、転換というところをその中身に含む場合があるかと考えておるところでございます。

ただ、近代化促進法の体系に基づく事業の転換といふのは、やはり事の性質上特定の業種全体のあり方を考え、その業種としての構造改善、ないし新分野への進出ということが基本的な骨格になっておるわけでございまして、今回法律でお願いしておりますいわば個別の企業を頭に置いて、それぞれ新しい行き方を考えるという観点とは少し視点が違つておるということが第一の相違点かと考えております。それから第二の問題といたしましては、近代化促進法の体系に基づく転換は、やはり表題が近代

化ということになっておりますために、従来の事業と比べまして一段進んだ商品を手がけていくというようなことが当然念頭にあらうかと考えます。これに對しまして今回御審議をお願いしております法案における転換としましては、一段高くとつておたつた特定の縛りをかけずに、いままでや出てきた、したがつて新しい分野へ転換しようという事態を頭に置きまして、行き先についてはそのむずかしい制限をかけずに応援をしていくという点が、第二の相違点ではないかと思つております。

ただし、いずれの場合におきましても、中小企業として絶えず近代化、合理化を考えていくことは基本的な課題であると存じます。したがつて、今回御審議をお願いしております法案におきましても、その第八条におきまして近代化に努める、またそれについての助成を行うという旨がうたわれておるわけでございまして、こう考へてみますと、近代化促進法とこの事業転換法は、場合によつてお互いに相補つて進んでいくというふうな性格の法律ではないかと考えておる次第でございます。

○森下昭司君 いま平たく一口にして言へば、近代化促進法は近代化という名のとおりの要するに製品を高度なものに発展させる、はよりの言葉でいけば付加価値をふやしていくということにも通ずるのではないかと感じがいたしますが、このいわゆる近代化促進法と臨時措置法との関係からまいりますれば、長官が御答へになつたように相お互いに関連しつゝ補つていくというふうなことになるわけだとも思ふのでありますが、従来一般的な転換助成制度といふものが、全く設けられていなかったことは私は言えるのではないだらうかというふうな思ふわけでありませう。いままでは中小企業者が転換しようと思つたならば、自力で必要な転換資金を調達いたしましたり、また転換先の事業に對しても、必要な情報は自力で集めざるを得ないという苦勞をしながら

ら転換を進めてきたのが実情ではないかと思ふのであります。転換の実態につきましては中小企業白書などにも述べられておるのでありますが、昭和四十二年から昭和四十六年の五年間に於いて製造業全体で約一二%、昭和四十八年製造業総事業数が約六十八万八千と算出をされておると、約八万二千事業所が何らかの形で事業転換をしたと見込まれるわけでありませう。また、商業は昭和四十六年から昭和四十八年の三年間に御売業で一五%、小売業で一七%がその商品分野を変更しておるといふのが実態報告として述べられておるわけでありまして、このようにいわば相当数のいわゆる中小企業の事業転換といふものが、自力によつていままで行われてきたというのが私は実態だと思ふのであります。いわゆる中小企業を取り巻く厳しさといふものは、あの石油ショック以後急激に増大をいたしておたつたわけでありませうから、従来転換対策について、政府がそういった措置を放置してきた、あるいはそういう事業転換対策を、これを見直さなかつたという点があるのではないかと思ふのであります。いわゆる近代化促進法だけでは事業転換が十分でない、個々の事業の事業転換が十分でないことは、いまのお言葉にもあつたわけでありまして、なぜこれはこういうふうな個々の事業者に対する事業転換の助成といふものがおくれたのか、この点について政府の考え方を尋ねたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) いま御指摘ございませう。従来の転換に対する法律的な後押しの手段としましては、一方では近代化促進法があり、他方では特惠対策法及び国際経済調整臨時措置法、この両法の体系によつて応援をするといふ、いわば二本立てでやつてまいりました。ただ、御指摘ございましたように、前者はいわば近代化という特定の目的に對する法律でございませうし、あとの二つの法律は、それぞれ特惠を供与するとかあるいはドルショックが起つたというふうな突然予期しなかつた事態が出てまいりまし

たことに對しまして、いわば緊急避難的に対応策を取りまとめたという関係になつております。いづれもやはり一般法ではないということが言へるかと思ひます。これに對しまして今回御審議をいただきます法案は、これらの従来の先例を頭に置きながら、今後いろいろ経済情勢の変化が予想される、特に安定成長経済に移つていきます、その転換をすると言つてもなかなか容易ではないという事態を頭に置きまして、これらの事態の中で新しい分野へ中小企業が進出を圖つていく、これを一般的に応援するための法律として用意をした次第でございませう。いままでは高度成長の中でありまして、何とかかんとか新しい道を切り開いていく余地が残されてきた。今後は非常に環境が厳しくなるということを一つの契機といたしまして、一般法として応援をする道をこの法律によつて開きたい、これがこの法律の趣旨でございます。

○森下昭司君 いま二つの臨時措置法的な、緊急避難的な転換対策があつたとお述べになりましたが、この国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に對する臨時措置に関する法律、これはいわゆるドルショックに對する一つの緊急避難的の転換対策でありませうが、このいわゆる国調法でドルショックによる影響を受けたとして認定された中小企業者が約二万件に達する、ところが転換計画の認定を受けた者はたつた六十五件であつたという過去の実績からいたしますと、いま長官がお述べになりましたように、二つの緊急避難的な対策で事業転換が行われて、それで助成をしてきたんだといふことはいささか私はオーバーな発言じゃないかと思ふのであります。その点について重ねてお尋ねいたします。○政府委員(岸田文武君) お話にもございましたように、国際経済調整法の適用実績としましては、確かに被害を受けたという企業は約二万ほど認定をいたしました。しかし、その中で現実に転換計画の提出まで至つたのは六十五件、御指摘のとおりでございます。この背景としましては、二

万の企業が認定を受けて、それによっていわば緊急対策的な金融措置等を受けたわけでございますが、それによって一応一番苦しい局面をしのいだ、何とかなつたというような背景があることを、それから一部にはこういう転換計画というよりな手続を避けまして、自分自身で新しい道を自主的に開いていった、二つのケースがあったのではないかと気がいたします。

六十五件のケースにつきましては、私どももどういう背景でそれが進められ、そこがどういう問題にぶつかったのかということ、この法律を考えるためにも非常に参考になると思いたしましたので、それらの追跡調査もし、その結果をこの新しい法律の運用の中に反映をさしていきたいと思っております。

○森下昭司君 私はいはりの政府の中小企業対策というものは、やまやまいたしますとおくれがちなものではないかという一つの証左として御質問いたしましたわけでありまして、さらに昨年改正をされました近促法に基づく新分野進出計画、この新分野進出計画に対して、計画を提出をいたしました積極的に転換を図っていくというような申請は、私の聞き及んでおるところによりますれば、ただいまゼロであるというふうに思うんであります。どうして国調法などの、いわゆるドルショックの影響を受けたのが二万件で、六十五件しか認定を受けなかったのか、あるいはまた五十年九月に改正施行されたこの近促法に基づく新分野進出計画、もう一年たつておりますね。これがなぜ計画が一件もないのか。これはまことに私は不思議でならないのであります。何らかのいわゆる抽象的に言えば、きめ細かい指導というものが欠けていたのではないだろうかという感じがいたしますが、近促法の新分野進出計画がゼロになっている理由は何かとお考えになっておられるのか、お尋ねします。

○政府委員(岸田文武君) 国調法の適用実績が少ないという点につきましては、まだあの当時は高度成長の名残が続いていた時代でございます。

業界にとつてもまだそれほど緊迫感がなかったような感じがいたします。ただ、それは現在ばかり前提条件が変わってきているように考えます。他方お話ございました新分野の進出計画の実績がゼロである。これは実績としてはゼロでございますが、実はこれは法律ができましたからいまだこの制度の周知徹底の段階でございます。これらの制度の趣旨を理解し、そして組合が手を挙げるといふ体制をつくるために、いま関係のところと鋭意打ち合わせをしておる段階でございます。その間の事情は御了承いただきたいと思っております。

ただ両者を通じまして、もっと親切に助言なり指導してやたらもつとまうまいかと思つたのではないかと、また今後参考にしていかねばならない考え方はないかという感じがいたします。この新しい法律ができました、そしてそれが的確に運営をされるためには、単に金の問題あるいは労務面の問題等々の問題がありますが、その前提となるこれらの世の中の問題、あるいはその企業の進み方について親切に相談に乗ってやり、助言をしてやる、こういうことが特に大切な要素であるということをお自身も痛感しておるところでございます。

○森下昭司君 私、ちよつと理解に苦しむのであります。緊迫感がなかつたとおっしゃいます。これは一般法でなくて三年間の限時法で、昭和四十六年八月十六日のニクソンの新経済政策の表明に端を発した問題から、緊急避難的な措置として、三年間の限時法でできておるんです。それが昭和四十八年いわゆる第二次ドルショック変動相場ですね、移行問題、それがいわゆる改正をされた、昭和五十一年の十二月十五日までの施行法となつたわけでありまして、限時法をつつたてたまえからいけば、緊迫感がなかつたという答弁では、私実際は理解しがたいのであります。緊迫感という表現がどうかはともかくとして、緊急避難的な

措置としてどうしてもやらなければいけないという立場から私はおつくりになつて、そしてこれを施行なさつたと考えておられるわけでありまして、約二万件で六十五件、何回も申しますが、非常に残念な結果に終わつております。それから近促法は現在周知徹底の段階だということがござりますが、これも私どもは理解できません。昨年の五十年七月の法律改正で施行も、そうたつていない時期に施行されたと思つて、ことしは五十年十月の十月でありまして、少なくとも一年間、失礼ですけれども、法律が施行されて一年間たつて、まだ法律の周知徹底の段階だということな

私はスローモーションな行政では、これはもう中小企業はこういう厳しい条件下で、いま提案なきつてい事業転換法にいたしまして、なぜ進展しないということにも相通するんじゃないだろうかという心配が先に立つておるんで、もう少し納得のいく合理的なひとつお考え、なぜこうなつたのかという点について御答弁をいただきたいと思つております。

○政府委員(岸田文武君) 御指摘の点は、私どもとしてもやはりいろいろ反省しなければならぬ問題を含んでおると思つております。新分野進出計画につきましては、あのような新しい制度をつくりまして、これをうまく生かして使われるようにと念願しておつたわけでございますが、やはり業界ぐるみで一つの新しい方向を導き出すということにつきまして、いわば業界の体制をつくるために、いろいろ時間がかかつておるといふのが実情でございます。私どものところにも新分野進出計画について、いろいろ具体的な相談も内々では参つておりますが、それを業界のなかでどういふふうにしていったらいいのか、それをどういふふうにするか、納得し、そしてお互いに力を合わせようということまで持つていったらいいのか、いわばその事前の根回しの段階で、指導者の人が苦勞しておられるような実情がいろいろあるように感じておるところでございます。

国際経済調整法の適用実績が数少ないという点について、認識が甘いという御批判もございました。確かに私どもも先ほどのお話にございましたように、もつと制度をよく理解をさせ、そしてこれを一つのドルショックという転機に新しい事業分野へ進出をして、自分の持つてゐる能力をもつと発揮できるようにしたらということとは当然の考へべきことであつたという感じがいたします。

したがしまして、私先ほども申し上げましたように従来いろいろの法律を適用しました幾つかの教訓なり反省というものを、何とかこの法律を適用するに際しては生かしていきたいと思つておるところでございます。

○森下昭司君 今度の転換措置法の中にも中小企業の定義、第二条の第四項に「企業組合」とか第五項は「協業組合」、第六項は「事業協同組合その他」といふようにいろいろ規定が実はあるわけでありまして、そういうようなことを考へてまいりまして、非常に近促法の新しい制度の実施が順調に進んでいないということにらみ合わせてまいりますと、こういう企業組合、協業組合、「事業協同組合その他」の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの」とあります。今度の転換措置法の中にも、こういふ一つの組合が行う協同事業の転換も含まれておるのではないだろうかと思つておるわけでありまして、そういうような意味から、この法の運用について若干の奇異を持つたものであります。問題はいま私どもが質問をいたしましたように、結局中小企業者というものは零細企業も含めまして、自分の生きる道を求めてみずから力で事業転換に踏み切らざるを得ないというふうな中小企業が續出しておる、こう申し上げても私は過言ではないと思つておるわけであります。

最近発表されました商工中金の、事業転換をいたしました中小企業の追跡調査による転換した者のうち、成功率が四八・七％、失敗率が三六・三％であります。これは四十七年十月に行われた調査結果に比べると失敗する率が三倍にも達しま

して、年を追うごとに失敗する度合いというものは高くなってきているのであります。このようにこの事業転換の条件が厳しくなっているにもかかわらず、いま申し上げたように、たとえば国調法に基づく助成あるいは近促法に基づく助成等の諸制度があるにもかかわらず、こういうような結果になったということは、私は政府の転換対策に対する先ほど申し上げておきます熱意、指導、助成というものが、まだまだ十分ではなかったというふうにおもうのであります。こういいたいわけの結果からまいりまして、従来の転換対策というものの欠点はどこにあったのか、この点についてお考えがあれば承りたいと思つておきます。

○政府委員(岸田文武君) 従来の転換事例、私もいろいろ勉強いたしてみました。成功しておる例もかなりありますが、中にはやはり所期の目的あるいは成果に到達しにくく、それで苦勞しておるという現実も確かにあるわけでございます。

そこで見てみますと、成功した事例というのは次に申し上げるような要件をうまく組み合わせていったケースなのではないかと思つておきます。それは、一つは転換先の選択というものを慎重に勉強しましてうまく選択をしたというケース、これが大体成功に結びつく感じがいたします。転換先が新しい国民のニーズに適合して、そして業種としての将来性があるというような業種を選ぶことが一つの大事なポイントかと思つておきます。それと同時に、やはりある程度の資金的あるいは労務の面で事前の体制づくりということが大切でございます。そして、これらのためには計画を余り急がずに、じっくりと練り上げるというふうな配慮が特に必要なのではないかと思つておるところでございます。

で、失敗しました例は、いわばその逆でございます。いま申し上げるような事前の勉強がないままに新しい分野へ飛びついでいた、新しい分野が必ずしも将来性のある分野でなかったというふうな事例であるとか、そもそも計画自体が十分まだ練られていないために、最初の一年はよかつたけれど

ども二年目からうまくいかなかった、こういうケースが見受けられるわけでございます。

こういうことを過去の事例を見てまいりますと、やはり計画づくりの段階で本人が得心がいき、これならやれるぞという自信がでるところまでじっくり勉強をし、またその勉強することについて、政府及び関係の諸機関が力を合わせていく、こういう態勢にもつていくことが特に必要なのではないかと思つておるところでございます。それができずば、次の問題である労務面の問題あるいは資金面等々の問題については、さらに新しい工夫の道が開けるわけでございます。基本はそういう点にあるのではないかと感じておるところでございます。従来はとくショックを受けた、さあどうするかということ、その辺の態勢がまだまだ不十分であったという感じがいたします。これらの点を何とか補つていきたいというのが私どもの気持ちでございます。

○森下昭司君 いろいろなお話があったわけでありまして、転換をいたします場合に、現在の事業が行き詰まるとはいないが、企業の将来性を考えて、新しい発展性のある分野へ積極的に転換していかうかという、これを私は前向きな転換というふうに表現いたしておりますが、そういう積極的な前向きな転換と、事業に行き詰まるとやむを得ず他の業種へ転換せざるを得ないという、これを私は後ろ向きな転換と表現いたしますが、この後ろ向きな転換があると思つておられます。転換対策として、私は助成を必要とするものはむしろ後ろ向きの事業転換の場合であると思つておられます。本法案は私は内容から見まして、後ろ向きの転換よりは企業自体にも余裕のある前向きな転換に力点を置いておるのではないだろうかと思つておられますが、この点について御答弁願ひたい。

○政府委員(岸田文武君) 従来のケースをいろいろ見てまいりますと、いまお話の中にあります、いわば追い詰められて転換するという形より

は、やはりある程度余力のあるうちに新しい分野で新天地を開くというケースの方が、やはり成功の確率も多いような感じがいたします。私どもは、本当に追い詰められてという状態になる前に、少しでもいい状況で新しい分野へ転換していきけるように、これはやはり指導助言における一つの大きなポイントになるのではないかと感じておるところでございます。ただ、それは申しまして追いつめられたというふうな状況になりましても、しかしこのままさらに追いつめられるよりはむしろ新天地へいった方が、その企業としてはよりよい採算が期待できるし、将来性もいままでも得るわけでございます。私どもはそういうケースで応援できる分野があるならば喜んで応援をするつもりでございます。そこに差別をつけるつもりはございません。ただ、やはり少しでも早く計画づくりのお手伝いをするというふうな姿勢の方がより実効のある転換が期待できるのではないかと感じておるところでございます。

○森下昭司君 先ほど商工中金の追跡調査のことに触れましたが、これは商工中金から融資を受ける対象になつてくる企業の実例でありますから、商工中金が対象になるような企業というものは比較的規模の大きいと申しますが、中小企業の中では規模の大きい、あるいは別の表現でいけば比較的優良な企業ということにも適するのではないかと感じておられます。

こういう比較的優良な企業、あるいは比較的規模の大きい企業の中でも三六・三%というふうな失敗例があるということになりますと、いまのような、前向き後向きという表現を使いましたけれども、言うならばせっぱ詰まると事業転換を行わなければならない企業というものは比較的規模の細かい企業に当たるのではないだろうかという感じがするんです。比較的大きな規模の企業でさえもこれだけの失敗例があります現状から判断をいたしますれば、比較的規模の小さい小規模零細企業は、まあいわば事業転換対策がとられましても

切り捨てられる可能性というか、つまり事業転換対策は、比較的前向きな事業転換を行う企業にとつては大きなメリットがあるかもしれないが、せっぱ詰まった、言うならば零細小規模企業の転換についてはかえつて切り捨ての結果になりはしないかというような感じがいたすわけでありまして、長官は、そういう差別はつけないんだというお話がありますが、それは比較的規模の大きいものと零細小規模とを比較すれば、信用力あるいは調査力、あるいは販売力、これは比較にならないんであります。やはりそういうふうな規模の比較の大きいものと、それから零細小規模の中小企業の事業転換とは、おのずから政策を具体的に配慮する必要がありますのではないだろうかと思つておられます。たとえば金融上の問題にしろあるいは助成策の内容にしろ、変えていく考え方が必要ではないかと思つておられますが、そういう点についてお考え方はございませんか。

○政府委員(岸田文武君) 私ども中小企業政策を進めてまいりますときに、やはり弱い、中小企業の中でも小規模の層、こはいつでも頭の中で重視していかなければならないと考えておるところでございます。

少し具体的事例を申し上げますと、中小企業庁にも二年半ほど前から小規模企業相談室という新しい組織がスタートいたしました。これは、特に小規模の方々がいろいろ悩んでおられることについて直接お話を伺い、お手助けをしようという趣旨から発足したものでございますが、毎日かなりの数の方が御相談に見えます。その御相談に見えらるお話の中に、ときどき転換問題に関する御相談があるわけでございます。先般手がけましたケースはまさに従業員の一人もいない経営主の方でございますが、いままでやっていました仕事でそれほど先将来性があるものではないし、ひとつ販売部門へ転換をしたというところで御相談に見えましたのに対して、いろいろの業種の事情を御説明し、また具体的な販路についてもあつせんを申し上げて、その方が非常に喜んでいただいた

というケースもございませぬ。私はやはり中小企業の方々の中で、特に小さいからといってそれを切り捨てるというようなことは毛頭考えておるわけではございませぬ。小さい方々は小さいなりに悩んでおられることをくみ上げて、いかにお手伝いをするかというところを特に力を入れてまいりたいと考えておる所でございませぬし、またそれはやれることだと考えておる所でございませぬ。
○森下昭司君　そういう面については大変いろいろなむずかしい問題が私には多々あるのではないだろうかと思うのでありますが、問題は、事業転換を中小企業者が決意をいたしますときには、どういう業種に転換をするかというような立場で考えるのではなくて、どのような製品の生産や販売というものが可能かということが一つの私は基準になって、どういう業種へ転換していくかという決め方になるわけであります。

おるところでございませぬ。これらについてじっくり勉強し、そして自身自身の設計図をつくった上で乗り込んでいくと、そういった体制が特に大切のように思うわけでございませぬ。こういった各種の情報につきましても、もちろんその企業者自身もいろいろ勉強されることでもございませぬし、しかし一つの中小企業の知識というものはおのずから限界がございませぬ。やはりそれを応援をし、そして身につくようにお手伝いをするというための組織が別に必要であろうと思ひます。

これらの組織としましては、もちろん中小企業に關係のある政府機関あるいは各種団体、それが持ち分持ち分において応援ができるわけでございませぬが、特に中小企業に対する指導の直接の窓口になっております都道府県の総合指導所の活用ということが第一に重視しなければならぬことではないかと思ひます。それと同時に、きょうお見えになっておられますが、中小企業振興事業団の各種の情報提供機能、これを十分に生かしていくということが、応援のために有効ではないかと思ひます。中小企業振興事業団の各種の情報センターは各種の業種に関する生の資料を極力集めまして、それを先ほど申しました総合指導所、その他の中小企業の指導に關係のある各団体に提供し、中小企業に利用していただくということが本来の趣旨でございませぬ。最近、特に転換の事例に関する各種のデータを集中的に集めてもらっておるようでもございませぬし、それらの各種の先例というものが、これから転換をしようという中小企業の方々に、特にお役に立つのではないかと期待をしておる所でございませぬ。先ほど来のお話ございましたように、零細な企業の方々は、おのずからやはり情報の量も限られております。こういった方々には特に親切にということで私どもも指導してまいりたいと思ひます。

○森下昭司君　まあ、新しい組織が必要ではあるが、当面、政府関係機関あるいは各種の団体の機関、都道府県の総合指導所、そして中小企業振興事業団の情報機能というものを活用したいという

お話がいまあったわけでありませぬが、先ほど私が例にとりました商工中金の追跡調査の総合的な判定の中で、失敗をいたしました原因といたしまして、やはり総合的に最後には、市場動向に關しての事前調査が不十分であったという点が大きな原因であるという実は結果が出ておるわけであります。そういう点から私はいわゆる市場開拓については何と申しますか、積極的な努力、それからその指導というものが大切になってくるのではないだろうかというふうに思うわけであります。

そこで、いま中小企業振興事業団のお話が出たわけでありませぬが、若干情報問題についてひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。それは、中小企業データベースという、これは正式な名前であるかどうかは存じませぬが、いま長官からお話がありましたようなその情報の各種を集めて、それを整理をいたしまして中小企業の相談に依じていく。で、とりあえず、五十三年度までにファイルなどを作成をするとか、あるいはこれはモニターを選任をいたしましてそういった準備をしておるか、いろいろなことが実は報道されているわけでありませぬし、振興事業団が行おうとする中小企業データベースと称するものは、どういうような目的と機能を持つものか、御説明をいたしたいと思ひます。

○参考人(佐々木学君)　中小企業振興事業団におきましては、従来から中小企業の指導に役立つ各種情報の収集に努めてまいってきたんでありますけれども、また中小企業振興事業団自体におきましては、各種の業界動向、経営動向あるいは企業の成長条件はどういうものであるかとか、ただいまお話しになりましたような事業転換の事例調査である総合指導所あるいは商工会議所、商工会あるいは中央会、こういうところに配付してお役に立ててまいっておるつもりでございませぬ。

りました。また、そういう細かな情報でない、ただいま問題になっております転換の指導ということにも役立ちませぬので、振興事業団といたしましては、五十一年度から三年計画でもちまして産業分類の四けた分類まで下げまして、四けた分類のうちで農林漁業関係を除きますすべての業種が、約千三百ぐらいの業種になろうかと思ひます。このうちで中小企業性の高い業種を中心に、近接法の指定業種であるとかあるいは機械法の指定業種であるとか、そういうものを選びまして、とにかく三百業種ばかり選びましてデータベースを作成するつもりでございませぬ。

五十一年度におきましては、とりあえずこのうちから四十業種を選びます。そうしてデータベースを作成するのでありますけれども、これ以外に、この三年計画の準備をいたしまして、約千業種につきましては情報の所在調査と、それから集めた資料の分類、再編成、つまり業種別であるとか、あるいは生産、流通、あるいは生産工程別といったような項目別、あるいは流通関係業種につきましても都道府県、さらに地域別に分けて詳しく分類、整理をいたしまして、そういうシステムをつくってまいりたいと考えておるわけでございませぬ。

このデータベースは、非常に細かな調査をすることになっております。たとえ一つ一つの業種につきましても、その立地的な要因はどうなっておるか、あるいは業界の構造はどうなっておるか、生産工程はどうなっておるか、主要な設備にはどういったものが必要であるとか、あるいは経営動向といたしましては原価指標はどうなっておるか、取引の一般的な条件はどうなっておるか、それから市場関係の需要動向、あるいは特許といったような技術動向、それから海外情報、つまり発展途上国はどういう情勢になっておるか、あるいは先進国の市場はどういう市場であるかといったような、それから関連業界、外注関係はどうなっておるか、下請関係はどうなっておるかといったような、非常に細かな大体系で得るあらゆるデータ

○政府委員(岸田文武君)　転換をいたします場合に、進出先の業種で需給がどうなっているのか、それから技術はどの程度のものが必要なのか、というような要素と並びまして、販売組織がどうなっており、どうやったらそれが生かせるかということとは非常に大事なファクターではないかと思ひます。

○森下昭司君　まあ、新しい組織が必要ではあるが、当面、政府関係機関あるいは各種の団体の機関、都道府県の総合指導所、そして中小企業振興事業団の情報機能というものを活用したいという

○参考人(佐々木学君)　中小企業振興事業団におきましては、従来から中小企業の指導に役立つ各種情報の収集に努めてまいってきたんでありますけれども、また中小企業振興事業団自体におきましては、各種の業界動向、経営動向あるいは企業の成長条件はどういうものであるかとか、ただいまお話しになりましたような事業転換の事例調査である総合指導所あるいは商工会議所、商工会あるいは中央会、こういうところに配付してお役に立ててまいっておるつもりでございませぬ。

りました。また、そういう細かな情報でない、ただいま問題になっております転換の指導ということにも役立ちませぬので、振興事業団といたしましては、五十一年度から三年計画でもちまして産業分類の四けた分類まで下げまして、四けた分類のうちで農林漁業関係を除きますすべての業種が、約千三百ぐらいの業種になろうかと思ひます。このうちで中小企業性の高い業種を中心に、近接法の指定業種であるとかあるいは機械法の指定業種であるとか、そういうものを選びまして、とにかく三百業種ばかり選びましてデータベースを作成するつもりでございませぬ。

を詳細に網羅したものでございまして、これを中小企業振興事業団にストックしておきまして、指導機関からの応答によりましてこれをサービス提供したいと、こういうのがデータバンクの大まかな構想でございます。

○森下昭司君 もう一つお尋ねしておきますが、この何かモニターを定員二百人云々という、これは百六名程度ですか選定を終わっているといいますが、この点はどうなんでしょうか。

○参考人(佐々木学君) 大変失礼いたしました。私どもの情報調査部——まあ情報センターと申しておりますが、これ以外にも各種の図書等を発行いたしております。ただいま申し上げましたのは雑誌とか不定期刊行物が主でありますけれども、これ以外にも図書類をたくさん作成いたしまして、各たたいま申しましたような指導機関に配付しておるのでございますけれども、その記載内容等あるいは取り上げる重点等につきまして、もう少しこういうふうにしてほしいんだと、あるいはこういう点は少しむづかしいからもう少しわかりやすくしてもらいたい技術情報等もございまして、まあそういう点につきまして直接の指導に当たられる方の意見を聞きまして、その中でそのモニターをお願いいたしまして、この人たちの意見を取り入れながら、調査項目それから記載方法等について改善していきたいと、こういうふうにお尋ねしておるわけでございます。

○森下昭司君 それから、この中小企業データバンクで集めましたこの情報なり、いろんな三百業種に関するファイルが作成をされました段階で、これは中小企業者にどういう方法で周知徹底をさせていくのか。まあたとえば各県の総合指導所等から問い合わせがあるとか、あるいは各所の中小企業団体や中小企業者から問い合わせがあった場合に答えていくというようなことになるのか。積極的に、たとえば週一回とか、月に一回とか、あるいは月二回とかというように、集約したデータの状況等について主要なものを流していく方法をとっていくのか、集めましたものの活用の方法と

いうものは具体的にどういうような形で行われていくのか、その点ちょっとお尋ねします。

○参考人(佐々木学君) これは、収集いたします雑誌、報告書等を集めますと、大変な情報になってまいるわけでございます。これをすべて流すということも事実上むづかしいかと思えます。したがって、そのうちで非常に緊急に問題になっておる業種といったような問題につきましては、現在でも「中小企業情報」というのを月三回ほど指導機関に二千五百部ずつ提供してございまして、随時これには載せてまいるつもりでございますけれども、それ以外のデータにつきましては、リスト等はこれは関係指導機関に全部提供いたします。そのリストによりまして、特別なものについては質問をしていただくということになっております。

○森下昭司君 期間的には三年ということでありますので、事業転換法の施行からまいりますとや遅きに失するということな感じがいたしますが、そのことはともかくといたしまして、いわゆる三百業種というものは、長官にお尋ねいたしますが、大臣が指定する業種というものはほぼ含まれていくというふうな理解しておみえになるのか。中小企業振興事業団の三百業種とい言われましたが、そういうものの中に大臣の指定する業種というものは全部という用語に理解をされておるのか、その点ひとつお尋ねします。

○政府委員(岸田文武君) 具体的にどの業種がこの法律の適用対象になるかということについては、事業の所管大臣が指定することになります。各省間で最終的に打ち合わせをすることで、いまの段階で具体的に申し上げられるまで至っておりませんが、ただお話の中にもございましたように、中小企業振興事業団がデータファイルの中に取り返もとしております三百業種というものは、いわば中小企業性が高い業種をほぼ網羅するという形になっておりますために、もし具体的に法律が施行になり、具体的に転換先につ

いての情報を得たいというときには、この三百業種の中に、具体的な参考になる資料がほぼ含まれているのではないかとお尋ねでございます。

○森下昭司君 私はいまここにお見えになります鈴木委員が前に、法案の中に政令で定めるといふ表現が非常にたくさんある、しかも、法案審議の際に政令で定める要件あるいは政令で云々という具体的な内容が明らかになっていないことは、法案審議上一つの障害になる、したがって今後こういつたことは改めるべきであるということ強く主張されたことを記憶をいたしておるわけでありまして、また第三条も「当該事業を所管する大臣が指定するものに属する事業」ということになりまして、いわゆる転換措置法の対象になり得る事業というものは、大臣のいわゆる行政裁量権に属するということに実はなるわけでありまして、こういう中で、私はやはり一つ一つの業種がこうであるとは断定できないにしても、ほぼ、たとえば国調法の際に入った数でまいりますと、百二十一ですか、全国的な規模の業種でまいりますと、そういうようなおおよその程度の業種ぐらいいは、いわゆる大臣が指定することになるのではないだろうかというふうな必要があるものではないだろうか、そしてまた、「政令で定めるものに起因し」云々として四つの原因が挙げられておりますが、その四つの原因の中で、たとえば、輸出入の構造変化による減少が起きたものについては、こういう程度の減少が入るべきだと考えておるとか、公害環境によるものについては、こういう業種は当然入らなくちゃいかぬとか、そういうものはやっぱり私は答えていただきますと、何でもかんでも政令だ、いや業種指定は大臣の行政裁量権だというふうなことをやっておりますと、一体事業転換の本筋から離れたようなものでも入る可能性もありませんし、あるいはまたどうも入る可能性も出てくるわけですから、私はやはり政令の範囲内とか、いま申し上げた大臣

が指定する事業の問題だとか、おおよそ輪郭程度は明らかにしていく必要があるのではないかとお尋ねでございますが、この点についてお尋ねいたします。

〔委員長退席、理事楠正俊君着席〕

○政府委員(岸田文武君) この法律で政令事項となっておりますことの内容については、もしお尋ねでございますればそれぞれお答えをさせていただきますが、とりあえず業種指定の問題について御答弁申し上げますと、これから各事業所管官庁が指定をすることにしたてまはなっておりますが、やはり従来の先例として、国際経済調整措置法で全国業種百二十一、産地業種八十三を指定したということは先例として十分参考になるのではないかとお尋ねに思っておりますところでございます。ただ、指定の仕方はもう少しふんわりした指定の仕方をするということも考えてみてはどうかと思っておりますのでございます。

具体的にどういう業種を指定するかという点につきましては、現に私どものところにもいろいろな業種から相談に見えております。代表的な事例だけ申し上げますと、たとえば貿易構造の変化で輸出が減少しておる、これに対応して何らかの転換対策を考へる必要があるのではないかと、こう思われる業種の事例としましては、造船の関連の業種であるとか、あるいは金属洋食器の製造業等が代表ではないかと思えます。それから技術革新等による需要の減退というケースとしましては、私どものところにマッチの業界からいろいろ相談に見えております。ライターが普及をいたしました、あるいは自動点火が普及したということに伴って、マッチ業界これらからどうするか、むしろ紙の加工技術を別の分野で生かす工夫はないかというような相談がその内容でございます。さらにまた、公害その他の規制の強化に伴って新しいやり方を考えていくということも、業界内ではいろいろ検討が進められておりますものとしては、鋳鉄物の製造業などがその事例ではないかと思っております。

○森下昭司君 それから重ねてお尋ねいたします

が、技術開発と技術の導入と申しますか、これは中小企業は非常に研究開発能力が乏しい、あるいはまた研究機関を設けようとしてもその能力がない、あるいは何と申しますか人もない。要するに資金的にも人的にも、また技術の導入に際してもそれをこなす得る能力と申しますか、そういった体制もないというふうな、いろいろな技術開発や技術導入の問題については問題点がたくさん出ているわけでありまして。そういう中におきまして、先般中小企業に対する技術情報の提供でありますとか、あるいは技術の移転の導入のあっせんでありますとか、そういう機関といたしまして、中小企業振興事業団の中に技術移転促進センターというものを設けるといふ計画を、通産省は来年度から実施したいという御意向のようでありまして、この内容についてはどういってお考え方があるのかお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) これからの日本経済が安定成長の時代に移ってまいりますと、いわばいままでのような量を重視するといふ時代から、質が大切になってくる時代にだんだん変わってくるように思われます。そういう中で、中小企業が生き残りをかけていくというこのためにはやはり技術の身に付け、その技術で新しい経済環境に立ち向かっていくという体制を整備することが、非常に大きな要素になっていこうかと思っております。

〔理事楠正俊君退席、委員長着席〕

この技術の開発の面では、従来から技術改善費補助金であるとか、あるいは国産新技術企業化等融資制度というふうな形で、補助金をつけたりあるいは特別の融資制度を設けて、中小企業みずからの技術開発を応援してまいりまして、また中小企業自身ではなかなか手の及ばないという分野につきましては、国または公設の試験研究機関、これが開発を行ってまいりますし、特に中小企業向けの開発ということにつきましては、その経費の一部を補助する制度も用意をされておるところでございます。さらにまた中小企業振興事

業団におきましても特別のプロジェクトとして省力化、自動化のための機械開発というテーマを手がけて、いま進行中でございますし、さらに、振興事業団に座敷を設けて、業界とそれから、国、府県、これら力を合わせて特別研究開発を行うという制度もあるわけでございます。これらの各種の開発推進に加えまして、いまお話ございましたように、来年度以降の新しい構想として、自分で開発をするところまではいかなくとも、よそからいい技術を買って来て、それを自分なりに改良し身につけていく、こういうことを中小企業庁としてお手助けできれば非常に役に立つ面も多いような感じがいたしますので、従来の直接の開発に加えまして、いま申し上げましたいわけば技術多転とも言うべき分野につきまして、政府としても応援する道を開きたいということで、部内で寄り寄り検討中でございます。

さらにまた、それに加えまして、これらの技術開発の成果をいかに普及するかということが問題でございます。普及面につきましては、府県の各種の試験研究機関が指導を行っておることに対して、その一部を現に補助をいたしておりまして、それから試験研究機関が中小企業の工場に直接出て指導をするという巡回技術指導、こういう制度がございます。実はその巡回技術指導の中身として、ひとつ転換問題について巡回技術指導する、こういうやり方を活用していきたいと思っております。

以上一般的な制度について御報告を申し上げましたが、お尋ねの中にございまして技術移転促進センターというふうな構想、どういふふうになっておるかという点を申し上げます、これは実は中小企業振興事業団がいろいろこの技術の問題が大事であるということ、どういふやり方を進めていったらいいかということ、どういふやり方を進めていっていいかという形を新聞に報道されたのではないかと思っております。実は、中小企業振興事業団におきましては、こういう技術情報の調査に関するスタッフを増強を

し、その増強した人間をもとにして、技術移転の分野においてどういふ技術が利用できるのかというふうな情報を提供したり、あるいはそれを身につけるためにはどうしたらいいのかというふうな指導、あつせんをしたり、こういう分野を強化をしてみたいというところを、スタッフの中でございまして。場合によっては、スタッフの中に委嘱コンサルタントというものを置かしまして、これがいわば中小企業と親身になって相談をする窓口になるというふうなことを考えてみてはどうかと思っております。したがって、センターという名前に余りこだわっていただきまして、よりは、こういったことを考えておるといふことで御理解をいただきたいと思います。

○森下昭司君 委嘱コンサルタント、まあ非常に私はいい制度ではないかと思っておりますが、ややもいたしますと、こういったものは東京中心主義というふうな感じなきにしろあらずでありまして、コンサルタントの委嘱の問題等について、全国的に行い得るような点を考慮していただきたいと思っております。一応技術移転の促進補助制度そのままで拡張していきやないかという考え方を、それから技術移転促進貸付制度というものを設けて、中小企業金融公庫を窓口にして融資をしていこうというところが、何か考えられるようにありますが、このいわゆる技術移転の促進貸付制度、一件当たり一億二千万円を限度といたしまして、年利八・九%、貸付期間十年以内を予定しておるといふふうな言われているのであります。このいわゆる貸付制度と本転換措置法の中における融資の問題とは、いわゆるダブって申しますか、双方の貸し付けを受けることができるのかどうか。転換措置法の融資を受けるならば、この技術移転の問題の転換をする場合に、この技術移転促進貸付制度というものは適用できないとか、この適用の具体的な問題についてお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) いまお話しいたしました技術移転促進に関する新しい補助金制度あるいは貸付制度の問題は、いわばいま予算要求中の段階でございます。これがうまく予算化できまして、たゞには実質的に役に立つのではないかと、私どもはそういう期待を持っております。事業転換に際しては、創設をされました場合に、事業転換に関する助成と重複して受けられるかという点につきましては、私どもはやはりそれぞれの趣旨に合致しておれば、それぞれの制度を受けるようにして差し支えないのではないかと考えております。

○森下昭司君 それでは、さらに金融問題について二、三お尋ねをいたしておきますが、転換いたしますときにはやっぱり金融問題が大切であるというところは、この措置法のいろんな説明の中にもあるわけでありまして、しかし、考えてまいりますと、この事業転換を行って、先ほど申し上げたように全部が全部成功するわけではないわけでありまして。失敗をする例等もあります。こういうふうないわゆる転換前の実績に基づいて、金融機関が金を貸してくれるかという、新しい分野への進出が不安感が伴いますから、やはり金融機関もちゅうちょをするような結果になりはしないかというふうな私どもは思うわけでありまして。今もいわゆる信用保証制度の役割りに対する期待が、そういった意味では大きいわけでありまして、保証協会のこの保証がつけば、未知の分野であつても金融機関は融資することになるであろうと、私どもは実は期待をいたしているわけでありまして。そのために本法案でも信用保険の特例が設けられておられるわけでありまして、問題は、いま申し上げたようにこの本来の趣旨のようになり運営されるかどうかということが今後の問題点になるわけでありまして。すなわち保証協会が、信用力が乏しい企業には保証したがりなれないと、積極的に保証する姿勢をとるかどうかということが、まず第一番目の問題ではないかと思っております。そこで信用保証協会にこの制度の趣旨を十分に生かして運用するように、政府が積極的に指導

していく必要があると思うのでありますが、このいわゆる事業転換のための信用保証協会等に対する指導についての考えをお伺いいたします。

○政府委員(岸田文武君) 事業転換に伴いましてやはり新しい設備を入れる、あるいは従来の施設を転換するために、各種の資金需要が出てくるわけがございます。私もやはり転換という仕事は、その企業にとっても新しい分野への展開が図れるというだけでなく、国民経済的に見ましても、新しい情勢に応じた産業構造を築き上げていくという積極的意味を持っておりというふうな理解をいたしております。したがって、政府関係金融機関におきましても、この転換法の趣旨を十分体して、具体的に相談がありましてきたときに、積極的にこれに応ずるよう指導してまいりたいと思っております。さらに政府関係金融機関の融資を補助するものとして、民間金融がこれまで積極的な応援に入ってもらったことが重要なファクターでございます。それを円滑にするために、お話の中にごさいましたように信用保証の特例ということ、この制度の発足と同時にスタートさせたいと思っております。

この信用保証の特例が動き出しますと、従来の保険に對しまして、別枠でかなりの金額の保証が受けられるということになりまして、さらにまた人補率も普通保険の場合一般は七〇%でございますが、八〇%に引き上げられることによりまして、市中金融が円滑につけられるように措置できるものと考えておるところでございます。これらを実際に動かします場合に、金融機関においてこの法律の趣旨をよく理解してもらおうという御指摘、まさに私も同感でございます。この法律ができませんと同時に各保証協会あるいは政府関係金融機関に對しまして、よくこの趣旨のPRを図りたいと思っております。

○森下昭司君 私は具体的な指導が円滑に行われることをひとつ期待をいたしておるわけでありまして、今度のいわゆる貸し付けの中におきまして、そのためには、政府関係系統にございまして、

中小企業金融公庫、それから国民金融公庫とは、やはりいま長官が言われたような積極的な判断と積極的に融資をするという姿勢をとりませんと、他の一般市中銀行は、政府系のいわゆる金融機関ですらこういう考え方でずからわれわれが、しり込みをする傾向が出てくるのではないだろうかと思っております。特に中小企業金融公庫並びに国民金融公庫に對する協力と申しますか、要請というものが非常に重要になってくるのではないだろうかというふうな思っております。この点について両金融公庫に對しまして中小企業庁として何か特別な要請をなさるお考えがあるのかどうか、この点をひとつお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 御意見はまことにごもつともございまして、この転換ということ、個々の企業の持つおる役割りのほかに、国民経済的にも大きな役割りを持つておるということを頭に置きまして、中小公庫、国民金融公庫が、適切な計画の認定のあった場合には、それに対して積極的に相談に乗り適切な金融援助をするということにつきまして、私どもも指導したいと思っております。

○森下昭司君 そこで、一つの具体的な要請であります。事業転換計画というものは都道府県知事の認定を受けるというわけでありますから、認定を受けて転換のための貸し付けを申請した場合、これは政府系金融機関とあるいは市中銀行とか保証協会とか区別いたしまして、原則として融資をするということは、一つの私はたまたま点についてはどうですか。

○政府委員(岸田文武君) 転換の具体的な計画が固まりまして、それを都道府県知事に持ってまいりまして認定を受けるわけでございますが、この認定に当たりましては、その内容を審査して、これが十分新しい分野への転換に役立つということから、金融機関としてはそれを尊重するというの

のように、認定があつたら即金融ということになりますと、とかく認定自体が非常に慎重になるという面もあるかと思つております。その辺はよく呼吸を合わしてやるようによく指導していきたいと思つております。

○森下昭司君 いや、私の言うのは、計画書を提出をいたしましたして認定を受けます。事業転換に実際にかかると、認定を受けた業者は事業転換のための貸し付けを申請した場合は、原則として拒否すべきでない、言うならば原則として融資すべきであるという考え方に立つのが妥当ではないかと思つておりますが、その点をお尋ねしていただきます。

○政府委員(岸田文武君) 金融機関でございまして、計画の内容を見て、それがどういふふうな資金計画になつておるかというふうなことを聞くのはいわば商売であらうかと思つております。ただ、それは申しましたも、その前段階に都道府県の認定ということ、その計画内容について十分相談に乗り、また審査をした上のごさいますので、これはやはり原則としては尊重してもらつていふことが、円滑にこれを進める道ではないかという感じがいたします。

○森下昭司君 そういうように、ひとつ先ほど述べましたように、各種金融機関に對する協力要請、指導というものを強化していただきたいと思つておりますが、この反面、借りましたお金は返さなくちゃならぬわけでありまして、それから、転換がうまくいけば相当な期間を経なくても返済することが可能であります。過去の例からいいますと、少なくとも五年とか十年とか長い年月をかけた後にはあります。転換をしていくというふうな傾向が実はさきの追跡調査でも出ておるわけでありまして、そういう点からいいますれば、今回十年という期間で融資をするわけでありまして、私は一つのこれは評価できる進歩ではないかと思つております。やはり業者の中では、でき得るならばさらに若干の返済の期間というものを延ばすとか、あるいは据

置期間を長くするか——いま二年であります。これを三年とか四年にしていくとかいふような希望というものが出ておるわけでありまして、今回のこの案の初年度といたしましてはこういう考え方がありますが、来年度以降、この返済期間だとかあるいは据置期間だとか、そういうものについて考え方があるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 転換をするというものは、その事業にとつては非常に一つの大きな踏み切りが必要でございます。そういう立場からいたしますと、少しでも金利が安く貸付限度が高く、そして償還期間も長くというふうな貸付条件をより有利なものにしてほしいという希望を抱くのは、いわば当然のことのような気がいたします。ただ、これは無限にいくことができるというふうなものでもなく、やはり転換先の既存の企業とのバランスというものを頭に置かなければなりません。しかし、そういうことを配慮の範囲内で少しでもいい条件でということ、私どももこれから引き続き研究してまいりたいと思つております。

○森下昭司君 それから限度額の問題でも、中小企業金融公庫で一億五千万円、国民金融公庫で千五百万円以内ということになっておるのであります。これも将来的にはどうお考えになりますか。

○政府委員(岸田文武君) 従来の転換の実績もいろいろ調べてみました。大体いまお話ございましたような金額であれば、転換に對する資金的な応援としては現段階としては一応十分ではないかと思つております。しかし、これはまた将来、経済情勢も変わつてまいりまして、この新しい経済情勢に對するよう、絶えず見直しが必要であるという点は御意見のとおりでございます。

○森下昭司君 それでは、この事業転換の具体的な内容についてちょっとこの機会にお尋ねいたします。

まず、「事業転換」という言葉の問題であります。私の聞き及んでおる範囲内では法律上の定

義はないというふうな理解をいたしているわけでありませぬ。その概念は、法律の適用の個々のケースを通じて確立してきているというふうな言われたいわけでありませぬが、この事業の転換という法律上の定義がないというのとはどういふことなのか、それを最初にお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 法律の文面では転換の定義というものが特に表に出ておりませんが、私どもとしては次のように大体考えておるわけでございます。

事業の転換といふと、現在中小企業がやっております仕事を縮小しながら新しい分野で活動を行う、そして転換先の仕事が全事業活動の中の相当部分を占めるといふような形になることを、いわば転換といふふうな考えでおるわけでございます。その相当部分といふことにつきましては、おおむね二分の一程度あれば相当部分と当然言ひ得るんだらうといふふうな考えです。このウェートの算定でございますが、原則としては生産額あるいは取引額によって算定することにならうかと思ひますが、単にその生産額とか取引額というだけではなくて、転換に伴ひまして主要設備の相当部分が新規の事業用になるというふうな場合も、これは実態的には転換と認めていいのではないかと考えておるところでございます。

なお、これは一挙に転換をするといふことは必ずしも要件にいたしませんで、一部分を変えていく、その間多角化をする、こういうようなことをだんだん進めてまいりながら、計画期間の中に、結果として先ほど申し上げたような状態になるというのであれば、事業の転換と考えて、それに對する所要の応援を図る、こういうふうな解釈をいたしておるところでございます。

○森下昭司君 事業の転換が相当部分といふことは二分の一以上ではないかというふうなお話がいまあったわけでありませぬ。そこでいふゆる通常同一の業種と見られる業種に属する事業に転換する場合——今回の転換法の対象になっておられるのは、ある業種に属する事業から他の業種に属する

事業に転換することだと、一般論としてはそうなるわけでありませぬ。そしていま言った事業を縮小し、転換後の新事業が全事業の相当部分を占める、二分の一以上になるとか、あるいは生産額、取引額を算定してそれが相当部分、つまり二分の一以上になるとか、主要設備の相当部分が転換期間内に新規の事業用のものになるとか、いろいろな事実認定等がございますが、そういうのが一つの事業転換だと言われておりますが、同一の業種内と見られる転換ですね、近促進なんかこういふ点を強く主張いたしておるわけでありませぬが、この事業転換措置法の中でも、同一業種と見られる事業に転換をする、そのことが、事業転換といふ言葉が妥当かどうかは別にして、より高級の製品化を目指し、より付加価値の高いものを目指し、というふうなものであれば、こういふものについても事業転換として認定していくべきではないかと私は思ふんでありますが、その点についてお考えをお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 一つの業種から他の業種に移るといふときに、必ずしも標準産業分類による何けたの中の移動というふうなことにこだわらなければならないのではないかと感じました。必要は必ずしもないのではないかと感じました。たとえばお話にございましたような、同じ産業分類のたとえば四けた分類の中で移動するといふような場合につきましても、いままでつくっておりました商品に對しまして、新しくつくる商品が非常に付加価値が高い、非常に高級な商品である。そのものをつくるためには従来の原材料を変えていかなければならぬし、設備も変えていかなければならぬ。こういうふうな実態にありませぬ場合には、やはり一つの事業転換といふふうな考え得る場合がかなりあるのではないかと感じました。

○森下昭司君 いまお話がありましたように、同一の業種に似通った業態、この転換もあり得るというお話でありますので、これは相当事実認定とか、あるいは製品の価値判断の問題が出てくると思ふんでありますが、何を申し上げましてもい

ゆる中小企業者でありますから、こういう事実認定の場合には転換の助成を受けやすいようにケース・バイ・ケースで弾力的に判断していく。たとえば相当部分といふのは、いまお話があったように二分の一でありませぬけれども、同一業種の場合に對しての転換なんかは相当判断がむずかしいと思つております。そういう面につきましまして私にはやはり実態というものを、これを認定することによつてやはり事業転換が容易になり、中小企業者が救われるという観点に立つならば、多少の私は弾力的な考え方があつていいのではないかと、画一的に二分の一以上なければいかぬと、これはこういう認定をすれば二分の一以上になるが、こういう立場から見れば二分の一にならぬかと微妙な問題があると思ふんであります。こういう点に對してはやはり相当幅のある弾力的な考え方の上立つて認定作業に当たるべきではないかと思ふんでありますが、そういう点についてはどうお考えですか。

○政府委員(岸田文武君) この認定という仕事は、お話のように個々のケースに当たつて見ますと、なかなか解釈上むずかしい問題が出てくることと予想されるわけでございます。私どもとしてはなるべく、この法律ができました実施通達を出します場合には、この辺の解釈をできるだけ詰めてみたいと思ひます。それからまた当初一つのルールをつくつたことを、絶えずいろいろな実例が出るたびにそれを積み上げていくというふうなやり方が、一番実際に適するのではないかと思ひます。余り解釈がばらばらでも困りますから、しかしそれはいいまでもやはり中小企業が本當に実質的な転換を図るというふうなケースが拾えなくとも困る。この辺のところはいわば運用の問題として、私どもとしても一生懸命工夫をいたしたいと思ひます。

○森下昭司君 そこで伝えられるところによりますと、単なる立地転換は事業転換ではないというお考えがあるようでありませぬが、この中小企業近代化審議会が昨年の十二月に答申をいたしました

たときに、「商業、サービス業についてもその特殊性をも考慮しつつこの種の構造的な要因によるものについては対策の対象とすべきである。」というふうなことが載せられ、かつ「商業、サービス業については環境の急激な構造的変化が事業の継続に重大な影響を及ぼすことに鑑み、一定の立地転換についてもこれを取り上げる等弾力的に取扱うものとする。」という意見があるわけでありませぬが、この考え方が今回の転換措置法の中に入つていないように思ふんでありますが、この点はどうですか。

○政府委員(岸田文武君) この法律で事業転換として取り上げ、特別の応援をいたしますのは、いままで持つておりました各種の経営資源、すなわち設備の面あるいは労務の面、あるいは販路の面、こういったものを思い切つて変えていかなければならない、そういう特別にむずかしい環境を迎える中小企業に對して特別の応援をしようといふことがその趣旨でございます。お話にございました立地の転換は確かに現実にはいろいろ新しい問題が起ることでございませぬが、他のケースと比べますと、やはり困難の程度が低いのではないかと、この法律の対象には取り上げないことにしたのが経過でございます。ただ立地の転換の中で、現に立地政策の面からいろいろの応援手段が用意をされております。それらを活用できる場合には当然活用することになりませぬし、またいま私どもが念頭にあります各種の要因に伴う転換に際しまして、立地の変更をも伴うことにならうかと思ふわけでございます。

○森下昭司君 これは具体的にまいりますと、たとえば大都市なんかでは、ときたま生鮮食品の卸売市場がいろいろな都市の機能等から他に移動する場合があります。その周辺の要するに生鮮食料品の卸売市場で扱う物品以外を扱っているま

あかん詰り業者だとか、あるいは乾物品屋さんだとか、あるいは果物屋さんの特長なものとか、いろいろなものがあるが、そういう

ものが、移転をいたしますとその付近は全部もろに影響を受けて、中には店を閉じなくちゃならぬというようなケースがあるわけなんです。細かいことを言えば、たとえば大学が、ありまして、大学生相手に商売しておいた者が、大学が郊外に移転したために店を閉めざるを得ないというように、非常に深刻な例もあるわけなんです。したがって私は、やはりこの中小企業事業の転換対策のあり方についての近代化審議会においてそういう意見具申があれば、やはり具体的に商業、サービス業についてこの意見具申のあったように、立地転換というものを考えていくということが、これは妥当性があるんじゃないだろうか。むしろこれは私はいま申し上げたように、大都市の地域的には非常に顕在化している問題であろうと、実はほかのように思うわけでありませう。他の方法で救済できるからというふうなことになるならば、これは私はたまたま先ほど私が最初に申し上げたように、中小企業の近代化促進を通じ、あるいは助成法を通じ、あるいは構造改善等が行われておりまして、その中から中小企業の事実上の発展が出てこなくちゃならぬわけなんです。それがならないからこういう臨時措置法で十年の限り法として出てきたわけなんです。ですから私はやはり商業、サービス業、まあ主に零細小売というのが当たるんじゃないかと思うんでありますが、そういういわゆる構造的環境の急激な変化というものに対応して、立地転換は当然対象として考えていくべきだと思っておりますが、重ねてお伺いいたします。

○政府委員(岸田文武君) この法律では、法律の表題にもございまして、いわゆる事業の転換というものを念頭に置かしまして、それをいかに円滑にするかということと、とりあえず法律をまともにして、立地の転換は事業の転換ということにくるのには少し質が違ふ面がございます。ただ、それは申しませんが、いまお話ししましたように、現に立地の転換を余儀なくされる事例もございまして、それに伴っていろいろな問題もあるこ

とは、私どももある程度耳にしておるところでございまして、こういう面につきましては引き続き私もいろいろ勉強をさせていただきまして、これに對してどういふふうな手を打っていったらいいか、少し検討したいと思っております。

○森下昭司君 これは通産大臣にお伺いします。これは長官と私の認識が違ふんです。中小企業近代化審議会が昨年の十二月八日に出された「今後中小企業事業転換対策のあり方について」の意見具申があるんです。この意見具申に基づいて、あなた方は中小企業事業転換対策臨時措置法を出しにしているんです。そういう事例があることを耳にしているという問題じゃないんだ。この近代化審議会が「立地転換についてもこれを取り上げる等弾力的に取扱ふものとする。」という意見具申があるから、この意見具申を率直になぜ採用しないのかと、こう聞いているんです。これから検討しますなんて、そんなことを言っているんじゃない。まだ前提の認識が違ふ、長官とは。大臣にお尋ねいたします。

○國務大臣(河本敏夫君) これはいま長官が答弁をいたしましたように、事業の転換とそれから立地の転換ということはやや内容が違いますので、とは言いがらほうっておいていい問題ではございませんので、引き続き何らかの形で処置できるように検討をいたします。

○森下昭司君 私は重ねて言っておきますが、事業転換と立地転換、質が違ふ、そんなことはわかっています。しかし、立地転換を余儀なくされるそこにお勤いっていただいた従業員だとか、まあ経営者というか、夫婦でやっているところもあるでしょう。事業転換を行おうが立地転換を行おうが、生きるということとは共通したことになるんです。その事業を行おう、立地転換をしなければ生きられぬ、事業転換をしなければ生きていくことができない、もっと平たい言葉では、暮らすため、生きるためにともに仕事をし、働かなければならぬという点で一致するはずなんです。それをただ単なる現象面で立地転換と事業転換とはいささか趣旨が

違ふ、だからこれから考えましようということだけで片づけるべき問題ではない。前提として、何遍でも言いますが、近代化審議会の意見具申を無視したところに、私は最初にちよつと触れましたように小規模零細企業はどうでもいい、商工中金の追跡調査ではありませんが、ある程度余裕のある優良企業だけを対象に本転換が考えられている証左ではないだろうかというふうな感じがいたしました。その点から、くだいようであります。この点についてお尋ねをしておいたわけでありませう。今後、大臣お答えになりましたように、私は立地転換、商業、サービス業、言葉をかえて言えば零細小規模事業のいわゆる生きる方向について、さらに検討を加えて、そしてまた検討の上で立て、新しい考え方の上から助成措置を考へていただきたいということをお願いいたしておきます。

それから、私、事業転換を行うに当たって既存の設備を利用できれば一番いいと思うのでありますが、実際問題として既存の設備を利用するということができ得ないというふうな事業転換もあるわけでありませう。あるいは最初に申し上げた後ろ向きの事業転換を行うものとして、しかも生産、販路等という立場から業種転換を考えますと、やはり設備は使えないというふうなことが出てくるわけでありませう。先ほどの商工中金の追跡調査の過去の実態等からながめてまいりますと、政府が何らかのこうで助成する政策の中に、既存の事業の不用設備というものを買い取ってもらいたいという希望者が全調査対象の二二%にも達しているという統計上の問題が出てくるわけでありませう。過去に繊維産業の構造改善対策で、紡織機等の廃棄問題に関連をいたしました積極的な救済政策を政府がとりになったの例がございます。そういうふうなことを考えてまいりますと、この事業転換に当たっても、買い上げるならば積極的に買い上げるという方式をおとりになること

が、私は妥当な措置ではないだろうかというふうな感じがするわけでありませう。いわゆる転換業といひまするか、事業転換の中で失敗する例もある

わけでありませうから、転換業とのいわゆる対策というものを考えましたときには、この事業転換を表裏一体のものとして考えていく必要があると思ふ。そういうふうなことから考えますれば、私は既存の設備が使わなくなったものについては、政府が何らかの形で買い上げることが必要ではないかと思ふのでありますが、そういう考え方が今回の臨時措置法の中に盛り込まれていないというところは非常に残念であります。なぜ盛り込まないのか、この点についてお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 設備の買い上げの問題については、私も、こういうふうな問題があるように考えております。こういう設備の買い上げという制度を仮に発足いたしますと、いわば構造的な要因によって影響を受ける業種というのは非常に広範でございますので、非常に無制限に広がってしまふ、資金量としても想像もできないほどの金額になりかねないという点が第一の問題かと思ひます。

それから第二番目には、個別企業がいつ、どういふ形で転換業を行うかということが事前に予測できない点が問題かと思ひます。

それから三番目には、もっと実質的な問題でございますが、設備の買い上げをやるということになりますと、その業界へ次に新しく参入をするということをやや理論的には抑えないと、整合性がとれないような感じがいたします。こういった新しい設備を一切入ってはいけないうようなところまで体制ができるかどうかという点が問題のようにならぬかと考えております。

いづれにせよ、こういった設備の買い上げというふうな対策を用意いたしますためには、その業界が全体としてどういふビジョンで将来に臨むかというふうなことをやはり相当じっくり考えた上で、その答えを待つて措置をするというのが本筋ではないかと思ひます。いま御提案申し上げておりますような一般法ではなかなか力が及ばない分野ではないかという感じがするわけございませう。

いづれにせよ、こういった設備の買い上げというふうな対策を用意いたしますためには、その業界が全体としてどういふビジョンで将来に臨むかというふうなことをやはり相当じっくり考えた上で、その答えを待つて措置をするというのが本筋ではないかと思ひます。いま御提案申し上げておりますような一般法ではなかなか力が及ばない分野ではないかという感じがするわけございませう。

す。
ただ、別途組合が中心になりまして設備の共同
廃棄を行う場合、こういう場合は現にあり得るわ
けでございますが、こういった場合につきまして
は、中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業とい
う制度が現に用意をされておりますので、これを
活用することによって、いわば転換に伴う設備問
題の解決の一助にはなり得るかと思うわけでござ
います。

○森下昭司君 いま最後にお述べになりました点
は、共同組合等、組合の関係であります。私
お尋ねをいたしておりますのは、むしろ転換措
置法というのは個々の中小企業者を対象としたも
のでありますから、業界という立場で問題を考
えているわけではございません。たまたま、繊維産
業の構造改善対策の問題と関連して取り上げま
したものでございまして、一応業界とか、あるいは組合
とかというお話があったかとも存じますが、そも
そもこの事業転換法は、言うならば主として個人
の中小企業者を転換をさせるための措置でありま
す、というふうには私は理解をいたしているわけ
であります。で、先ほど申し上げましたように、既
存の設備をそのまま利用できれば非常に転換はし
やすいのではないかと思うのであります。しか
し事実問題として、転換する場合に、先ほど申し
上げたように既存の設備を利用しようとして転換
をするわけではございません。製品の生産がどうす
ればうまくできるのか、できた製品がどうすれば
うまく販売できるのか、こういうような観点から
事業転換の決意がなされるということを最初に申
し上げたわけでありまして、いわゆる既存の設
備をまるまる利用できないというものもたくさ
んあるわけでありまして、そういう既存の設備を全
然利用しない、事業転換を泣く泣くせざるを得
ない業態の場合に、その既存設備を買い上げる考
え方というものを持つのが妥当性を持つものでは
ないか、たとえば事業転換を、さっきも言ったよう
に失敗する例とても三分の一以上あるわけであ
りますから、いわば転換対策と申しますか、転

業と廃棄とを一緒にして、廃棄対策といわゆる事
業転換とは裏表の関係にもなるわけなんです。そ
ういう点からは廃棄対策の一環として、そういう
ような事業転換に伴う設備の要らなくなったもの
については、政府自身が、たとえば繊維の構造改
善事業の際に行つたような措置を考へるべきこと
がよいのではないだろうかということも申し上げ
ているわけなんです。先ほどから業界全
体のビジョンを見なさいかぬとか、意向をどう
考へているかどうか見なさいかぬとか、あるいは
中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業の制度
を利用すればいいかという問題ではなくて、
個々の中小企業者を対象にした場合にはどうした
らいいか。たとえば事業転換の融資をしてあげる
んだから、不用設備で使わぬなら使わぬで仕方が
ないじゃありませんか。といって放置するお考え方
であるのか、はつきり答えていただきたい。

○政府委員(岸田文武君) いままで使つておつた
設備が転換に伴つて不用になる、こういう場合が
確かに現実にはあり得るわけでございまして。この場
合に対応いたしましてこの法律ができましたとき
の一つの措置として、既存の設備に関する償却の
特例という制度が設けられております。これは耐
用年数がまだかなり残つておる場合にも、転換に
伴つて新しい分野へ転向することになった場合に
は、計画期間中に全部の償却を済ましてしまつた
ということによりまして、一種の援助になるかと
考へるわけでございまして。新しい分野に転換する
新しい設備につきましては、先ほど申し上げて
おります金融上の援助でやるわけでございまして。
さらに、これを買上げるというところで補強すべ
ばもっと実質的の援助になるのではないかと、この
は、趣旨としては理解できるわけでございまして
が、やはり制度としてそこまで用意するといふと
ころには、ちよつとまだ一般法としては踏み切り
にくいのではないかと申しておるところでござい
ます。

○森下昭司君 この問題はひとつ時間の関係があ
りますので、後日にまた譲りたいと思つてござい
ます。

このいわゆる意見具申の中で、この転換対策の中
で「当面講ずべき助成措置等」という項目があり
ますが、この中で、「転換先及び転換の方法に誤
りなきを期するための意思決定の手助け及び転換
に伴う資金経理面の負担の軽減に重点を置くべき
である。」ということが実は書いてあるわけであ
ります。ところが、この転換措置法によりまして
業種がどういふような業種に転換することが望
ましいとか、あるいはこの設備ならばこういうよ
うな業種に転換することがいいとかいふような
ことは一切関与しない、いわばどの業種に転換
するかはその当該中小企業者の意思に任せる、そ
の意思が決まれば、その転換がスムーズにい
うにわれわれとしては協力するんだというよ
うな考え方だと私は理解をいたしておるわけであ
りますが、そうだといたしますと、先ほど申し上げ
た近代化審議会の意見具申とや異なる感じが受
ける。これは意思決定の手助けでありますから、
この業界はあなたがこういう設備とこういう実績
があるならば、こういう業種に転換すればこう
こうなるであろうというところまで手助け
をするというところは、そういうところまで助成の
一端として考へるべきだということを言つてお
るのではないかと申すのであります。やや意見具
申と長官の考え方の違いがあると私は申すので
あります。その点についてお尋ねをいたしま
す。

○政府委員(岸田文武君) 私どもは、この転換法
の運用に際しまして、あなたはいままでの業種で
はだめだからこへ行きなさいということ、い
わば追い出しのような形で運用することは毛頭考
えていないわけでございまして。また個別に一つ
つそういう指示をするということは、物理的に
も不可能なことではございません。私どもはやはり、
中小企業の方々が自分の経営の行く先を考へ、そ
のいままですべての知識、経験、能力を生かし
て、もつと別の分野で働いた方がもつとよい経営
ができるという、こういう判断を尊重をし、それ

を応援をするということもたてまえてまいりま
す。と思つておるところでございます。むしろ、
日々の仕事をしておる方の企業家精神というか、
企業家の知恵というか、こういった面を十分尊重
できるものではないかと思つております。ただ、
それは申しまして、あるいはおのずから情報の量
に限界がございまして、こういう業種、ああいう
業種と迷われるケースは非常に現実には多いだろ
うと思つております。そういう場合には、総合指導所
なりあるいは各種の相談機関におきましてやはり
親切に相談に乗つてやり、いろいろの迷いの中か
ら一つの答えが出るようになるまで、相談に乗
つてあげるといふことは特に大切なことではござ
いまして、そういう気持ちのままにいまの答申の中
でうたつておるのではないかと、迷つておられるこ
とについて、最後に踏み切りをつけることまで
相談に乗つてあげるといふ気持ちで、これから運
用してまいりたいと思つております。

○森下昭司君 この問題はやはり非常に大切な問
題であります。今後の推移をひとつ見守つてい
きたいというふうな考へているわけでありま
す。そこで若干、時間の関係で、法案の第七條の
第三号、この租税特別措置法で法人税を軽減す
るといふ一項目が入つておるんであります。で、
あるところで解説を見ましたら、課税の繰り延べ
だとか書いたのもございまして、あるところでは、
いや、税金の免除だといふようなことも書いてご
ざいましたので、この法律で規定いたします法人
税を軽減するといふのは、どの程度の法人税を
租税特別措置法によつて軽減しようとするのか、
具体的内容をお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 合併の場合を例にとつ
て御説明を申し上げます。合併法人がある資
産を持っていて、それを合併するに際しまして、
普通でございましてと評価をすることに
なります。そういたしますと、従来の簿価との間
に差ができてまいりまして、これを一種の益金と
して課税を受けるといふのが普通のルールでござ
います。しかし、それでは事業転換に伴つて新し

い合併をして新天地へ発展をしようという趣旨からしますと、新しい税金を払うというのはいかにもつらいという気持ちになられるかと思ひまして、こういう特例措置を設けました。これによりまして、いわば簿価で引き継ぎができるという形にしまして、その分だけ圧縮記帳が行われるわけでございます。したがって、新しい税金がかけられないで済むという制度が、この制度の趣旨でございます。それが繰り延べであるのかどうかという点でございますが、いずれにせよ、その時点ではまず税金がかからないことになった後に、その資産を、後になって売り払うというようになるとなります。その間は一種の繰り延べになるというふうな関係がございますし、それから合併した法人がさらにまた解散をする、将来になって解散をするというふうなときには、いま圧縮記帳をした金額だけ清算所得の金額がふえるという形になります。その時点で課税がかけられるという意味合いからしますと、やはり一種の繰り延べになるのかと思ひます。それから圧縮記帳をした資産が、たとえば機械設備のように減価償却資産でございますと、合併後の減価償却費の計算では圧縮後の簿価によって行われるわけでございます。したがって、税金がよけいかかる、結果としてはかかることになるわけでございますが、これは長期にわたってそれが清算されるという形でございます。この意味で全部をトータルいたしました一種の課税の繰り延べになるということが申し上げられるかと思ひます。

○森下昭司君 それから、六条の減価償却の特例の場合には「特別の措置を講ずる」、こういう法律の表現になっておりますが、これは具体的にはどういうことを指すのですか。

○政府委員(岸田文武君) 先ほどちょっと触れましたが、いままである設備をもって仕事をしておったのが、新しい分野へ転換することに伴って従来の設備が不用になってくる。こういう場合に

は、本来でありますとまだ相当な耐用年数が残っておるわけでございますが、これを転換計画に合せてその期間内に償却できるようにするというのがこの条文の趣旨でございます。こうなりまして償却額がふえるわけでございます。したがって課税額としては減ってくる、その意味で助成につながって行く、こういう関係にあるかと思ひます。

○森下昭司君 時間がありませんので、せっかく御出席いただいておりますので、特に転換の実際の問題として話題になっておりますこの造船下請業者の事業転換問題についてちょっとお尋ねいたしておきたいと思ひます。

非常に造船業界が不況であるということで、運輸大臣の諮問機関である海運造船合理化審議会で、いわゆる四十九年の工事量の六五〇程度に昭和五十五年は造船業の建造事業量が減ってくるというふうな場合でありますから、特に造船下請業者等については新市場の開拓と事業転換等につき十分配慮すべきである、こういう答申がなされた結果、現実の問題といたしまして競合する事業を避け、あるいは将来その事業が永続するものというふうないろいろなことが業界で検討された結果、船舶解体業に転換しようではないかというものが大体造船業界のいわゆる意向だというふうな聞いておられるわけでありまして、そこでこの解体事業を行うに当たりまして必要な資金というものが要りまして、その資金の利息を、半額を国から補助しようではないかというふうなことであります。このいわゆる転換計画というものです。この転換計画というものと今回提案をされました転換法との関係は一体どうなるのか、これをまず中小企業庁にお尋ねいたします。

○政府委員(岸田文武君) 船舶の不況につきまして私は私どももかねがね注目をし、またできるだけ手を打ってこの問題に対処したいと考えておるところでございます。ただ、いろいろ聞いてみますと、かなり長期にわたる構造的な要因も含まれておるといふことでございまして、現に造船に

関連をする下請業界等を中心としてしまして、この事業転換の問題についていろいろ勉強をしたいと思います。いろいろ問い合わせが来ておるところでございます。私どもはこれらの勉強の成果によって新しい分野への転換計画がまとまるならば、この法律をもって応援をするということを考えてまいりたいと思ひます。それと同時に、別途運輸省の方でいろいろお考えになっておられるようございまして、これらはその措置と併行して適用されるということになるかと思ひます。なお運輸省ともよく連絡をとりながらやってみようと思ひます。

○森下昭司君 そこで運輸省の方へお尋ねいたしますが、この協業組合をつくるというお考え方のようでありまして、この協業組合が創立いたしますと、大体全国で一つのものにするのか、各地域ごとに協業組合をつくって、全国的なものは連合会的なものにするのか、その辺の構想というのは固まっておりますか。

○説明員(清水正彦君) 御指摘の点でございますが、現在検討中でございます。現在ある一つの考え方は全国大体十カ所程度、それぞれ必要な地域に組合をつくったらいかがかという考え方がございまして、これは協業組合が適当であろうという考えも強く出ておられるわけでございますが、しかし必ずしも協業組合だけというふうな限定してまだ考へるに至っておりません。なお検討中でございますので、これらを連合した連合会等についてはまだ議論がそこまでいっていないのが実情でございます。以上でございます。

○森下昭司君 当然これは社団法人日本社団協働事業者団体連合会、ここが中心となって構想を進められるとおみえになりますので、今後の新しい協業組合によるか、あるいはまた他の方法によるかは別にいたしました。この連合会がやはり今後の事業転換の中心の役割りを果たしていくというふうな理解していいですか。

○説明員(清水正彦君) 現在、業界の意向を私どもとお話しておる相手は御指摘の団体でございます。

ます。したがって、今後の企画立案に関しても、御指摘の社団法人が大いに業界の意向をわれわれに伝えてくれるものというふうな考えっております。

○森下昭司君 いわゆるいま全国的に必要な地域、数カ所ということになるかと思ひます。が、こういった何らかの組合がございまして、転換事業として、船舶の解体作業をおやりになる。必要資金は私は膨大なものがあるかと思ひます。必ず、この場合にいわゆる事業転換の中小企業金融公庫なりから貸し出します限度額一億五千万円というものはある地域について言えば、それだけでは足りないというふうなことになるわけがあります。で、いわゆる運輸省が半額利息を補給しようという考え方の中に、事業転換措置法に基づく特別枠の融資ということが念頭にあるんではないだろうかと思ひます。安い金利、一〇安いわけでありまして、安い金利の半額を運輸省がおやりになると思ひます。一億五千万円という限界でまいりますと、やや私は資金不足が生ずるのではないだろうかと思ひます。この点、中小企業庁の方からは限度額いっぱいしか貸し出せないなら貸し出せない、運輸省としては足りない分については他の市中銀行等から資金を借りようとお考えの方であるかどうか。あるいはそうではなくて、この転換法に基づいていわゆる貸し付けをせよ資金といたしたいとお考えの方があるのか、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) いまお話しに出ております構想については、いま運輸省が中心になりましていろいろ構想を詰めておられる段階でございますが、漏れ聞るところによりますと、資金のソースとしては商工中金を活用してはどうかというふうな構想がございまして、この場合でございますから、かなり資金枠としては天井が高うございますから、量面ではかなりの応援ができるのではないかと思ひます。ただ、具体的なやり方等につきましては、少し運輸省のその構想が

固まった段階で私どもも聞かしていただき、また知恵を出すようにしたいと思ひます。

○説明員(清水正彦君) 私どもの方といたしまして、こういう事業転換に關しまして何らかの助成措置を考えなければいけないということ、いろいろな角度から検討しておる一つの考え方、ご意見を述べられども、解体用の船舶の購入資金について何らかの助成が必要なのではないか、あるいは融資が必要なのではないかという考え方を持っておりますが、ただいま長官から御返事がございますが、私もこれにつきましては極力政府系の資金を確保することができないであらうかということを含めまして、現在計画を検討中でございます。

○森下昭司君 そこで、この問題について最後に一つ大臣にお尋ねいたしますが、船舶解体というものには十年ほど前は比較的日本が世界的にもたゞさんの作業を扱っておったのでありますが、人件費の高騰あるいは国内の鉄くずの価格が非常に安いというようなことから、最近では台湾が一番世界で船舶解体が進んでおるといふような統計が出てくるわけでありませう。

これを今度は日本で行うということになりますと、国内の鉄くずの価格、それから台湾から持ってくる鉄くずの価格などいろいろなことがありまして、再び発展途上国云々というような問題に発展する可能性があらはれないかという様な私気がするわけでありませうが、いわゆる台湾産、あるいは韓国、あるいは他フィリピン等で行われております船舶解体の事業と、今後、いま造船下請業が行おうとする船舶解体事業とがお互いに国際的分野における競合、いままでの通産省の方針は国際的分野における何と申しますか、分担を担って云々ということになるわけでありませうが、これは競合をする可能性があらはれないかと心配をいたすのでありますが、大臣としてどういうお考えを持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○國務大臣(河本敏夫君) 私は、ここ数年は船舶解体事業というものは非常にふえると思ひます。

でありますから、わが国におきましても、造船業の下請企業がそういう方面に転換をしていくという場合には、政府の方でもできるだけ助成をして、そういう転換ができるように協力していくということをお願いいたします。近隣の発展途上国とはさほど競合は起こらないと、こう思ひます。

○森下昭司君 そこで、時間がないので申しわけございませんが、ちょっと合板業界の転換の問題についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

私は、先ほどから何回も不用設備の買い上げの問題等を実は提案をいたしておいたのは、やはり合板の実態からまいりますと、合板が事業転換を行う場合には、非常にむずかしいわけでありませう。特に、最近住宅の建設とあるいは公共事業のおくれによりまして非常な不況になっているわけでありませう。たとえば、住宅関連産業への転換がもしも図られるとすれば、ハードボードでありますとか、あるいはパーティクルボードでありますとか、あるいは新しい分野への転換といふものが検討されるわけでありませうが、どういたしても従来からのいわゆる合板の設備といふものは機械設備そのものが合板しかつくれない。いま申し上げたような新しい分野への進出をしようとするれば、設備を一新しなければならぬという様なことが一つの大きな課題になっているわけでありませう。特に名古屋地方におきましては、全国生産量の、それぞれ普通合板、特殊合板ともに、一、二割から一五割という高い占有率を持つておるのでありますが、つい先日までの不況で数社が倒産をいたしましたし、そこで働く労働者が約千人近く、首切りなり指名解雇、あるいは退職希望者を募るといふこと、職場をやめざるを得ないという様な状況に相なっているわけでありませう。そこで、こういう様な合板業界の事業転換といふものは、いわゆる今日の合板の現況から将来への展望へ向けて、どういふものか、林野庁当局の考え方があれば尋ねたいと思ひます。

○説明員(松延洋平君) 合板の問題につきまして先生御指摘のとおり、基本的には需要問題、需給安定問題、さらにはその経営安定問題、これが基本にあるかと思ひます。

そこで、新たな構造改善事業といたしまして、昨年新たに制定されました中小企業近代化促進法に基づきまして、新規需要の開発、設備の近代化、それから原料となります原木の安定的確保、あるいは取引、流通体制の整備という様な施策を実施するように指導しているところでございまして、これを受けまして、これに対応して当該業界におきましては、今後の構造改善計画の策定について現在鋭意検討中ということでございます。

林野庁としまして、この業界の検討結果を待ちまして、合板業界の近代化とあるいは安定的発展のための総合的施策を講じてまいりたいと思ひます。特にいま先生御指摘の設備問題との関連におきましては、特に需要見通しをどう考えるか、それから需要問題をどう考えるかといふこと、それからさらに現在の生産能力の問題をどう考えるか、これは非常にむずかしい問題でございます。この問題につきましては、あわせて林野庁におきまして学識経験者を中心としまして業界代表の方々、あるいは労働界の代表の方々にも御参加いただきまして、木材産業の基本問題の一つといたしまして、調査会を設けて検討しているところでございませう。

○委員長(柳田桃太郎君) 森下君、時間が来ましたから。

○森下昭司君 それでは、大変恐縮であります。私はこの合板業界が原木等の関係から林野庁で所管しておること自体が、産業という立場で物をなされました場合に非常におかしい形勢だといふふうに思ひます。いまお話をいたしましたように、構造的な不況であることは否定できない事実なんです。四十八年に新設住宅のいわゆる百九十万戸分に相当する設備投資を業界が行ったわけでありませう。ところが、実際には、

いま四十九年で百三十一万、昨年で百三十五万という様な建設しかできていないわけでありませう。少なくとも、六十万户程度、要するに全体の三分の一程度が過剰な設備になって遊休している、それをどうするかということが一つの課題になっておるわけでありませう。あるいはいまお話をいたしましたように、原木を外材に依存しておるところにも問題があります。しかし、やはり設備の過剰投資に大きな原因があることは事実であります。でありますから、ただ単に事業転換を行おうといたしても、このような状況下ではなかなかいいことを考えてまいりましたときに、事業転換といふものがいかに困難な業態があるかということも私は通産当局に御認識をいたしたいと思ひます。したがって、合板業界の事業転換等については十分ひとつ林野庁とも御相談の上、積極的な助成策をとっていただきたいといふことを私は要望をいたしておきたいと思ひます。

さらに、実はこの後、分野法の問題でいろいろお尋ねをしたいと思います。厚生省の担当課長さん等においでをいただきましたが、大変恐縮であります。時間関係で質問することができませんので、ここでお詫言を申し上げまして私の質問を終わります。

○委員長(柳田桃太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

午後一時三十五分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

中小企業事業転換対策臨時措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○桑名義治君 まず最初に、本法案の提出に当たりまして、その経過について伺っておきたいと思ひます。これまでも昭和四十六年ドルショック

クの際に国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律が制定されて、現在まで五年を経過をしておるわけでございますが、この法律によってどのような業種がどのような形で具体的に救済をされてきたのか、あるいはまた、事業転換業種の具体的実例と、その成否についてまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) まずもって、この法律に至りますまでの経緯を御説明を申し上げます。昭和三十八年に中小企業基本法が制定されました。その中で「需給構造等の変化に即応して行う事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずる」という旨が宣言されております。それを受けて、自後いろいろの転換に関連する立法が用意をされました。

その一つは、昭和四十四年に近代化促進法を改正いたしました。業種別の構造改善計画制度が発足をし、その一環として事業転換に関する必要な措置をとるべきことになったこと、さらにまた、四十六年には特恵供与、あるいはドルショックによって事業転換に追い込まれる中小企業者に対する対策として、特惠対策法及び国際経済調整措置法が制定された、これが第二の対応策でございます。さらに第三番目いたしましたは、昨年の近頃法の改正による新分野進出計画制度の創設、これらの諸制度は、特定の目的に対応いたしました。事業転換を円滑ならしめるための措置がそれぞれその中に組み込まれておるわけでございますが、ただ、いずれも特定の目的というに限定されておりました。今回御提案申し上げておりますような一般的な制度とは多少趣を異にしておるわけでございます。

次に、従来の法律による実績でございますが、それらの中でまず申し上げました特惠対策法につきましては、認定実績はゼロになっております。と申しますのは、同じ四十六年に引き続きましてドルショックが起こりまして、これを対象として国際経済上の調整措置の臨時措置法が制定をされ、いわばその中に結果として吸収されるこ

とになったからでございます。いま申し上げました国際経済上の調整措置の臨時措置法、これの運用実績でございますが、法律によりまして、ドルショックによる影響を受けたということで認定を行いました企業がこれ約二万企業でございます。それから、その中で影響を受けたことを一つのきっかけとして転換計画の認定をし、新たな分野への転身を図るところまで話が進みましたケースが六十五件でございます。それから、中小企業近代化促進法に関連した実績でございますが、構造改善計画の事業の一環として行う事業転換のケースが八百七十五件でございます。それから、新分野の進出計画に基づく事業転換は、まだ法制定されてから時間がたっておりません関係で、認定実績としてはゼロという形でございます。

○桑名義治君 いまの御答弁によりまして、いままで四十六年の国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置法、こういった法律がいろいろと施行されたわけでございますが、その実績からながめてみた場合には、必ずしも成功したというふうにはなかなか考えられないわけでございますが、どこにそういった問題点があったのか、どういふふうにとらえておられるのか、まずそこらをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 私どももこの法律の制定に際しまして、いま御質問のありましたような点はやはり先例として十分参考にする必要があると考へまして、従来の転換実績の追跡調査をいろいろいたしたわけでございます。先ほど国際経済調整臨時措置法に基づく転換計画を申請した件数六十五件申し上げましたが、その中で二件は結局計画をつくりませんでした。実際に着手いたしましたから、残り六十三件が現実転換に取り組んだわけでございます。その中で、その後経過を聞いてみますと、約七五％が成功し、二五％は思った所期の成果までたどりつけなかったという答えが返ってきております。これは従来の転換実績の調査はいろいろございますが、一例として

先ほどの六十五件を申し上げた次第でございます。成功した事例あるいは失敗した事例というのを整理をいたしてみますと、やはり一つは、転換先の企業が新しい国民のニーズに適合したような、そういった業種をうまく選んだということが成功の要因として大きく働いているように思ひます。それと同時に、既存の経営資源と申しますか、人的能力あるいは設備的な能力、販路等々をうまく部分的に活用できた場合にも成功の確率が高いように思われます。さらにまた、ある程度経営に余力があるうちに次の対応策を考え、しかもそれを計画的に進めていくということが成功させるための大きな要因になっていくような感じがいたしました。あれこれ考えまして、やはり事前の準備なし計画という段階が非常に大きな成功要因に結びついておるファクターではないかという感じがするわけでございます。

逆に失敗したというか、思ったほどの成果を上げられなかったという事例は、いまの要件と反対のケースでございます。どうもせっかくな選んだ転換先が、業種として余り将来性が乏しかった、また計画が十分熟しないうちにとりあえず飛び込んでいったというところのために、最初一年ぐらいいくても、二年目からどうもうまく思ったほどの成果が上げられないといったケースもあるわけでございます。私どもはやはりこういった失敗のケースは失敗のケースとして、やはりその中からいろいろの教訓をくみ取り、今後の転換指導のときの重要な参考にしていきたい、こう思っております。

○桑名義治君 いまの御答弁の中で成功した例、これは国民のニーズに合ったあるいは余力のあるうちに対応策を立てた、それからそれぞれの会社、いわゆる計画的に実行を進めていったと、大体この三点を述べられたわけでございますが、四十六年のドルショック、それから以後ずっと不況が続いているわけでございます。一応、考へてみると、

そうすると、この不況のどん底の中で今回は事業転換をやらなければならない。いまの成功の例の中に、余力のあるうちに対応策を立てるといふ、これは今回の転換法の中では考へられないことだ。いよいよ余力がなくなった、どうすることもできない、他にいい業種はないのかと、こういった立場に立っていきながら先事業を転換をしていきなさい、こういった中小企業の対策の一環として、今回の法律が一応提出をされた、この分野が非常に多いのではないかとどういふふうにか考へられるわけですか。そういった立場から考へた場合に、今回の事業転換法と四十六年の法律の第六條、七條、八條、九條、すなわち「転換計画の認定」、「資金の確保」、「それから「課税の特例」、「就職のあっせん等」、こういったものをそれぞれ比較すると、どういふ点がいわゆる前進をし、あるいは中小企業対策に力が入れられているのか、その比較対照の中で前進した部分を説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(岸田文武君) 制度自体を外形的に比較いたしますと、ドル対法あるいは特惠法で考へておりました各種の助成策は、ほぼ新しい転換対策法の中に取り入れられておりました。必要にして十分な対策をとりあえず取りそろえたつもりでございます。

ただ、問題は客観情勢でございます。今度の石油ショックを契機としまして日本経済自身が一つの安定経済成長路線へ向かっていく、その局面におきましては、従来の高度成長時代のように、どこか新しい仕事をすればそれそれ何らかの報酬が期待できると、こういった時期と違ひまして、やはり転換に関する局面は一層むずかしくなるといふことが確かに言えると思ひます。それなりに、やはり転換に対する需要というものが出てまいるわけでございますが、このような新しい事態に対応しまして、私どもは従来あります道具をいかにうまく使うかということが、特に大切なのではないかと感じをいたしておるところでございます。応援の手段もさることながら、その前提

となるやはり企業自身のどういふ分野へ転向していったらいいのだろうか、こういう現実の悩みにこたえて親切に指導をし、助言をし、そして決断をつけるというところまで育てていく、その過程を特に大切にこの法律を運用してまいりたいと思っております。

○桑名義治君 いまの御答弁は私の質問には答えでないと思えます。

先ほどから、最初の質問の中にいわゆる特恵法の問題や、それから国際経済上の臨時措置法の問題や、そういういままでいろいろと方法をとられたいけれども、しかし、実効が余り上がっていない。そうすると、過去そういう中小企業に対する対策を立てたその法律と今回のこの法律とは、資金面あるいは転換計画の認定面、あるいは課税の特例あるいは就職のあっせん、そういういった面にとり進んでいるので、親切に最後までめんどう見たいと思えます。これは答弁にならないと思っております。

○政府委員(岸田文武君) 少制制度の中身に入りますが、過去の各種の転換に関する法律における助成の内容をそれぞれ比較いたしてみますと、事業転換貸し付けというのがほぼ共通して実施されておりまして、中小企業振興事業団の高度化事業融資、これは三法共通でございます。また、信用保険の特例についてもほぼ同じような形で助成が期待をされております。違っておりますのは税制面でございまして、従来は旧設備の加速償却ということとその内容といたしておりますが、今回はそれに加えて、合併または現物出資を伴う事業転換をした場合の評価益に関する課税の特例という措置が新たに加えられております。

雇用対策につきましては、従来からとられておりました助成策をほぼ網羅して今回も引き継ぐことにいたしましたと思っております。

先ほど越前説明の中にも申し上げましたように、ドル対法も一応十二月で期限が参ります。しかしながら、そうかといつて、やはりこれから新

しいいろいろの経済情勢の変化というものが当然予想されるわけでございまして、それらに対する一般的な手当てというものをやはりこの際用意しておくことが日本経済全体の効率を上げ、また個々の企業がよりよい経営に転進をするということのために有効なものでないかと思っております。

○桑名義治君 まあ提案理由といたしまして、安定成長経済への適応のために十年間の時限立法というふうになつていられるわけでございまして、現状は決して安定した経済情勢ではないとわれわれは認識をしております。現在の経済の認識についてはどのように考えているのか。また、このようにいわれる時限立法にしたのはどういふ理由なのか。そこを御説明願いたいと思っております。

○政府委員(岸田文武君) これからの十年というのは日本経済にとって非常に重要な十年ではないかと思っております。従来高度成長で日本経済がすくすく伸びてきた。そのあげくに石油ショックという非常に大きなまた激しい洗礼を受けて、日本経済一種の混乱期を経験したわけでございまして、それからようやく立ち直つて今日に至ります。この十年というものはかつての高度成長の時代の前提条件がそのまま復活するわけではなくて、やはり新しいいろいろの与件の変化というものが予想されるわけでございまして。

これは、要約すれば、ひとつの安定経済体制というものに日本経済が適応していくという過程であると申し上げることができると思っております。いわば、いままでのように量が大切な時代から、質が大切な時代に移つていく。その間にあって、対外的にも、あるいは国内的にも新しい構造変化を迫る要因が次から次へと出てくる。こういう十年であらうと思つていられるわけでございまして。こういったことを頭に置きながら、現にいろいろの経済計画でも六十年を目標とした約十年間の日本経済の姿をいろいろ書いておられるという形

になつておるのだと私どもは承知をいたしておるわけでございまして。

したがってこの十年は、いままでの経済体制から新しい経済体制へ移るための一区切りであり、また、その間にいろいろなことが予測される、そういう予測される範囲における事業転換対応策を考へようという意味から十年の時限立法にいたしました次第でございまして。

○桑名義治君 そこで、いまは日本経済の非常に重大な転換期である。この十年間はさらに重要であるというふうな意味のお話がありました。それと同時に、今回のこの臨時措置法の中の第一条で「最近における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化にかんがみ」というふうなふうな載つていられるわけですが、この「貿易構造の変化」ということをどういふふうにとらえられているわけですか。

○政府委員(岸田文武君) 「貿易構造その他の経済的事情の著しい変化」ということがこの法律の中にうたわれておるわけでございまして、これは、これからの十年の中にいわば構造的に新しい要因が加わつていく、中小企業としてはそれを受けて、新しい対応を考へざるを得ない幾つかの要因をこの表現でくくつたわけでございまして。

具体的にどういふことを頭に描いていられるかという変化を順次申し上げますと、一つは、貿易構造の変化によつて輸出がこれまでのようにならなくなつていく、こういった過程を第一に頭に描いておられます。これは、その要因としては、たとえば先発展途上国の工業化が進展をいたしまして、輸出競争先で新しい競争が生じ、結果としてやはり日本の従来のような商品では、輸出が継続することが非常に困難になるといふような事情、あるいは輸入相手国で新しい輸入制限体制がしかれて、それに対応することが必要である、こういった場合が具体的ケースにならうかと思つております。

それと似たような事情でございまして、同じく先発展途上国の工業化が進んだために、相手国においての競争だけではなくて、日本自体に先発展途上

国の製品が入ってくるようになってくる、こういったことに伴つて日本の産業も新しい適用を考へざるを得なくなる場合というのが第二のケースとして挙げられるかと思つております。

さらにまた、第三のケースといたしましては、技術革新によりまして競争商品の方が需要に適合するようになり、いままでの生産方法では需要にうまくミートできなくなつてくる、これも一つの構造的な変化として取り上げることができるとは思つております。

また第四のケースといたしましては、いままでつくつておりました製品の原材料がそもそも天然資源等のために使えなくなつて、量的に制約を受けるようになってくる。したがつて、いままでの製品をこのまま続けるということには限界が生じてくる場合というのでもケースの四番目に掲げられるのではないかと思つております。

さらにまた申し上げますと、たとえば、公害規制等のように新しい法律制度が導入され、それによつて従来の経営方針を根本的に考え直さなければならぬケースというのでもこれから十年の中に予想されるわけでございまして、いわばいま申し上げましたような構造的な変革というのにも対応する企業の対応として、一つは、いままでの仕事をひとつと合理化し、あるいはひとつと高級化して、新しい環境に立ち向かつていこうという対応もあるかと思つております。中には従来そのままのやり方では、別の分野へ行つた方がわれわれの持つておる知識、経験、能力というものがもつと生かせるのではないかと考へられる向きもあるかと思つております。こういった後者の方々を支援するのがまさにこの法律の趣旨であらうかと考へておる次第でございまして。

○桑名義治君 いまの御説明の中では一番主体、重点になつていられるのがいわゆる先発展途上国の追い上げ、いわゆるいままで外に出しておつたのが逆に向こうから入ってくる、そのためにこういうような転換が必要になるんだ、あるいは国内の競争力の問題、あるいは公害規制の問題、こらら辺が

一番中心になつてゐるのではないかと思ひますが、こういうふうには考へますと、私は、従来のわが国の企業政策、いわゆる大企業中心で、中小企業に対して国民のニーズに適應するだけの質的転換、これを政府が急つてきたのが最大の原因ではなかつたかと、こういうふうには考へざるを得ないわけではございません。

開港圏からの追上げという問題は、これは当然起るべくして起つた問題でもございまして、あるいはまた国内競争の激しい局面を迎えたということも、これもいま急激に起つた問題ではなく、いわゆるいままでの政府の経済政策の中にこの要因が一切含まれておつたんだ、いまになつてこのようないわゆる事業転換対策、こういう法律を持ち出すということは、これは政府が急つてきたのが最大の原因だと、こういうふうには考へられれば認識しておるわけでありまして、その点について大臣はどのようにお考へになりますか。

○国務大臣(河本敏夫君) おっしゃる通りに、この開発途上国が非常な低賃金でございまして、しかも技術の水準が相当上がつておる、ある分野では日本の製品よりも安くつてゐるよい品物がございまして、こういうことになりましたので、勢いわが国もその面から産業構造の転換、貿易構造の転換を強いられておるわけではございまして、また同時に、先般のオイルショック以降、高度成長から安定成長へ移りまして、それによりましてやはり産業構造全体の転換が必要になつてきておるわけではございまして。

そういうことから今回の法律をお願いしておるわけではございまして、私は必ずしも政府が怠慢であつたとか、そういうふうには思ひません。やはり、一番当初に長官から御説明をいたしましたように、昭和三十八年以降ずっとここ十数年間、そのつど適切な法律を次から次に制定し、あるいはまた内容を改正いたしました、精いっぱい適用してきておる、こういうふうには思ひます。決して怠慢であつたとか、そういうふうには思ひません。

が、しかし、今後とも世界の情勢は目まぐるしく転換をいたしますので、そういう事態を十分認識をいたしまして、後手にならないように先手先手といういろいろな手をさらに積極的に打つていかなければならぬ、かように考へます。

○桑名義治君 この時限立法にした、十年に年限を切つたというその理由はどのような理由ですか、それをお答えになつていないようですが……

○政府委員(岸田文武君) 先ほど申し上げましたように、ここ十年というものを対象として各種の経済計画もつくられておりますし、また、それに対応するいろいろな対応策を研究しておるといふ実情にあることは頭に置きながら、とりあえず十年間に予想される各種の変化をいかにうまくこなしていくかという観点から、この法律を十年の時立法にした次第でございまして、これは、やはり性質から言ひまして、十年たちましたときに、その情勢に応じて新しい考へ方をどうするかということをお考へする必要があるのではないかと思つておるところでございまして。

○桑名義治君 先ほどから議論を交わしておりますように、昭和四十六年のドルショックのときの国際経済上の輸入措置あるいは特惠法、こういういろいろな法律が制定されたわけではございまして、これは最後までもんどどうを見なかつたというか、この法がただ制定をされたというだけにとどまつておるような感じがするわけではございまして、ところにも一つの実効が上がらなかつたという一面が出ておるのではないかと思ひます。そういう立場から考へましても、今回のこの転換法は、ただ転換法ができたからといって急激に事業転換ができるわけではございませぬ。そういう意味で、国民のいろいろなニーズを考へながら指導体制というものを強化し、強力に指導をしていかなければ、またこの法律は実効が上らないで終わつておつたというふうな結果になるのではないかというお考へを十分に含んでおるといふこともお考へえになつて、今後運用について配慮いただきたいというふうには思ひます。

そこで、本法適用の対象となる業種については政令により主務大臣が指定する、こういうふうになつておるわけではございまして、どのような業種が指定されるというふうにお考へになつていらつしやるか、まずお述べ願ひたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 先ほど、これから予想される経済環境の変化、特に構造的に要因について御説明をいたしました。そこに出ておりますように、貿易環境が変化する、あるいは技術革新が進む、さらには新しい法制が用意される、原材料が枯渇する、これらの要因を受けて、いままでやつてきた事業にやはりいろいろな考へていかなければならぬ必要が業種として出てくる、こういう場合、その業種を主務大臣が指定する、こういう形になつておるわけではございまして。

具体的にこれから各種、主務大臣と内容を詰めてまいるわけではございまして、一応、従来国際経済関係調整臨時措置法でやつておりました当時の業種が全国業種で二百二十一、それから産地業種で八十三ございまして。ああいつたことが一つの参考になるのではないかと思つておるところでございまして。現に私どものところにもいろいろの業種から、事業転換法ができたところにもいろいろの業種がなければならぬので、実情を教へてほしいという相談がいろいろまいつております。たとえて申しますと、輸出の問題を一つの契機として造船業がこれからどう自分たちの経営を考へていっておられるのか、こういう相談がまいつておりますし、それからライターが普及したことによって、マッチ業界が前途の経営のために別の分野でひとついまままでの知識、経験を生かす工夫はないか、ひとつ相談に乗つてほしいというふうな相談もまいつております。それから、公害関係業種でも、いままでのやり方ではどうもぐあいが悪いので、何かひとつ工夫が必要だと、ぜひ知恵を貸してほしいという相談も見えております。私どもはやはり、そういう一つ一つの生の声を受けながら最後の業種指定の詰めを行つていきたいと思つておるところでございまして。

○桑名義治君 そこで、事業転換の認定申請の要件の問題について一言述べたいと思ひますが、今日では労働者の企業経営への参加が非常に進んでいると思はれるわけではございまして、特に中小企業、零細企業の中にはそういった姿勢を含んだ会社が相当あるわけではございまして、今回のこの事業転換法の認定申請の要件として、当該企業の労働者の代表が承認をするということを加へる必要があるのではなからうかというふうには思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 事業の転換がうまくいくためには、経営者の十分なる事前の勉強に加へまして、その経営者自身も一つの決断が必要でございまして。しかし、それと同時に、いまお話しございましたように、やはり従業員の人々がその決断を受けて、おれたちもひとつやうではないかというふうなことを考へることが非常に大きなファクターではないかと思つておるところでございまして。こういう形で経営者と労働者とが新しい経済環境の中でお互いに力を合はせることによつて新分野でもっとよい経営をし、また働く機会を得るといふような形に持つて行くことが、本来非常に望ましいことであるというところは御指摘のとおりでございまして。

私どもは、こういった意味合から、事業計画の認定を都道府県で行いますが、その際にはやはり労働者との協力というものがどういふふうになつておるんだというふうなことをよくチェックするような指導をしていきたいと思います。また、転換の指導を行う際にもこの辺が非常に大きなファクターであるということをお頭に置きながら指導をしてまいりたいと思ひます。

もこれとは違つた意味での相談の窓口にならうかと思ひます。

いま申し上げましたのが、直接中小企業の方々にお目にかかり、相談に乗り知恵をかすという窓口になるわけでございますが、それぞれの窓口において十分なる資料が用意をされ、そして親切に相談に乗せられるような、いわば補給基地として中小企業振興事業団が活躍をする、こういう形にならうかと思ひます。

○桑名義治君 そうですね、機構は従来の機構と全然変わりはない。ただ問題はその中身を濃くするのだ、その中身を濃くするセンターとして中小企業振興事業団の中に、いわゆる中小企業データバンク的なものをつくる、こういうことになるわけですね、どうでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 大筋としてそのように理解していただいて結構かと思ひます。

○桑名義治君 そうしますと、中小企業振興事業団にお尋ねをいたしますが、先ほどからもちよつと出ておりましたが、中小企業データバンクづくりに乗り出しておりますが、その事業概要と今後の計画、それと新聞によりますと技術移転促進センターを設立するというような情報が新聞の中には出ておるわけでございますが、この二つについての概要の説明と、今後の方針についてお尋ねしておきたいと思ひます。

○参考人(佐々木学君) 中小企業振興事業団におきましては、従来から中小企業の指導の参考に資するため、各方面から資料を収集いたしました。これを分析、整理をいたしております。なお、これ以外にも中小企業振興事業団独自に各種の需要動向調査であるとか、あるいは中小企業の成長条件の調査であるとか、各種の調査を実施いたしまして、これを指導団体である都道府県の商工部あるいは都道府県の総合指導所、商工会議所、商工会、中央会等のネットワークを通じて中小企業者に間接的にこれを提供しているような状況でございます。

で、今回特にデータバンクということで内容を

充実するわけでございますが、一つには、従来のデータのとり方が比較的マクロに調査しておつたというふうなことでございますけれども、だんだん問題となつております事業転換の指導の資料にするには、もう少し細かな資料でないとな不便を感じる面もございまして、産業分類の四けたまで落としまして、大体製造業、建設業、運輸業、卸小売業、通信業、サービス業等を網羅いたします。四けた分類、約千の業種がございまして、千の業種のうち三百業種について細かなデータを三年間で収集しようというものでございます。とりあえず五十一年度につきましては、その準備のために業種別情報の所在調査を、約千八百五十機関から情報を収集して所在調査をいたします。次に収集いたしました資料を業種別、項目別等にあるいは地域別等に四けたでさらに分類してこれを再編成いたしましてファイル化するのでございます。

次に、三百業種のうち五十一年度は約四十業種について細かなデータファイルをつくるということにしております。このデータファイルの中身は大変詳細な中身に予定をございまして、たとえば企業の特徴をいたしましては、その業種がどういう立地要因を必要とするか、あるいは業界の構造としてはどういふ規模別の分布になつておるか、その業界についてはどういふ都道府県なり国の施策があるか、制度があるか、あるいは生産構造については生産工程はどういふふうな工程になつておるか、製造設備の主要なものはどういふものである。あるいは商品知識としてこの程度のことを知つておかなければいけない。さらに、経済動向としては当該業種の原価の指標であるとか、あるいは取引条件、たとえば、ほとんど注文生産が主であるとか、あるいは見込み生産であるとか、あるいは問屋にほとんどの人が依存しているとか、あるいは問屋でなくて商社に依存しているとか、そういうふうな状況。それから、海外関係では輸出入の状況とか、あるいは発展途上国が当該業種についてはどういふ状態になつておるか。あ

るいは先進国における市場はどういふ状況であるか。それから、原料の入手状況はどういふふうになつておるかといったような細かいデータをつくつておきます。そしてこれを事業団にファイルいたして、これをストックいたしまして、指導機関の問い合わせに際しまして、これを差し上げるといふことになつておるわけでございます。

なお、この資料の数が数万件に上る非常に莫大なものでございますから、これをすべて指導機関に提供するという事は事実上困難でございます。事業団で各種の情報紙を発行いたして提供いたします。たとえば「中小企業情報」といったような、月三回に情報を発行いたしておりますけれども、こういうものを利用して緊急なものから逐次提供してまいりまして、その提供できないものにつきましてはリストを別途指導機関に送つておりますので、その事態に際しましてそのリストを見たいだいて問い合わせいたされたい、こういうふうなことを考えておるわけでございます。対象業種として選ばれる三百業種は主として近代化促進法指定業種であるとか、あるいは電機法の指定業種、その他中小企業性の高い業種を中心に選んでまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

で、なお、私どもの方でやっております情報提供事業につきまして指導機関から約百六名のモニターを依頼いたしまして、その情報提供の方式であるとか、中身であるとか、そういったことについて客観的に批判していただきまして、それに基づいて情報提供の進め方を逐次充実、整備、改善していきたく、こういうふうな考えでおるわけでございます。

次に、技術提供の問題でございますけれども、これは先ほど長官からの説明もあつたかと思つておりますけれども、技術問題が中小企業の今後の付加価値生産を高めていく上で非常に大きな柱となりますので、事業団におきましても各種の技術対策事業を行つておりますが、そのうちの主要な一環といたしまして技術移転の促進を考へて

おるわけでございます。これはすでに五十年度から開始いたしておりまして、五十年度は主として関東地区、関西地区の技術提供希望と技術導入希望両方を調査いたします。と同時に、中小企業者に対しては技術導入についてどういふふうな問題点があつたのかといったような意識調査もいたしております。その結果によりまして、中小企業においては過去において技術導入を全然行つたことがないというのが大体七〇％ぐらい占めております。しかしながら、今後できるだけ早くあるいは近い将来において技術導入を行いたいという方が約五〇％を占めております。

それから、技術導入についてのいろいろなむづかしさ、問題点、どういふところにあるかといひますと、一番多くの集中した項目はやはり情報不足ということが第一でございます。それから第二には、その技術を導入した場合の成功するか不成功かの不安が残るといふ、あるいは資金面の欠如といったようないろいろな欠点がある、いろいろな問題点が意識としてあるようでございます。そこで、五十一年度におきましては、関東、関西地区以外の全地域につきまして技術の提供希望、技術導入希望、全部を調査いたしまして、そしてこれを、都道府県の総合指導所に配布いたしまして、それから、当事業団におきまして三十人の登録専門指導員を置きまして、これをもって技術移転業務を促進しようということでございます。

○桑名義治君 技術開発が急務になつておる中小企業にとつて独自の技術開発が困難である、調査によれば現在の大企業等の、外部で開発された技術導入が当面重要な対策の一つとなつておると、こういうふうな考えられるわけですが、しかし、技術導入を図り近代化したいという希望を持つておる中小企業が多数になつておるわけですが、ところが反面、技術導入に踏み切つた例はごく少ないと、こういうふうな言われている。しかも、技術導入を受けた先は親企業や取引企業が大体中心になつておる、こういうふうな聞いておるわけですが、実際はどうなつておるか。今後この技術指導

の面については、どういふふうないわゆる転換方法を政府としては考えておられるのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(岸田文武君)

御指摘ございましたら中小企業の技術導入の問題につきましては、先般実態調査をいたしましたので、その中身を見ますと、いまお話ございましたように、技術導入実績は大企業と比べるとややまだ少のうございますものの、私が当初思っておりましたよりは高い数字であったような気がいたします。やはり意欲はかなりあるんだという感じが私は受け取ったわけでございます。ただ、意欲がありながらまだ具体化していかないという潜在的な需要もまだかなりあるわけでございまして、そこをいかにして本物まで育てていくかということ、政策的な課題にしていきたい。こういった意味合いから、実は来年の一つの構想でございますが、この技術移転に関する新しい補助金を用意をする、あるいは技術移転に伴って必要な資金が出てまいります場合に、特別の融資制度を用意する、こういったことが考えられないかどうか、いまいろいろ調整をいたしておる最中でございます。

○桑名義治君 いわゆる技術の導入ということもまた一つの大事な事柄でございますが、先ほどからの答弁の中にもございましたように、いわゆる事業転換に関して、成否するかどうかというその要件の一つとして、資金の確保ということがまたこれは重要な要素であることには間違いないわけですが、そこで、政府は事業転換に必要な資金の確保についてはどういふふうなあつせんを考慮しておられるのか、その点について。

○政府委員(岸田文武君)

転換に必要な資金としましては、まず第一に政府系金融機関から応援をするということを考えておりまして、中小企業金融公庫及び国民金融公庫に用意されております構造改善等貸付枠、これを活用することを予定をいたしております。ただ、さらに資金が欲しいという場合に対応いたしますので、市中のお金をうまく活用するための一つの手段として、中小企業信用

保険に新しい制度を用意をし、これによりまして一般の場合よりも補償の枠が広げられ、それだけ市中から借りやすくなるという応援手段も別途用意しておる次第でございます。

さらにまた特定の場合には、中小企業振興事業団の高度化資金を活用して、この転換を応援する場合も考え得るかと思ひます。私どもはいろいろの金融手段をうまく組み合わせて、資金的な面では安心をして転換に踏み切っていただければよろしく、これからも気をつけてまいりたいと思ひます。

○桑名義治君

資金の導入につきましては、政府三金融機関等を使うというふうなお話でございます。そこでおたくの方からこういうふうな資料が出てくるわけでございますが、この中では中小企業金融公庫からの貸付金これは金利が八%、国民金融公庫からの分も八%、これは約〇・九%ばかり普通の資金より下がっているわけでございますけれども、その反面に中小企業振興事業団、この事業転換合同事業の場合にはこれは二・七%になっておるわけですね。しかもこの中に特定高度化に該当する場合は無利子と、こういうふうになっている。そうしますと、このいわゆる資金とそれから中小企業金融公庫、国民金融公庫の場合の資金と利率が余りにもこれは離れているんじゃないかというふうに思ふわけですが、考えてみますと、先ほどの答弁にございましたように、事業を転換する場合には余力を持って転換をする場合には成功した、ところがこういう不況下にありまして、たとえば造船の下請業が今回転換をしたいと、というのほうもぎりぎりの接点まで来て、この企業としては、わが企業としてはどうしようもないところまで追い詰められて転換をするという、こういう実例が今回は非常に大きな比重を占めているんじゃないかと、こういうふうなことを考へるわけですが、これがいわゆる合同の形で行われた場合には二・七%、ところが単独の場合には八%というように個人とこの合同の場合に余りにも格差が激しい、もう少しこの個人的な企業が中小企業

金融公庫やあるいは国民金融公庫から貸し付けを受ける場合に金利を下げられないものだろうか、こういうふうな思ふわけですが、その点をお伺いしたいのが一つです。

それから、特定高度化に該当する場合は無利子と、こういうふうになっておりますが、これはどのような業種を予定しているんですか。

○政府委員(岸田文武君)

振興事業団の助成は非常に限られた目的、限られた態様についての特例でございまして、一般的には政府関係金融機関の金利水準というものが当面の問題であろうかと思ひます。私どもも転換の重要性、これは個々の企業にとつても大切でございますが、日本経済としても重要な課題でございますので、一般の通利に對してやはりある程度低い水準でこれを支援することが必要と考へまして、いまお話にもございましたように通利八・九%に對して今回のケースは八%という水準を設定したわけでございます。まあ転換をする当事者にとりましては、少しでも金利を低い水準でと考へられるのがいわば当然でございますが、さりとて転換先で従来から仕事をしておいた方との均衡も考へなければなりません。そういう均等を頭に置きながら、その範囲内でするだけ有利な条件を実現するように、今後とも私ども気をつけてまいりたいと思つておるところでございます。

○桑名義治君

まあ余談でございますが、来年度の予算要求におきましてもいまのようなことを頭に置きまして、この金利を引き下げられないものかどうかということを大蔵省と相談をいたしております最中でございます。

○政府委員(岸田文武君)

失礼をいたしました。特定高度化として取り上げられるケースといたしましては、中小企業振興事業団の高度化事業の中で工場共同化事業、それから共同公害防止事業、それから知識集約化共同事業、こういったものが特定高度化として取り上げられ得るのではな

いかと思ひます。

○桑名義治君 特定高度化事業の貸し金についてはいわゆる無利子、ところが先ほど申し上げましたように中小企業金融公庫、国民金融公庫から借りる場合には八%、これちよつと余りにも格差が激し過ぎると思ふんですが、これは来年度考へるということですか。ただいまは考へられないけれども来年度は考へなければならぬと、こういうふうな考へられておるわけですか。

○政府委員(岸田文武君)

いま申し上げました特定高度化事業は、いわば本当に關係の方々が一体になって進めるといふ形が前提になっておりまして、それはそれなりにいふん苦勞の多い話でございますので、特別の応援手段を用意をしたわけでございます。ただ、一般的に金利の条件について少しでも改善してほしいという声は私どももよく気が付かれますのでございまして、これは状況はとあえず八%でスタートいたしますが、状況の許す限りこれを改善していくという努力は怠らないようにいたしたいと思ひます。

○桑名義治君

ここに改善事業というふうな、いま合同してやる場合と、それから個人的にやる場合というふうに分けられておられるわけですが、逆に同種であっても、同じ企業であってもばつばつ個人的に転換をする場合には利子が高い、ところが同一業種でも合併した場合には利子が無利子である、これは一つの大きな矛盾があるようにわれわれは考へるわけですが、これは早急に、利子の面についてはこんな激しい格差がないように考へるべきではないかというふうな考へるんですが、どうでしょうか。

○政府委員(岸田文武君)

いま申し上げましたケースは合併というのではなくて、組合として共同して一体になって一つの仕事を進めるといふ場合を考へたわけでございます。ただ、そういうような特殊の場合と一般の場合と差があり過ぎるのではないかと、こういうことと考へます。高度化事業というものはやはりそれなりの特殊の使命を持ち、また役割りを果たしておることから、従来か

ら特にこれを推進するために金利の面では特別の優遇を図ってきたという結果として、アンバランス問題が出てきたような経過であらうかと思ひます。

金利体系全般のあり方というのは、議論しますとずいぶんいろいろな分野で考えなければならぬ要素がございますが、いまおっしゃったような点も頭に置きながら、今後金利水準の問題については私どももいろいろ勉強してみたいと思ひます。

○桑名義治君 この点について、大臣の意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) これは長官が答弁いたしましたように、今後下げるように努力をいたします。

○桑名義治君 次の問題で、減価償却の特例措置が第六条でうたわれておられるわけでございますが、具体的にはどのようなものか。

また第七条「合併等の場合の課税の特例」というのがございますが、この場合、それ自体は中小企業であるとしても、大企業からの出資あるいは役員等の構成比等並列的企業の場合はどういうふうになるのか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 税制では二つの対応策を用意しておられるわけでございます。一つは減価償却の特例でございます。その中身といたしましては、従来事業を続けておりましたが転換を要機として、従来使っておりました設備が不用になる、こういう場合仮に耐用年数が長く残っておりまして、認定を受けたということを一つのきつかけといたしまして計画期間内に償却を終えることができるようにする道を開くというのがその趣旨でございます。それによりましてある程度損金に立つ金額がふえるわけでございますし、税制面の優遇になり得るかと思ひます。

第二番目の合併等の場合における課税の特例でございますが、これは被合併会社が資産を持っており、それが合併会社に吸収されるときに、普通

でございますと時価で評価をし、従来の簿価との間に差額ができる部分は、一種の益金として課税をされることになる。これを転換の特例事情にかんがみまして、そういう税がかけられないで済むようにするというのがその趣旨でございます。

お尋ねの点で、系列化に悪用されはしないかという点でございますが、この制度の適用を受けますのは中小企業同士の合併の場合に限るという運用によりまして、いまのような御懸念を除きたいと思つております。

○桑名義治君 次の問題に移りたいと思ひますが、職業訓練についてでございますが、若年層はまだよいとしても、高齢者あるいは専門技術等の場合、具体的な受け入れ体制が十分にあるかどうか、これは非常に心配なわけですか。

それから、この法が施行されたら仮定しまして、果たして完全な各県にこういう訓練所の受け入れ体制が十分整っているかどうか、あるいは仮にこの法が成功しますと、県としては当然訓練所を大きく拡大をしていかなければならない点、あるいは機械を導入しなければならぬ点、あるいは新しい優秀な技術者を入れなければならぬ点、いろいろなファクターが出てくると思ひます。それには労働者としてはどういうふうに対応しようというふうにお考えになっていらっしゃるのか、その点について。

○説明員(中谷滋君) ただいま先生の御指摘の点についてでございますが、事業転換に伴いまして労働者が職業転換を必要とする、その場合に職業訓練が必要になる場合があるわけでございます。そこで現在の制度といたしましては、事業主がそういう職業転換を必要とする従業員に対しては、自主的に訓練を行うという場合にも助成金を出しておりますけれども、そのほか、中小企業でございまして、なかなか事業内では職業訓練を行うことがむずかしいという場合には、公共職業訓練校等に訓練を委託するという場合がござい

ます。先生いま御指摘の点で、将来そういうものがふえてきた場合に一体対応できるのかというお話

でございますが、現在職業訓練行政で運営しております公共訓練校が全国に四百四十ばかりござい

ます。定員が約二十二万人で運営しておりますが、その中で職業転換する者にふさわしい訓練といひますと、能力再開発訓練という訓練の種目でやっておりますが、これが約八十八万人ばかりの規模でやっております。現在は定員に対しては約八割くらいの入校率でございまして、まだ十分余裕がございまして、将来急激にそういう方々がふえまして、訓練施設を拡充しなければならぬという事態になりますれば、それは県管

の場合ですと国が二分の一の施設費、運営費の補助金を出しておりますので、国、県よく相談いたしまして訓練科目のあるいは新設ですとか転換、その他施設、設備費の補助というものを拡充いたしまして、そういう事態に対処していきたいと思つております。

現在五十一年度予算で申しますと、そういう施設、設備費は約六十億円を計上しておりますけれども、将来ともこういう訓練校の体制づくりには拡充に努力してまいりたいと、こういうふうにしてまいります。

○桑名義治君 十分間に合うということですか。

○説明員(中谷滋君) そういう緊急事態が生じましたらば、また財政当局とも話しまして必要な措置をとりたいと思つております。

○桑名義治君 お約束の時間がもうほとんどなくなつてしまいました。まだずいぶんと質疑をした面が残っておりますが、とりあえずこれと事業分野との問題は、これはどうしても逃げることでできない重要な問題でございまして、二、三お聞きをしておきたいと思ひますので委員長よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(河本敏夫君) 分野調整法につきましては、一刻も早く成案を得ますようにいま懸命の作業をしておりますが、作業の現状につきまして

は長官から答弁させます。

○政府委員(岸田文武君) 先回も御報告いたしましたように、私どもとしては鋭意の取りまとめを急いでおるところでございまして、いままでの経過からいたしますと、大体一わたり問題点についての議論を一巡し、いわばこれから取りまとめに入るというところまでできておられるわけでござい

ます。私どもとしてはあと一回、場合によっては二回で大体の方向を固めてしまふという段取りを進めております。私どもとしては、なるべく早く法案をまとめるという各界の要望は十分承知いたしておりますのでございまして、何とか今国会に間に合いたいと先回申し上げた気持ちは、依然として持つておるところでございます。

○桑名義治君 いやいよ取りまとめの段階に入つたということでございます。そこで、中小企業庁は立法化をめぐる問題点について、いわゆる主管行政庁としてどのような意見を審議会において表明したのか、その点について御説明いただきたい。

それと同時に、一括して御質問しておきたいと思ひますが、審議会の答申を得て立法化する場合、どういう姿勢で臨むのかという、この問題点、このいわゆる考え方が、一番今後の分野調整法については大事なところだろう、こういうふう

これらの問題につきましては、いままでの経緯が
こういふ形になっておる、そしてそれらについて
考えられる問題はこうだというように、事務局
から提示をいたしまして、そしてそれについて
の議論をいたしたわけでございます。したが
いまして、事務局からこうすべきであるというよ
うな問題の出し方はいたしておりません。その辺
は御理解をいただきたいと思ひます。

それから、これから取りまとめに入る場合の基
本的姿勢の問題でございますが、私どもとして
は、ごく最近不況を背景に、大企業と中小企業と
の間で分野をめぐるいろいろの問題が次から次へ
出ておるといふことは、中小企業政策として無視
できない大きな問題であると思つておるところで
ございます。いままで一生懸命まじめに仕事をし
てきた中小企業が、突如として大企業があらわれ
たために、あしたからの生計に困る、しかも、そ
れが相当大きな範囲に広がるというところは、ある
意味では社会問題でもございまして、経済的に見
ましても、いままでの設備等がむだになる等々の
経済的なロスがございまして、やはりそういうこと
をいかに円滑におさめていくかということとは重大
な課題として考えておるところでございます。も
ちろん、その間にありまして、消費者の利益を損
なわないように、あるいは技術進歩を損なわない
ように総合的な観点が必要であることは当然でござ
いまして、それらのことを頭に置きながら、い
かにこの問題について円滑なルールをつくってい
くか、こういうことを私どもの課題と考へておる
ところでございます。

○桑名義治君 もう一回だけ……いまの御答弁は
非常に抽象的な御答弁で、中身には全然触れてお
られないわけですが、別にここで法案が出てきた
わけではございませんので、その程度しかお答え
できないのかもしれない。しかしながら、そう
いった趣旨を踏まえながら、この事業分野調整法
の最後の立法化のときには配慮を十二分にしてい
ただきたいことを要望して、質問を終わりたいと
思ひます。

○委員長(柳田桃太郎君) 速記をちよつとめて
ください。

(速記中止)

○委員長(柳田桃太郎君) それじゃ速記を起し
てください。

○安武洋子君 中小企業が事業転換をする場合は
二つあると思つておる。その第一点といひますの
は、これは新しい事業分野への意欲を燃やして、
経営能力をさらに発展させるといふふうな前向き
の転換があるかと思つておる。それからもう
一つといひますのは、これは外的ないろいろな要因
で現在の仕事ができない、将来の見通しもつか
ない、こういうことで、不安ではあるが転換しな
くはならぬ、生きる道がないという追い詰めら
れたケースなわけだ。問題はこの第二点の方
で、これに対応する立場というの私には二つあ
るかと思つておる。

まずその第一点といひますのは、転換に追い詰め
られて中小企業が立ち行かなくなる、こういうふ
うな外的な要因といふのを何としてでも取り除
かなければならぬ、こういう努力をするといふの
が一点だと思つておる。

それからもう一点は、やむなく転換する際、こ
の不安をどう取り除いて助成、指導するかとい
ふこと、これを業者の立場から考へる、この
ことが私は重要ではなからうかと思つておる。大
変基本的なことではなからうけれども、御議論は
ないと思つておるけれども、こういう点について
どう考へるか、お伺ひいたします。

○政府委員(岸田文武君) お話がございましたよ
うに、これからのいろいろの構造変化が予想され
るわけでございます。特に景気がよくなったとか悪
くなったとかという問題ではない、いわば構造的
な問題がこれから出てくるのが予想されてお
ります。国際的にもあるいは国内的にも、新しい環
境が次から次へ起こってくる。その中でいかにし
て中小企業がその経営を安定させ、また発展させ
ていくかといふことを考へることは、中小企業政
策としても大きな課題でございます。私どもは外

から来る波、あるいは国内的にも新しく起つて
きた要因、これが余り急激に起つたために、対
応するに及ばないような形で中小企業に襲いか
かる、こういうことはやはり考へ方としては少
しでも緩和していくように心がけていかなければ
ならないことだと思ひます。ただ、それは申しま
しても、先ほど申し上げましたような要因はいわ
ば構造的なものでございまして、大きな流れとし
ては日本経済の中の新しい環境として受け入れ
ざるを得ない事象があるかと思ひます。こうい
つた場合において、中小企業の方々はひとつとい
う新しい波の中から自分自身の経営を合理化し、
あるいは高級品を生み出して、自分の力で
乗り切つていこうと考へられる向きも多からうと
思ひます。もちろん、私どもはそういう方々に対
しまして中小企業施策を給助員してお手伝いをす
るつもりでございますが、中には、いまの経営の
状況あるいは業界の状況から見ると、ここでいた
ずらにしがみついておるよりは、別の分野へ転身
を図つた方がもつといふ経営ができる、こう考へ
られる向きもあり得るわけでございます。

この事業転換法はまさにこのような後の考へ方
の方を応援をする手段として用意されたわけござ
いまして、いづれの場合にもやはり業者の方々
が本心に何を悩み、何を求めておられるのか、こ
の辺の気持ちをよく察しながら、いい処方せんづ
くりをお手伝いをするという心構えが大切かと考
えております。

○安武洋子君 まあ本法の転換の背景として、最
近における貿易構造その他の著しい変化、こうい
うのを挙げておられます。そしてその要因とい
はして、本法でも、また中小企業近代化審議会
の事業転換対策についての意見具申でも、国際競
争力の低下等による輸出の減少または輸入の増
加、それから技術革新の進展や代替品の出現によ
る需要の趨勢的減少、それからまた、資源の枯渇
その他輸出の事情による原材料の入手難、ある
いは公害防止、安全対策の強化等企業の社会的な
責任の増大と、おおむねこういうことを挙げてい

らつしやると思つておるわけだ。いま中小企業に転換
を余儀なくしている要因といふのはこれ以外に
あるのかないのか、これだけだと考へるかどうか、
そこら辺をお伺ひいたします。

○政府委員(岸田文武君) 企業がその経営をや
つてまいりませうに、新しい分野へ転換するとい
うのはさまざまなケースで考へられることござ
いまして、せつかく非常に順調にいってからの勢
いでひとつ他の分野へ手を広げて、そこでも一層収
益を上げられるようにしようといふようなケース
から、また逆に、どうにもならなくなつて、いわ
ば転身を図らざるを得なくなるというふうな環
境に至る場合まで、さまざまなケースがあり得るわ
けでございます。

私どもここで、この法律の対象として考へてお
ります要因は、それらの中でいわば構造的な要因
という形で取り上げられるものを私どもなりに整
理をいたしまして、四つないし五つの要因にく
つてみたわけでございます。大体考へられるケ
ースとしては、先ほど来申し上げておりますよ
うなケースが対象になるのではないかと考へ
ます。この要因については広い視野で現実に見
て私のお考へをいたしたいといふことで、業種指
定に当たつてもできるだけ幅広く業者が該当す
るように、こういう運用について弾力性を持た
せてほしいといふことを御要望いたしておきます。

本法案につきまして私は地元業者の御意見を聞
いてみたわけだ。私は兵庫県です。ここで
本法の提案趣旨に該当するだろうという職種で
が、これはたくさんございまして、先ほどからお話
に出ておりますようなマッチとか、造船下請と
か、そのほかにもゴム、ケミカル、そろばん、金
属プレス、メッキいろいろあるわけだ。それ
も、こういう業者の方の御要求、一致した要求と
いふのは、まず何よりも、転業しないでこのま
ま仕事が続けたいというふうな、そういうふうな
たいというのが切実な要求なんです。でもまた
う一面、追い詰められて転業を考へざるを得ない

と、こういう立場に立たされているということもまたあるわけなんです。ですから、本法案に対しても、他のいろいろな措置と合わせて使えるものは全部使っても、何とかいまの事態を切り抜きたい、そしてうまく転業して何とかやっていきたい、こういうことなんです。で、非常に不安も大きいわけですから、その中でもぜひこれだけは要求されている。

これは再三先ほどからも審議になっております金融的な措置の強化でございます。一つ例を挙げますと、非常にいま転業を迫られているという業界は厳しい状態にあるわけなんです。神戸のケミカル業者なんか、いままでの特恵対策法とか、それから国際経済調整法、こういう関連でいろいろとやってこられたわけですから、輸出が減少したとか、それから多くの業者は輸出から内需に転換されているわけですから、これが施設には非常にお金がかかるわけになかなか販路も開拓できない、それで技術上も既存の大手業者に乗るまでには非常な御苦労があるわけなんです。中にはだから再転業する方も出ておられるというふうな状態があるわけなんです。ですから、私は一般的な金利の問題として、要求としてお聞きいただいていると思うのです。これは同列にしない、やはり事業転換する場合の金利については特段の御配慮をお願いしたいというふうに思うわけです。いままでの事業を締めくくらないければならない、その事業は決してうまくいっていないからこそ転換するわけなんです。そして、新規事業を採算ベースに乗せていくことになれば、これはある一定の期間が必要なんです。四年ないし五年は費やさざるを得ないだろうというふうに思うわけですから、私はこの実情に合わせて金利の問題をお考えいただきたい、金融の問題をお考えいただきたいと思うわけです。

そこで金利の問題ですけれども、抑える方向で考えているんだというふうな御答弁をなさっていらっしゃるけれども、私はここで思い切った

で一般の金融問題として考えないで、特段の配慮をする、こういう立場から通利は八・九割でございますけれども、中小公庫、それから国金等もこれを利用する場合は通利の二分の一に抑えてほしい、こういうことを申し上げようございます。いかがでございますでしょうか。

○政府委員(岸田文武君) 前段でお話ありました。いままでのままでやれたらやりたいという気持ちを持たれる向きもあろうかと思いますが、過去の事例を見ますと、やはり中小企業の方々は経済の流れを非常に敏感にキャッチされ、その新しい流れにうまく適応するという意味で発展を遂げられた場合が非常に多いという感じがいたします。そこで、いずれにせよ転換を行う場合に、金利の面で特別の優遇を図れという点につきましては、趣旨は私どももよく理解できるわけでございます。

〔委員長退席、理事熊谷太三郎君着席〕
先ほど少し申し上げましたように、従来からその転換先で仕事を続けておられる方のバランスという問題がございまして、どの程度にすべきかというところをやはりいろいろ考えておく必要があると思えます。ただ、八割という現行の水準については、もう一度見直しをしてみよう必要があるという御要望につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、私どもとしてももう少し引き下げることができないかどうか、十分研究いたしたいと思えます。

○安武洋子君 既存業者との格差の問題をお話でございしますが、この既存の業者も不況、インフレで大変苦しんでいるわけなんです。だからこそ、私どもの覚が中小企業向けの金融を、現在ほとんど大企業しか利用できない開銀、輸銀並み、こういうふうな引き下げのべきだというふうに申し上げていただきたいたいです。この点については私は検討を続けていたきたいというふうに思うわけなんです。先ほど私、ケミカル業の問題を出しましたけれども、きょうの審議の中でも再三出てきます造船の実情についても少しお話ししてみたいと思うわけ

です。造船については、大臣が大変お詳しいわけですけれども、兵庫の造船の実情も大変深刻なわけなんです。いま船台に船がないという状態ではないわけですけれども、今後の見通しが立たない。業界としても大変不安を持っておられるわけなんです。ですから、先ほどお話ししておりましたように、既存業者の少ない解散業への転換、これは考えておられるわけなんです。先ほど御答弁にもありましたけれども、私自身も運輸省にお聞きいたしました。この中で造船下請の解散業への転換については、来年度の予算要求として当初の船舶購入資金ということでも商工中金に特別枠を設けた上で、五年間の見通しで一般金利の二分の一、四・六%を助成すると。そして、事業が単年度予算化されるらしいというふうな形で、利子補給にかかわる補助金、こういうふうな形で借り入れ企業に助成をする。御説明を受けたわけなんです。

一方、先ほどからも再三出ておりますマツチ業界、兵庫県にもたくさんございまして。ここでも本法の施行がされますと、これに該当する代表的な業種はなかならうかというふうに思うわけなんですけれども、非常に深刻な状態です。先ほど長官のお答えの中に、ライターの普及によりというふうなことがございまして、それ以外にも自動点火とか、韓国からの逆輸入、こういうのもで値崩れがしているというふうなことで、業界の方は関連の印刷業などへ進出したというふうなこともございまして、これも既存の業者が大変多いというふうなことで、並み大抵の苦境はなかならうかというふうに思うわけなんです。また造船は運輸省の所管だと、マツチは通産省の所管だと、こういうふうなことで、私は通産省にお聞きしたいわけなんですけれども、運輸省が考えておられる解散業ですけれども、運輸省が考えておられる解散業です。おね、この貸し付けの金利、これを運輸省考えでおられるわけなんです。通産省としても、マツチ業界だけではなくって、やっぱり所轄のこういう業界に対して運輸省並みに考えるべきではないかというふうに思うわけですけれども、大臣にお伺いいたしますが、大臣、これはいかがでございますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 通産省といたしましても金利はできるだけ下げたいと、こういう強い意向は持っておりますけれども、しかし一定限度以下に下げます場合には、利子補給というふうな問題が起ってまいりまして、利子補給するということになりますと国民の税金で一部の業界を補助すると、こういう形になりますので、その判断をするのはなかなかやはり総合的に考えていかなければならぬ、こういう問題がございまして、なかなかむづかしい問題だと思えます。しかし、利子補給をするということは仮にむづかしい場合でも、できるだけ金利水準を下げるように、今後とも努力をするというところは、これは先ほど来繰り返して申し上げておるところでございます。

○安武洋子君 長官は先ほどの私の質問に対してどういふうにお考えでございますか。運輸省とそれから通産省との取り扱いは格差についてはどういふうな御考えでございますか。

○政府委員(岸田文武君) 運輸省のいろいろの御計画、私まだ全貌を細かく聞いておるわけではございませぬので、的確にお答えができるかどうかはわかりませんが、造船業がいずれにせよこのしばらくの間相当の不況に悩んでおり、そしていざこれが構造的な問題として何らかの対応を迫られておる。この事情は一応私どもも承知をいたしております。この対応策の一つとして船舶解散ですが、解体ですとかの計画が取り上げられ、この分野はいわばいままで日本としては余りなじみのない分野としてあるけれども、しかし長期的に見ると大変おもしろい業種である、何とかこういうものを根づかせる工夫はないかというふうなところから、特別の助成を考えたというふうな承知をいたしておるわけでございます。

そのために特別の応援手段が用意されているようでございますが、私どもの場合にはいざしばしば法でございまして、いろいろ起り得る事態に対する機動的な対応策として一般的に用意されたものであるということから、やはりその差ができた

のではないかとこのように考えるわけでございます。

○安武洋子君 造船の場合にはその危機が構造的なものであるというふうなことをおっしゃいましたけれども、じゃあ私が例に挙げましたマツチ業界の危機というのは構造的でないわけなんです。それと非常に解業というのとはおもしろい分野だ、ここに進出したからということでも助成を考えられておるんでしょう。ということになれば、マツチが非常に分野に進出された場合にはお考えになるんでしょうか。いまのお答えは私は大変不満足ですが。

○政府委員(岸田文武君) お話の中でマツチが構造的な問題に直面しているのではないかとこのように思います。まさに私も御意見のとおりだと思っております。やはり新しい事態に対応する新しい方策というものを考えるべき時期に来ておると思ひます。それと、じゃあ造船とどうして違ふんだらうかという点ですが、私は造船の方よく勉強しておりますのでわかりませんが、聞いております範囲では、船舶解業というものが仕事として未開拓の分野である、新規の分野であるということ、それをいかにして定着させるかということ、なり実務的な意味合いが込められているのではないかと。したがって、資金の需要におきまして、テストとしてスクラップ船を一隻買ってきて、そしてそれをどういうふうにとらうかという点、さなげればならぬ特殊を持っていることが、その背景にあるのではないかと思っております。

○安武洋子君 私はマツチは一つの例として挙げただけでございます。なぜ運輸省並みに考えていただけないのかということについては、実務的な分野であるから、未開拓の分野であるからというふうなことでありますけれども、じゃあ通産省所管の業種が実験的な分野、未開拓の分野に出ると運輸省並みのお考えになりますか。

○政府委員(岸田文武君) やはり、一般的に制度を用意します場合には、一般的に妥当するおのずからの限界があるように思います。ただ、特殊の場合において特殊の用途に応じた特別の助成が必要なケースというものは、将来あり得るわけでございます。その場合にはやはりその実情に応じたような応援策を考へていくことが、やはりケイ・バイ・ケイ・ケイに必要になってくる場合は当然あり得るだろうと思ひます。特に造船の場合には、いわばもう業種ぐるみでどうするかというふうなところまで問題が来ておりますことが背景にあるのではないかとこのように思ひます。

○安武洋子君 何とお答えになつても、造船とそれからそのほかの業種とのそういう大きな差異は私はないと思ひます。ここで御要望したいのは、だから、通産省の所轄の業種であっても、ひとつ運輸省並みに考へてみようか、そういうふうな適用をしていこうかというふうな、私は漸進的な姿勢を御要望したいと思ひます。ぜひそのことはやっていただきます。

次に移りますが、転換のときの貸し付けの限度額、それから期間の問題なんです。本法案の限度額、こういうものは、施設を全部変更するといふふうなことだとしてあり得るわけなんです。そういう資金には現実問題として対応しないわけなんです。経営が軌道に乗ると、こういう期間も、私は先ほど一つの事例を挙げて申し上げましたけれども、三年なり四年なり、やはり採算ベースが合うまでには期間がかかるというふうなことで、限度額それから期間もいまの実情に合っていないというふう

うに思ひます。

そこで御質問しますので、かためますが、一つは、限度額を引き上げていただきたいということ、一つは、返済期間を延長していただきたいということ、一つは返済期間を延長していただきたいこと、これは据え置き期間です。これを三年なり四年なり、こういうことになっていただきたい。この私の御要望の根底にあるのは、現在の実情に合せていただきたい、本法は実情に合わないのではないかと、このように思ひます。

○政府委員(岸田文武君) 貸し付け限度につきましても、この制度の背景になっておりまして、転換貸し付けとしまして、中小企業金融公庫の場合でございます。これは千五百万円、それから国民金融公庫の場合であると千五百万円というふうになっております。これは五十年以上に引き上げております。従来からの転換例を私どもいろいろ見てみましたけれども、たとえばドルショックに伴う事業転換のケースで見ますと、大体一件当たり千三百万円程度の所要資金が貸し出されております。それから第二次ドルショックのケースの場合で約千四百六十万円という実績でございます。こういう過去の実績から比べますと、その後多少物価が上がりましたにしろ、先ほどの限度であれば一応必要な資金が手当てできるのではないかと思ひます。もちろんそのほかに民間からの資金を導入すべく信用保険の特例が設けられておりますので、さらに資金的には補強し得るのではないかと思ひます。ただ、そうは申しませんが、この限度額に引きましても、経済情勢の変化に伴いまして、増額が必要であるというふうな情勢が見受けられましたらば、これを増額するよう私も心掛けてまいりたいと思ひます。

それから返済期間につきましては、これは従来に余り例のない、返済期間が十年という制度をスタートさせたわけでございます。これはやはり転換問題の重要性とそれからその特殊性を頭に取入れたものでございます。据え置き期間についても

同様でございます。これらの点につきましてもあわせて将来ともいろいろ実情に即したような考へ方で処理していきたいと思ひます。

○安武洋子君 例として第一次のドルショック、それから第二次のドルショックの例をお出しになつたわけですが、それとそれからいまは情勢が違つています。情勢が発展しているからこそ私は本法をお出しになったんだらう、過去のそういう施策で間に合つたからということでなく、いま私は実情を申し上げたわけですが、実情に合わない、見直しをしていくと、そういうことで、現在の本法の施行前に、実情に合わないところは直しにしなければいけないと、こういうふうな思ひます。ですから、私はいまの実情から見れば、限度額を引き上げ、それから返済期間の延長、据え置き期間の三年、四年というのは、これは最低の要求ではなからうかというふうな思ひます。いかがでございますか。

○政府委員(岸田文武君) ドルショックの起こりました当時から比べますと何年かたつております。もちろん経済環境も変化いたしております。ただ私どもは、具体的ないろいろ相談も見える中小企業の方々のお話を承つておりまして、第一次的に政府関係金融機関でこの程度の資金を用意し、さらにそれを補強するために信用保険で別約五千八百万円ぐらいまで可能になるわけですから、これらの措置をあわせていけば、ほほいままのところは実情に沿つたような応援ができるのではないかと思ひます。

○安武洋子君 では、実情をごらんになつて機敏に対応すると、こういうふうにおっしゃつておりますので、私はその時期が早く来るだろうと思ひますけれども、そのときには機敏にひとつ対応していただきたい、このように思ひます。

おきます。

次に、転換に際しましての指導の問題についてお伺いしたいと思います。けさほどからの審議を聞いておまして、まあきめ細かな指導がこれは非常に重要なわけですね、指導の中で中心になる情報の収集なんです。この情報の収集につきましても、よくお伺いしております、何のことはない、中小企業振興事業団任せだと、窓口を別に新しく設けるわけでもない、こういう機構的な一つポストを設けるわけでもないというふうなことになるかと思っております。私は情報収集等についても、結局この指導全般ですけれども、個人とか、それから出先機関、これは限界があるというふうに思っております。最終的にはこれは通産省、中小企業庁、これら全機構を挙げてフルに機能を發揮して当たっていただかなければ、中小業者の転換などということはお成功しない、こういうふうなふうに思っております。それで指導とか、それから相談、情報収集ですね、こういうことも全部含めて本当にきめ細かな、実際に実績の上がる指導、そういうものを作る用意があるのかどうか、もう少し機構的にもお考えになる余地はないのかどうかということをお伺いいたします。

それからまた転換に当たって、これも審議の中で出ておりましたけれども、労働者の問題が大きな問題でございます。その転換業種に働く労働者の意思を無視して事業転換、これがあつてはいけないというふうに思っております。その労働者の意思を尊重する、それからさらに労働条件の切り下げがないように配慮をするということ、これは欠かせない条件だと思っております。それでこういう点についても十分御配慮を願いたい、この二つを御質問申し上げます。

○政府委員(岸田文武君) 転換に際しまして情報が非常に重要であるということは繰り返してお話をいたしておりますが、この情報をうまく中小企業の方々につなぐために、いろいろの窓口が現に用意されております。ただ、私はやはりそれらの窓

口の間の連携ということが、非常に大事じゃないかと思えます。現に先般中小企業へ転換の問題で相談に見えたときにも、法令等については通産省は非常によくわかっているけれども、たとえば立地条件等については東京都へ行っている情報を得る。それから業界の販路等につきましてもは業界団体と連絡をする。私どもはいわばそういう連絡役をしながら、全体としての情報が浮かび上がってくるようにということ指導をし、それが非常にうまくいったというケースを経験いたしております。各機関それぞれの持ち味を生かしながら、全体としていい情報提供ができるようにというふうな考えをいきたいと思います。

なお、このために特別の機構を用意すべきではないかという点でございますが、先ほどの質疑の中に出てまいりました中小企業の情報センターの中に、特別に転換問題についての室がスタートいたしました。これを整備していくことによつて転換に関する情報は一層豊富になっていき、またお役に立つのではないかと思っております。さらにまた、各種の経営指導員の方々についで転換問題を特別のテーマにした研修を実施して、そしていろいろの相談のときに、親身に相談に乗ってやれるような制度も別途考えておるところでございます。

それから、第二にお尋ねございました労働者の意思を極力生かして転換を円滑にするようにという点は、まさに御指摘のとおりでございます。そしてその中であつて労働条件の問題につきましても、いままでのままでいったのではなかなか労働条件の改善もままならぬというのを、新しい分野に転換することによつて一層経営が安定し、その中で労働条件も改善する可能性がでてくるわけでございます。私どもはやはりこういういたこととも頭に置きながら、認定の指導あるいは認定自体を行うように、都道府県によく指導してまいりたいと思っております。

○安武洋子君 いろいろなところの持ち味を生か

しながら、御表現なさいましたけれども、やっぱり業者にとり、あちらこちらうろろするんじゃない、一カ所に行けばちゃんと相談に乗ってもらい、指導が受けられるというふうになるのが私は一番親切だろうというふうに思っております。ですから通産省としても責任を持つ分野、責任を持つところというものを私はお決めにならないければならない。そういうふうな責任を負う体制をおつくりになるということが必要じゃないかというふうに思っております。

次に移りますけれども、手続問題、これについての簡素化を御要望申し上げます。非常にいままでの例でも特恵対策とかそれから国際経済調整法、これに基づいて業者が申請を出すというふうなことをいたしまして、審査が非常に複雑だ、手続がもうかなわないという声が上がっているわけです。本法の施行に当たつても、この手続を簡素化していただきたい、こういうふうな御要望いたしますが、いかがでございますか。

○政府委員(岸田文武君) 中小企業の方々が転換を計画されて、大体それが構想としてましまりますと、転換計画の認定に入るわけでございます。が、転換計画の中身としては、転換の内容はどうか、それをどういう時期に実施するか、それに伴つて設備等はどういうふうに変つていくか。また、労務に関する状況はどうであるのか。さらにまた必要な資金はどういうようなことを事実として書いていただければ、それをもとに都道府県の方で認定を行うということを考えております。御指摘になりますように、これが余りにも複雑でございますと、中小企業としては手が出せないということになりますので、この手続はなるべく簡易なものにしながら、その内容を見て事実上の相談に乗っていくという形で処理していきたいと思っております。

○安武洋子君 転換を迫られるような中小業者の方でございます。いまでもそのことだけを専門にやっているわけではありませんから、中金とか国金、この手続ですら大変だと、こうおっしゃ

っているわけなんです。ですからいろいろな複雑な手続がありますと、せっかく本法を施行いたしましたも、この本法の恩恵に浴さない業者というのがたくさん出てくるわけですから、ぜひ手続といたしまして簡略にしたい、こういうことを御要望申し上げます。よろしくご意見を申し上げます。

○政府委員(岸田文武君) 申請をします中小企業の方の負担はなるべく軽減するようにいたしたいと思つて、しかしやはりある程度具体的な内容まで書いてございませんと、本当にこれがうまく転換できるかどうかということが都道府県としても判断がつかぬかと思つて、したがつて、そういうことをうまくやるためには中小企業の経営指導員等に間に立ちまして、そこを、転換計画にまとめるまでの過程を親切に相談に乗り、お手伝いをするというふうなことが一番役に立つのではないかと思つております。

○安武洋子君 最初にもお伺いした問題ですが、中小企業が転換を迫られる要因というふうなものは、これは私は防ぎ切れないものではないと思つております。最初に四つないしは五つお挙げになつたわけですが、やはり私はこういう点につきましては高度成長政策のこれは犠牲である、また大企業が海外に進出すると、それによつて中小企業が海外市場も奪われるし、またいわゆる輸入によつて国内市場も圧迫される、こういう状態もあると思つて、また不況のしわ寄せというものはこれは下請工賃の切り下げとか、支払い条件の悪化とか、こういうふうな面にもあらわれているわけですね。さらに救済挙げればきりがありません。賃金を抑えられて国民のふところも豊かでない、こういうふうなこともいろいろ条件にあるわけですが、当面、私はここで問題にしたのは、大企業の横暴な中小企業分野への進出の問題なんです。中小企業が転換を迫られる、これは大きな原因になつておられると思つております。先ほど大臣の、御答弁の中で政府はいままでいろんな施策を怠つてきたのではないかと、その都度

問題少し申し上げたいと思えますけれども、一つ例をとりますと、千葉県の柏市ですけれども、これは昨年一年間に刑法に触れる行為、こういうのが百七十八件あります。この百七十八件中、万引き等が大型店で発生した行為、これが百六十七件九三・八%なんです。しかも小中学生が七八・一%をその中で占めている。兵庫県で調べてみますと、兵庫県でも小中学生の万引きが七三%とはほぼ同数、こういう傾向があるわけなんです。ですから、こういう大型店舗が進出することは、その付近のお母さんたちが子供の非行の問題につながる、こういう面でも心配をされているわけなんです。

で、この地域の業者の方たちは、あす二十七日には姫路市の商店街連合会、これが閉店ストをしてデモをする。ここまで追い詰めておられるわけです。ですから、こういう状態が起きているということは、私は大臣も御存じだろうと思えますけれども、こういう状態を大臣いかがお考えでございますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 事情はよく知っております。やはり商調協という機関がございますので、そこで十分検討していただこうと思っております。

○安武洋子君 大臣、十月の十七日の読売新聞でございまして、これに十月の十六日に大臣は商店街連合会から陳情をお受けになった。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕
そして、「陳情の趣旨は十分承知した。地元商店との事前調整がつくまで同法三条申請に基づく届け出書類は受理しないよう大阪通産局に申し渡す」、そういうふうな確約したという報道がございまして、この報道は違ふんでしょ、大臣にお伺いします。

○国務大臣(河本敏夫君) 商店街連合会から陳情を受けまして、事情は十分承知したということをお申し上げ、そして同時に十分調査してみよう、そういう話はいました。

○政府委員(織田季明君) ただいまお話のありま

した件につきまして、通産局の方にも事情を十分伝えておりますし、また通産局の方も承知しております。両者すなわちニチイ、ジャスコに對して、地元の小売商店街と十分話をするようにと、このことで連絡もしております。

○安武洋子君 いまのお答え、もう一度済みませぬが、おっしゃって下さい。

○政府委員(織田季明君) まず初めに、地元の小売商の方々とジャスコとニチイ、両スパーでございまして、こういう両当事者が話し合うのが先決ではないかということで、私の方からジャスコ、ニチイに對しまして地元の小売商店街の方々と十分お話しをするようにと伝えてあります。

○安武洋子君 ではこの読売で報道されました、調整がつくまでこの同法三条申請に基づく届け出は受理しないようにという、この個所はいかがなんでしょうか。

○政府委員(織田季明君) 調整がつくまでという限定はしばらくおくといたしまして、現在通産局の方に出しております届け出は保留したままになっております。

○安武洋子君 じゃ重ねて伺います。調整がつくまで申請は受理しないというふうに受け取っていいわけですか。

○政府委員(織田季明君) そこまでは明言できません。

○安武洋子君 じゃ大臣は新聞でうそをおっしゃったんですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 私は新聞記者に會つて發表したわけじゃございませぬ、私が商店街の代表に言ったのは、事情はよくわかつた、したがって通産省としては十二分に調査をすると、それから同時に、相手方とよく話し合つてもらいたい、こういう趣旨のことを言ったわけでありまして、

○安武洋子君 じゃ読売新聞が、大臣がそのように確約をしたというのは、これは読売の報道の誤りでございませぬ。

○国務大臣(河本敏夫君) 新聞の記事は私は承知しませんが、どういふ記事になっておりますか。一回よく読んでみたいと思つた。それから同時に、私はそこまでは言わなかつたと思うんで、はつきりそんなことを言つたという記憶がありませんし、そこまでは言わなかつた、さつき申し上げましたようなことを代表の方には言つたと記憶しております。

○安武洋子君 ではこの読売の報道が正しくないというふうなことでございまして、しかしなせ読売で報道されたそのとおつしやれないんですか。私は改めて御要求しようと思つて、こういう、やはりあす閉店ストですね、それでデモまでしよう、ここまで追いつめられてなされる。で、大体スパーといふものは消費者にとつても決していい影響を与えるもんじゃございませぬ。先ほど私は非行の問題を言いましたけれども、そのほかに商法としても一・六・三商法、もう常識です。一割が目玉商品で安くしてあると、六は普通だと、三は高いと、全体として高収益が上がるようになって、これはもういままさに常識なんです。

ですから御要求を申し上げますけれども、ニチイについては、これは地元小売業者、地域住民、この合意があるまでは届け出は受け付けないでいただきたい、これが一点です。

それからジャスコにつきましては、ジャスコだけで先ほど言つたようにもうすでに七店のうち六店まで千五百平米以上なんです。この七月に一店開店したんです。この上にまださらにジャスコがなぜ進出をする必要があるか。それをお許しになることは、ないと思つて、ですから再検討を私は要求申し上げます。いかがでございますか。

○政府委員(織田季明君) 届け出を受け付けるなという点でございまして、まず、第一前提として地元との話し合いということはおもひながら、このところをございまして、スパーにも言つたところをございまして、もしその場合に話し合いがつかなければ届け出を認めないということになりますと、法の精神にも合いませんし、加えて話し

合いがつかない場合も出てくるんではないかというふうな考えを、加えてこの問題には消費者が利害關係を持つていて、消費者を加えて議論することもまた法律の認められた手続でございますので、いまのようなお話を、話し合いがつかないままに届け出を認めるといふことは、ここではちよつと断言いたしかねるものでございませぬ。

○安武洋子君 大臣もそうでございませぬか。

○国務大臣(河本敏夫君) いずれにいたしまして、利害關係が非常に對立をしております。地元で小売業者とそれからスパー側が十分話し合いをしていただきたと、こういうことを強く期待をしたいと思つて、手続その他につきましては、法の定めるところによつて運用するわけでございまして、ここで私が法律を曲げて云々することはできませんけれども、しかし現実問題といたしまして、あれだけ激しい對立があらましたならば、商調協を開きまして、なかなか簡単な進まない、こう思つて、法律で認められた商調協の場で、消費者等も加えて十二分に時間をかけて話し合いをすることが必要であらうと思つて、

○安武洋子君 利害が對立しているのは消費者とそれから小売店じゃございませぬ。もう申し上げなくてもおわかりのように、先ほどから言つておられますけれども、この場合は地元の利用については、この人たちは文教地帯にしてほしいんだというふうに住民は、こつて要求しているわけなんです。だから私は、法の精神法の精神とおつしやい、直しをすべき時期じゃないですか、このことを強調しているわけなんです。ですから、いま大臣もおつしやつたように、商調協の場に出したつてなかなかに、この調子つかない。やはりこういうものは地元の合意もちゃんとできて、本當にみん

も前向きな解決方法が見つかりますように、私もそういう方向で指導していきたいと考えます。

○安武洋子君 申し上げるまでもなく、中小企業基本法第十九条の「事業活動の機会」の適正な確保、「私はこの精神をしっかりと踏まえて問題解決に当たっていただきたい、こう御要望して質問を終わらせていただきます。

○藤井恒男君 大方の質問が出尽くしておりますので、関連することを外しまして簡単に質問したいと思ひます。

まず最初に、繊維工業構造改善臨時措置法第十条は、通産大臣は、繊維事業者から事業転換の申し出があつたときは、必要な指導、助成を行うことと規定しておりますが、この構造改善法第十条と、いわゆるいま提案されております転換法案との関連は一体どうなるのか、最初にこれをお聞きしたい。

○政府委員(藤原一郎君) お答え申し上げます。現在、議題になっております転換法でございますが、これはいわば一般法でございます。特定の業界を対象としたものではないことは御承知のとおりでございます。もちろん、繊維産業に属する中小企業はこれを利用し得るものであるということも言うまでもないことでございますが、他方、いまお示しの繊維の構造改善法におきまして、地域集約化を目指す構造改善の一環として、繊維産業の内外にわたつての転換というものが考へられておるわけでございますが、繊維産業の中での転換につきましては、構造改善法の第三条に基づいて基本的な指針が示されておるわけでございます。その必要に応じて同法八条の指導及び助言を行うことになっておるわけで、要件に該当する場合は、同法第四条によりまして、段階の助成措置というものが講ぜられることになっておりますことは御承知のとおりでございます。また、いまお話しなされた第十条でございますが、第十条は、まさに繊維産業外への転換について指導、助言等を行うという規定になっておるわけでござ

います。したがって、いま議題になっております転換法を含みます一般的な助成を含めた、所要の助言と援助というものを繊維法の十条でもって、また繊維の立場で行うということになるかと思ひます。

したがって、繊維の中での転換と、それから繊維から外への転換と、まあ二種類あるわけでございますが、繊維の外への転換につきましては、繊維法の十条と、それからいま御審議中の転換法に基づいて措置をすると、こういうことにならうかと思ひます。

○藤井恒男君 そうしますと、いま提案されておる法案が一般法である。そして、先ほど私が申し上げたところの構造改善法は繊維にかかわる法案である。で、繊維にかかわる法案の一般的事例は、繊維対繊維への知識集約化を目指したいわゆるある意味の高度化の転換の助成である。十条が繊維から繊維の外に対する転換、当然これに対してはそれなりの構造改善法に基づくところの助成あるいは指導があるわけですね。さらに本法によつてやはり繊維の適用を除外するものではないわけですから、同じような繊維が、繊維から繊維外へ転換する場合、これによつての助成もありませんね。その助成が私内容において違ふと思ふんですよ。

この辺の整合性というものをどこでどういうふうかに判定していくか。これはやっぱり当事者の届け出——当事者の主体的な意思によつてこれが決まってくるのかどうかですね、この辺具体的に一体どうなりましようか。その内容がどちらがいいとか悪いとかという意味じゃないです。判定種別する主体は一体どこにあるか、あるいはどういうふうな基準を置いていくのであろうか。

○政府委員(藤原一郎君) いまお示しの繊維から繊維外への転換でございますが、構造改善法は主として繊維内の転換について非常に詳細な規定を設けておるわけでございまして、繊維外の転換につきましては、まあ一条だけ指導助言という規定を設けておるだけでございます。したがって、いま

て、その繊維外の転換につきましての助成とか税制その他の問題、あるいは情報提供とか、そういうふうな問題につきまして、主としていま御審議中の転換法に基づいてやつていくと、こういうことにならうかと思ひます。

○藤井恒男君 この構造改善法の立法趣旨ですが、まあ主体は繊維産業それ自体を育成助長していく、というものはかならないと思ふんです。しかし、まあさつぱらんに申し上げて、構造改善というものを進めようとするれば、その産業が零細多産性にあるがゆえに国際競争力を失墜しておる。しかも内外環境の激しい追い上げによつて、しかも需要の減退しておる中で構造改善を進めていくとすれば、好むと好まざるにかかわらず中小過多性の繊維産業にあっては転換を余儀なくするわけですね。したがって、繊維から繊維へ高度に伸びていく、あるいは協業化を図つていく、という面は、これは非常にラッキーだけれども、そうじゃなくはみ出ていく分、そいつを拾わなきゃいかぬわけですから、それが十条によつて受けざらして受けられておると私は思ふんですよ。そういうときにこれをまたまたこの法案が出てきたわけですね、これは一般の問題として。したがって、私は敢断に言えばこれは少し趣旨が違ふ、趣旨といたつたらこれは言葉が少し不適切かも知れぬけど、繊維産業というもののなかでも構造改善を現在進めておるといふ状況の中での感じがするんだと、その辺どうでしょう。いまおっしゃる範囲ですと、一般的に言えば繊維から繊維外にいくときはいま審議中の法案で受けざるがあるんだということになると、構造改善法の十条は一体どうなるんだらうか、こういうことになりますね。

○政府委員(藤原一郎君) おっしゃいますとおる、繊維の構造改善を進めるに当たりましたら、業問題というものが非常に大きな問題になりますことは申し上げるまでもないわけでございます。現在実は繊維工業審議会の政策小委員会にお

きまして、繊維の構造改善を進めるに当たりましたら、いろいろな障害といふか、いろいろな問題をどう解決するかといふことの議論をしていられる中でございまして、その中で転換業問題もどうするかという非常に大きな問題になっておるわけでございます。目下そういう意味合いで、その結論をある程度待つておる状態ではございまして、いまおっしゃいましたように、構造改善法ができましたときに、やはり十条のような配慮は当然あつたわけでございますが、その手当てというものにつきましては、実はそれほど十分でなかつたんではなからうか。したがって、このたび提案されております転換法におきまして、その部分のある意味で補完するといふか、手厚くいろいろな施策を充実させていく、こういうふうな考え方になつておると、こういうふうな考へておるわけでございます。

○藤井恒男君 そうしますと、本法が施行されますと、構造改善法の十条の適用というものは本法によつてカバーするといふふうな理解していいですか。

○政府委員(藤原一郎君) 一応実質的にはそういうことにならうかと思ひます。

○藤井恒男君 そうすると中小企業庁長官として、この法のいわゆる整合性という意味において、これは所管の部門としてどういうふうにします、これ。

○政府委員(岸田文武君) 生活産業局長からお答えいたしましたとおり、この御審議願つております法案は、いわばいろいろな事態に対応する一般法として用意されたものでございまして、したがって、仮に繊維の關係で、従来繊維をやつていたのがほかの業種に転換をしたというときには、この法律を適用していただくことになるわけでございます。先例として国際経済関係調整法の場合にも、繊維関係の業種について転換計画を組織し、それを助成した実例がございまして、そうすると、従来の法律の条文との關係いかんということでございますが、やはり繊維は繊維な

りに一つの体系のもとに転換問題を取り上げまして、その一環として指導、助言が必要であるという旨を繊維関係の構造改善法の中にうたつたわけでございますが、その中身をどうするかというふうな点につきましては触れておりません。その中身のところに当たるのがこの法律であるというふうな結びつけ方が可能なのではないかと思ひます。

○藤井恒男君 これは非常に私混乱すると思ひますよ。いま長官がおっしゃつたようなことじゃないと思ひます。これは繊維というのは非常に多岐にわたつておるし、しかも御存じのような膨大な企業群でございますから、それぞれの企業の、あるいはそれぞれの産地が軌を一にして構造改善に取り組み、その中から他業種へ転換を余儀なくされてはみ出ていくというような整理された形じゃないわけですよ。もう個々にばらばらに先々を思い、あるいは輸出入の状況をながめ、需要の状況をながめて、毎日でもこれ転換というものはあるわけですよ。そういう中でほんとこの法案が出てくるわけですからね。しかも、構造改善というものは時限立法で五十四年の六月末で切れちゃうぞというふうなことで、どんだん後押しされておる。こういう錯綜した状態ですから、私はよほど使い分けといひますか、これははっきりしておかなければ、まあ皆さん方は頭の中で整理されておるとは思ひますけれども、一般業者にしてみれば私は非常に混乱すると思ふんだ。しかも、その扱ひ内容が、具体的な助成というものが異なるということになりますと、これはトラブルを起すともだと思ひますので、この辺は十分生活産業局と中小企業庁の間で意思の疎通を図つていただきたいと思ひます。何かございませう……

○政府委員(藤原一郎君) いま申し上げましたように、繊維工業審議会の政策委員会の方でも、実は先生が御心配になつたような点につきましていろいろ議論があるようでございます。で、いまお示しのような趣旨で中小企業庁とも密接な連絡をとりまして上で、万遺憾ないよう、法律ができ

ましたならば取り進めてまいりたい、かように考へております。

○藤井恒男君 じゃ、藤原局長おられますから、先にちょっといまの関連する問題を質問しておきたいと思ふんですが、いま局長おっしゃつたように、繊維工業審議会の政策小委員会が繊維対策を検討しておるさなかですが、まあ大きな問題点というのの設備登録の問題、それから輸入規制の問題、さらには取引所の問題、まあこの三つぐらいが現在相上り上つておる、これをめぐつて学識経験者と業界側、あるいは業界内部でさまざまな意見が出ておるさなかだと私は思ひます。まあ取引所の問題あるいは輸入規制の問題は、答申案作成の過程でさらに煮詰まつていくと思ひます。が、私、産地をいろいろ回つてみて、非常に中小業界で動揺しておる問題は、この設備登録制の問題、この制度は団体法に基づくアウトサイダー規制策としてずっとこれ構造改善対策の実効性を確保してきた、あるいは設備カルテルというふうな問題からいまにわかに議論が大きくなつておるけど、ともかくも過去二十年近くこの実効性を確保する上で効果を及ぼしてきたと思ひます。

これが今後構造改善事業を進めるに当たつて、ここに至つて構造改善のネックになつておるんだと。したがつて、自由競争の原則に照らして、これを廃止する方が好ましいと大きく意見が頭を上げてきた。これは実際問題としてわが国における零細過剰性、しかも全国に産地を形成し、文字どおり北海道から沖縄まで、どこに至るも繊維産業なところなしという状況の中で非常に私は問題を大きくする。しかも中小零細企業が動揺する。そしていまこのような厳しい環境下にさらされておるさなかに、こういう気がしてならないのです。この点について通産省として、まあ学者諸君の意見はともかくとして、通産省としてこの存廃問題について当面どう考へておるのか。目の前の問題ですから、一年ずつの更新なんだから、びしっとした信念をお持ちか、あるいは何らかのアクション

を起しておるのか、この辺のところを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(藤原一郎君) 繊維産業、特に織布業におきますところの設備登録制についての御質問でございますが、もうよく先生御承知のとおり、非常に二十年間、いわば毎年議論を重ねながら一年一年延長を繰り返してまいりました設備登録制度でございます。織維が非常に構造改善を、特に縦型の構造改善をしなければ国際競争力に打ちかたないという時代になりました、これについての議論が非常に大きくなつてまいつたところでございます。

で、設備登録制度自体につきましては、私ども功罪いろいろあるように思ひます。確かに中立的な学者先生方のおっしゃいますようなデメリットというものもたくさんあると思ひます。またいま先生からお話ございましたような戦後二十年、中小企業の織布業関係を安定させてまいつたというメリットというものも当然あるわけでございます。そのメリット、デメリット、双方あるように思ひます。ただ現在は、実はその問題を踏まえまして、繊維工業審議会の政策小委員会が議論をされておる最中でございます。私どもとしては長期的な方向として、設備登録制をどういうふうに持つていくかということにつきましては、実は態度としてはまだ白紙の状態でございます。政策小委員会の結論待ちというところでございます。ただこういうことが一般に流布されましたと、直ちに廃止をされるというふうな空気になる、非常に反対運動が強いわけでございます。私どもも、功罪いづれといたしましても、二十年間ともかく続けてまいりました制度でございます。それに伴ういろいろな関係が錯綜いたしておりますので、これを直ちに廃止するというふうな急激な変化というものはやはり好ましくないと思ひます。で、実は本年度も十月末でいまの設備登録制は切れて、さらに一年延長するかどうかということになつておるわけでございますが、実は昨日安定審議会が開かれました、

その方へ私どもはともかく一年間延長をお願いしたいというふうな提出をいたしました。昨日の安定審議会でもともかく一年間は延長をする、その間さらに詰めるというふうな結論に相なつておりますので、現在のところとありあえずはもう一年このままで進める。その先のことにつきましては、政策小委員会の結論を待ちたい、こういうところでございます。

○藤井恒男君 局長、まあ当面この一年間はいまの登録制というものを継続するということを明確におっしゃつたと理解していいですね。私さらにお願いしたいことだけども、ざつとばらんに申し上げて、綿工連一つ取り上げても、全国に六十四産地ですね。これは莫大な数だと思ひます。一万八千機業、所有台数が三十六万台ですから、ざつと一機業当たり二十台ですよ。いかに零細であるか。まあ十万人の人間がこれで飯を食つておるわけだけども。そういうことを考へていくと、私はもう未来永劫にこの登録制というものを存続せしめるべきという論は私は成り立たないだらうと思ひます。しかし、せめて繊維産業が自立できるような状態になるまでは、私はこれまでも続けてきたこの登録制というものを、このメリットを生かすように行政指導していくべきじゃないかと私は思ふんです。まあデメリットももちろんあります。しかしメリットも非常に大きい、いま言つたところの零細過剰性であるがゆゑにあえてその点をお願いしておきたいと思ひます。

じゃ、次に移りますが、この法案について長官にお願いするんですが、事業転換には、いまこどもお話があつたように、繊維で言うなら織布業から、あるいは織布という毛織物から綿織物にかわる、これもある意味の転換ですわね。しかしこれは同業における転換。ところが、第十条でいま私挙げましたように、織布業から他の業種へ転換する、これも転換です。したがつて、転換という場合には非常に私範囲が広いと思ひます。この辺のところをどの辺までをここでいう転換という

基準になつていくのか、ちよつとその辺のところ聞かしてもらいたいと思ふんです。

○政府委員(岸田文武君) 転換ということは、文字どおり解釈すれば、いままでやっていた業種の仕事を漸次整理をしまして、新しい業種で仕事をやるようになるということですが、その新しい仕事の分量がどの程度になればいいかということについては、必ずしもまだ明確な物差しというものはございせん。まあ大体半分ぐらゐ新しい分野に移っていけば転換と言つて差し支えないうたうらうというふうに思つておる所でございませう。このような比率はともかくといたしまし

て、その中身としては、単に生産量なり販売量という物差しだけではなくて、むしろもつと実態をよく見まして、そのためにはいままで使つていた設備の大部分が不用になり、新しい設備が必要になる、こういった中身に立ち入つて転換を定義づけていくようにしたいと思つておるわけであらう。これらの具体的な内容につきましてもいろいろなケースを私どもで整理をいたしました。この法律を実施いたします際の解釈は通達で一般の人にわかりやすく整理をいたしたいと思ひます。

○藤井恒男君 この中小企業の場合には文字どおりおやじさん——社長さん、この人の資質というものが、大企業の組織で動くという問題と違つて非常に大きなウエイトを持つておる。そういう意味で転換、転業ということはずなわち廃止ということでもあります。あるいはその廃止と同時に、中小企業を動かしておつた文字どおりそのおやじさんが、みづから事業をやめて就職する。単なる従業員の問題じゃなく、おのれが就職するということもありましよう。したがって、これは単なる事業動かしという形じゃない、廃業あるいは他の産業への就職という問題まで範囲が広がつていくわけですが、こういった点の誘導措置というものをどのように考へておるのか。

○政府委員(岸田文武君) この転換を助成します趣旨としては、いままで持つております設備

なり、あるいは従来から持つております従業員なり、あるいは従来から持つております販路なり、これを生かして新しい中小企業の分野で発展をするということをお薦めする、まさにこれがこの法律を意図した基本的な考え方であらうと思ひます。話をございしましたように、いままで持つておつた仕事をやめてサラリーマンになるというふうなケースでございませう、いま申し上げましたような経営資源を生かすという趣旨が生きてまいりませうので、どうもこの法律の対象とするのは適当でないと思ひます。

○藤井恒男君 きょうお経読みの終つたガソリスタンドの法案があるわけだけども、これはある意味で、ちよつと繊維産業と同じように零細過多数である、したがつて業種しておるわけですね。それがゆゑに新規参入がある程度規制して、この趣旨のものと私は思ふんだけれども、このような過当競争にたいして経営基盤が脆弱化して、よくするために転業を余儀なくするといふ問題も私あろうと思ふんです。個々の企業は、これはまじめにやつていられるわけですからね。たまたま何らかの形でゆゑもいけし、イメージに経営がでさうから、あるとき突然過当競争に陥つた。そのために経営基盤が脆弱になつて転業を余儀なくするといふことだと思ふんだけれども、この種の問題につきましても本法はこれをカバーしていくことになるのかどうか。

○政府委員(岸田文武君) 本法の対象として考へておりますのは、いわば構造的な要因によつていままでの分野から他の分野に転出をしようとするケースを頭に置いて助成を有意識にいたしました。単に、景気が悪い、いわば好況、不況の波によるものであるとか、あるいは一般的な過当競争があるといふことだけでは、この法律の適用に至らないのではないかと考へておるところでございませう。それまで入れますと、あらゆるものが全部入つてくるわけですが、私もものはやはいり

の中で、企業を力を超えたわゆる構造的な要

因によるものだけを、特にこの措置によつて特別の助成を図る、こういう考え方でございませう。○藤井恒男君 これは非常に私むすかしいと思ふんです。構造的な要因による不況、その構造的な不況とは何ぞやといへば、それは国際環境といふものなどならば、これは別からぬけれども、概して言へることは、私は過当競争であらうと思ふんです。ことに中小企業の場合には、さうだと思ふ。先ほど問題になつた大型店の出店問題、これでも大と小、あるいは小と小などのからみ合いにおける過当競争を危惧する私私だと思ふんだ。だから転業、それが構造問題と言へば、おむねそれは過当競争に入ります。だから、過当競争といふものはだめだといふことになれば、一体どこに線引きするのかわからぬ、これは非常にむすかしい問題だと思ふんですが、どうです、その辺の線引きは。

○政府委員(岸田文武君) いろいろ問題は、過当競争に至つた背景は何かといふことが問題なのではないかと思ひます。その背景として国際的要因があったり、あるいは国内の特別の規制ができたために生じた場合には、当然この法律の適用対象になるわけがございませう。そういうことなしに、従来からいろいろの企業がやつてきた、そしていろいろの参入が重ねられた、そういう歴史的過程のもとに仮にいま過当競争が起つていふといふことだけでこの法律の対象にするといふことは、少しその守備範囲が広くなり過ぎるのではないかといふ感じがいたします。

○藤井恒男君 これは議論の分かれるところだと思ひます。これは議論の分かれるところだと思ひます。これは議論の分かれるところだと思ひます。これは議論の分かれるところだと思ひます。

○藤井恒男君 まあこれ以上論議しても余り意味ないし、私は非常にその辺のところの問題点だと思ひます。これは、これもまた施行に当たつていろいろ煮詰めていかれることと思ひますから、そういう問題があるといふことをひとつ長官も事務方の方も頭に御承知願ひたいと思ひます。これはあなたが御答へになつたらいいかわからぬから、大臣に失礼かもわからぬけれども、大臣に一遍聞かしてもらいたいんです。この分野調整法ですね。分野調整法を政府も急

だがゆゑに、大体一カ月間フル稼働したら三ヶ月くらい必要を繰り上げてしまふんです。そうすると、これは一体どうなるのか。万年換短ですわな。だからこれは自由競争で、倒れるところをゆきふつて倒していけることになるのか。ここで構造改善というものを図つていこうと思へば、結局そこは間引きして転業を促進せざるを得ない。これは外的要因でも何でもない。オイルショックでもなければ、韓国からの追い上げでも何でもないんです。みづからの努力によつて、自助努力によつて設備を近代化した。結局、そのことが過当競争を呼び起こしておる、こういうものは対象ならぬと、こうなつたら、これは一体、本法といふのは何を対象にするのか。非常にむすかしいと思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(岸田文武君) いまお示しのケースは、私どもなりに解釈しますと、やはり一種の技術革新に伴う業界で新しいやり方を求める契機だろらうと思ひます。その場合に全国業種としてなり得るのか、あるいは特定の産地の問題というふうな扱いをした方がいいのか、これは少し中身をよく調べた上で検討したいと思ひます。

いざにせよ、こういう業種を選んでいくかといふことにつきましては、よくその問題の起こつた背景あるいは問題の実情というものを踏まえて、この法律の趣旨に照らして、適当なものについては積極的に応援できるように慎重に考へてまいりたいと思ひます。

○藤井恒男君 まあこれ以上論議しても余り意味ないし、私は非常にその辺のところの問題点だと思ひます。これは、これもまた施行に当たつていろいろ煮詰めていかれることと思ひますから、そういう問題があるといふことをひとつ長官も事務方の方も頭に御承知願ひたいと思ひます。これはあなたが御答へになつたらいいかわからぬから、大臣に失礼かもわからぬけれども、大臣に一遍聞かしてもらいたいんです。この分野調整法ですね。分野調整法を政府も急

いでおられるようですが、この中で小売商を業種指定するという動きがあるやに聞いておるんです。商業を対象業種に入れる。そうなつてまいりますと、既存の大規模店舗法というものもあるし、あるいは中小小売商それ自体のいろいろの調整法なども既存しておるわけですから、分野調整法とその面における法体系上の整合性というものは非常にむずかしいかというふうには私は思つておるんですが、いずれこれは法案が出た時点で論議しなければならぬと思つておるんですが、いま審議会で審議中だからにわかにかこの問題について深く立ち入ることはむづかしいかもわからぬけど、大臣のその辺についての感触をお聞きしておきたい。

○国務大臣(河本敏夫君) 審議会はもうすでに八回開きまして、あともう一、二回開けば大体答申はいただけると思つておるんですが、そういう段階でございまして、まだ、その内容をどうするか、対象をどうするか、そこらあたりまでの結論が出ておりませんが、もうしばらくはと具体的な内容については申し上げる段階が参らぬと思つておるんですが、しばらくの間お答えを差し控えておきたい、かように思つておるんですが。

○藤井恒男君 私はいま申し上げた点、大臣は御理解いただいておりますと、法体系における整合性というの十分考へてもらわなさいかぬというふうにしておるわけですから、その辺のところも十分配慮しておいてもらいたいと思つておるんですが、少し時間が余り過ぎるかもわからぬけど一つ伺つて、私の質問終りたいと思つておるんですが、これは先ほどからたくさん質問が出ておつたから私は避けたいわけですが、雇用問題について、やはり転換業は最も大切な雇用問題というのが引き起こされると思つておるんですが、これを避けて通るわけにはいかないし、当然これに最優先的な配慮が必要だと思つておるんですが、その意味において、私は退職を余儀なくした人たちに對して優先雇用措置を明確にすべきである。とりわけ中高年齢層の雇用の機会を確保する道を開くべきである。これは

私予算委員会でも労働大臣にも質問して、労働大臣も、人生における最大の悲劇は失業でありますというふうにおっしゃつて、そのためのあらゆる施策を前向きにこれからも取り組んでいきたいというふうにおっしゃつておるわけですが、したがつて、中小企業庁としても当然この点は最重要点にお考えのことと思つておるんですが、それについての見解がありましたら聞かしていただきたい。

○政府委員(岸田文武君) 転換がうまくいくかどうかということ、いわば、その企業においての人の和が働いていくかどうかということが大きな要素になると思つておるんですが、その意味におきまして、労働雇用問題については私も十分気をつけてまいりたいと思つておるんですが。

新しい分野で仕事をするために必要な職業訓練等につきましては、この法律の施行に伴つて雇用保険法等の手段を通じて応援することにいたしておるんですが、仮にそれで失業が出たらということ、私どもはそういうことがないように、できるだけ手伝つてまいりたいと思つておるんですが、仮に出た場合にも、労働省の方はこういう事情をよく心得ていただきまして、できるだけの応援をしようという答えをいただいております。たとえば、職業安定所の窓口で優先的に就職のあっせんをするとか、あるいはその他のいろいろ知恵をこらしてみようという答えをいただいておりますので、今後とも労働省とよく密接な連絡をとつてまいりたいと思つておるんですが。

○委員長(柳田桃太郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に對する質疑は終局いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

十月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業事業転換対策臨時措置法案(第七十七回国会提出、衆議院継続審査)

二、揮発油販売業法案(第七十七回国会提出、衆議院継続審査)

中小企業事業転換対策臨時措置法案
中小企業事業転換対策臨時措置法
(目的)

第一条 この法律は、最近における貿易構造その他の経済事情の著しい変化にかんがみ、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置等を講ずることにより、中小企業の成長発展を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とし

て営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であつて、政令で定める要件に該当するもの

(認定)
第三条 次の各号の一に該当する中小企業者であつて、その事業の転換を行おうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの

二 当該事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあること

二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあること

三 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う中小企業者であつて、

一 その業種に属する中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われてい

二 前号の政令で定める事態に起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあること

第九部 商工委員会会議録第四号 昭和五十一年十月二十六日【参議院】

その者と同一の業種に属する相当数の中小企業者につきその事業の目的物たる物品の特定の仕向地への輸出が当該仕向地に係る貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、その者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものであること。

2 主務大臣は、前項第一号の規定による指定をしようとするときは、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その計画が、当該事業の転換を行う中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができ得るものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

5 第一項及び前項に規定するもののほか、第一項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項の認定を受けた計画（以下「認定計画」という。）に従つて事業の転換を行うのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(中小企業信用保険法による転換関連保証の特例)

第五条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、転換関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項）に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条第一項、第三項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「中小企業事業転換対策臨時措置法第五条第一項に規定する転換関連保証（以下「転換関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「転換関連保証をした」とあるのは「転換関連保証をした」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「転換関連保証をした」と、同法第三条の二第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第三項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条第一項、第三項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「中小企業事業転換対策臨時措置法第五条第一項に規定する転換関連保証（以下「転換関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「転換関連保証をした」とあるのは「転換関連保証をした」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額」とあるのは「転換関連保証をした」と、同法第三条の二第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第六條 第三条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）が当該認定に係る事業の用に供している減価償却資産を認定計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(合併等の場合の課税の特例)

第七條 都道府県知事は、その認定に係る認定中小企業者（第二条第六号に該当する者であるものを除く。）であつて法人であるもの（以下「特定認定中小企業者」という。）に対し、その者が他認定中小企業者の認定計画に係る事業の転換後と密接な関連がある事業（以下「転換関連事業」と総称する。）を行う中小企業者であつて法人であるものと合併し、又は他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者であつて会社であるものに対して出資し、若しくは他の認定中小企業者若しくは転換関連事業を行う中小企業者とともに出資して転換関連事業を行う会社を設立することにより、当該特定認定中小企業者の認定計画が円滑かつ適切に実施されることとなることを認められる旨の承認をすることができる。転換関連事業を行う中小企業者であつて法人であるものが当該特定認定中小企業者と合併する場合であつて、その合併により当該特定認定中小企業者の認定計画が円滑かつ適切に実施されることとなることを認められるときにおける当該転換関連事業を行う中小企業者に対しては、同様とする。

ける会社又は当該出資に基づいて設立される会社の行う転換関連事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ

3 前二項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税を軽減する。

(近代化施策の推進)

第八條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第九條 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行う場合においては、中小企業者の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行うおとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一條 都道府県知事は、認定中小企業者に対して、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

ける会社又は当該出資に基づいて設立される会社の行う転換関連事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ

3 前二項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税を軽減する。

(近代化施策の推進)

第八條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第九條 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行う場合においては、中小企業者の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行うおとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一條 都道府県知事は、認定中小企業者に対して、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

ける会社又は当該出資に基づいて設立される会社の行う転換関連事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ

3 前二項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税を軽減する。

(近代化施策の推進)

第八條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第九條 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行う場合においては、中小企業者の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行うおとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一條 都道府県知事は、認定中小企業者に対して、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

ける会社又は当該出資に基づいて設立される会社の行う転換関連事業の用に供するため必要なものである旨の承認を併せてすることができ

3 前二項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税を軽減する。

(近代化施策の推進)

第八條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に対処して、中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置と併せて、中小企業の近代化を促進するため必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(職業訓練の実施等)

第九條 国及び都道府県は、中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行う場合においては、中小企業者の従事者の職業及び生活の安定に資するため、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第十條 国及び都道府県は、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化に即応して事業の転換を行うおとする中小企業者の依頼に応じて、その事業の転換を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十一條 都道府県知事は、認定中小企業者に対して、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)
第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)

二 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十四号)
(経過措置)
第四条 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(以下「旧調整法」という。)の廃止の時までに成立している旧調整法第五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

2 旧調整法第三条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)による貸付金の償還期間の延長については、なお従前の例による。
3 旧調整法第六条第一項の認定を受けた中小企業者に関する中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(中小企業庁設置法の一部改正)
第五条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改め、同項第七号の六を削る。
七の五 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第 号)の施行に関

すること。
第四条第三項中、「第七号の五及び第七号の六」を「及び第七号の五」に改める。

揮発油販売業法案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(目的)

第一条 この法律は、揮発油販売業について登録その他の規制を行うことにより、揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質の確保を図り、もつて揮発油の安定的な供給の確保と消費者の利益の保護に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「給油所」とは、通商産業省令で定める給油設備により自動車に揮発油を給油するための施設であつて揮発油の販売の用に供されるものをいう。

2 この法律において「揮発油販売業」とは、前項の施設を用いて揮発油を販売する事業をいう。
(登録)
第三条 揮発油販売業を行おうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。
(登録の申請)
第四条 前条の登録を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 給油所の所在地及び第二条第一項の給油設備の規模
三 法人にあつては、その業務を行う役員の名

2 前項の申請書には、給油所ごとの事業の開始の日その他の通商産業省令で定める事項を記載した事業計画書及び通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。
(登録及びその通知)

第五条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項又は第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売業者登録簿に登録しなければならない。
2 通商産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否等)
第六条 通商産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
三 第三条の登録を受けた者(以下「揮発油販売業者」という。)であつて法人であるものが第十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日から三十日以内にその揮発油販売業者の業務を行う役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前条第三号の一に該当する者があるもの
五 揮発油の品質の管理を適確に行うに足りる技術的能力を有しない者

六 揮発油販売業を継続的に営むに足りる経理的基礎を有しない者
通商産業大臣は、第三条の登録の申請に係る給油所の所在地が指定地区(その区域について通商産業省令で定めるところにより算定した一

給油所当たりの揮発油の販売量が全国の一給油所当たりの揮発油の販売量を基礎とし地域の特性に応じて通商産業省令で定める数量を著しく下回つてゐる市町村又は特別区の区域のうち、その地区内における揮発油販売業者の間の競争が過度に行われてゐるためこれらの揮発油販売業者の相当部分の経営が著しく不安定となつてゐる地区として、通商産業大臣が石油審議会の意見を聴き期間を定めて指定するものをいう。
(以下同じ)に属する場合において、当該申請に係る給油所における事業の開始により、その指定地区内に給油所を設置してゐる揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となると認めるときは、その申請を受理した日から一月以内に限り、申請者に対し、当該事態を回避するため必要な最少限度の範囲内において、その事業の開始の日を繰り下げ、又は設備の規模を縮小すべきことを指示することができる。

3 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に不服があるときは、その指示を受けた日から二週間以内に、通商産業大臣に書面をもつて異議を申し出ることができる。
4 通商産業大臣は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その申出を受けた日から一月以内に、これについての決定をし、その申出をした者に、その決定の内容を通知しなければならない。
5 通商産業大臣は、第二項の規定による指示を受けた者が、その指示を受けた日(第三項の規定による異議の申出を受けた場合においては、前項の規定による通知を受けた日)から一月以内に、その指示に従つて申請書又は事業計画書の記載事項の変更をしないときは、その登録を拒否することができる。ただし、その指示につき第三項の規定による異議の申出があつた場合において、前項の決定において当該異議の申出が正当であると認められたときは、この限りでない。

6 通商産業大臣は、第一項又は前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(承継)

第七条 揮発油販売業者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その揮発油販売業者の地位を承継する。ただし、当該相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人)が前条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により揮発油販売業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(変更登録等)

第八条 揮発油販売業者は、第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更をしようとするときは、通商産業大臣の変更登録を受けなければならない。

2 第四条第二項、第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録に準用する。

3 揮発油販売業者は、第四条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、通商産業大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(廃止の届出)

第九条 揮発油販売業者は、揮発油販売業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十条 揮発油販売業者がその揮発油販売業を廃止したときは、その者に係る第三条の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十一条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に該当することとなつたとき。
二 第八条第一項の変更登録を受けなかつたとき。

三 次項の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第三条の登録又は第八条第一項の変更登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は、揮発油販売業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第八条第一項の変更登録を受けず、又は同条第三項の規定による届出をしなかつたとき。
二 第十三条、第十四条第一項又は第十六条の規定に違反したとき。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十二条 通商産業大臣は、揮発油販売業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(粗悪な揮発油の販売の禁止)

第十三条 揮発油販売業者は、揮発油の規格として通商産業省令で定めるものに適合しない物を、燃料用揮発油として販売してはならない。

(品質管理者)

第十四条 揮発油販売業者は、給油所ごとに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから品質管理者を選任し、次条第一項に規定する品

質管理者の職務を行わなければならない。

2 揮発油販売業者は、前項の規定により品質管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第十五条 品質管理者は、揮発油の品質の確保に關し次条の規定による揮発油の分析その他の通商産業省令で定める職務を行う。

2 品質管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

3 揮発油販売業に従事する者は、品質管理者がその職務に關しこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(揮発油の分析)

第十六条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、品質管理者に、通商産業省令で定める技術上の基準に適合する分析設備を使用して揮発油の分析をさせなければならない。

(表示)

第十七条 揮発油販売業者は、給油所の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号、品質管理者の氏名その他の通商産業省令で定める事項を表示しなければならない。

(帳簿の記載)

第十八条 揮発油販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第十六条の分析の結果その他の通商産業省令で定める揮発油の分析に關する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(勧告)

第十九条 通商産業大臣は、揮発油販売業者が揮発油の標準的な販売価格と著しく異なる価格で揮発油を販売していることにより、揮発油の消費者の利益が害され又は指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となる

と認められる場合において、揮発油の消費者の利益の保護のため必要があり又は揮発油の安定的な供給の確保のため特に必要があると認めるときは、○石油事業の意見を聴いて、これらの事徳を改善するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。揮発油販売業者に対する揮発油の販売を業とする者(揮発油の販売数量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。以下「特定揮発油卸売業者」という)の当該揮発油販売業者に対する揮発油の販売価格に起因してこれらの事態が生じていると認められ、かつ、当該揮発油販売業者に対する勧告のみによつてはこれらの事態を改善することが困難であると認められる場合において特に必要があると認めるときは、当該特定揮発油卸売業者に対しても、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告徴収及び立入検査)

第二十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者に対し、その業務に關し報告させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、揮発油販売業者の事務所、給油所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り揮発油を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞)

第二十一条 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(不服申立ての手続における聴聞)

第二十二條 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く)は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。
(権限の委任)

第二十三條 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行わせることができる。
(罰則)

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第三条の規定に違反して揮発油販売業を行つた者

二 第十一条第二項の規定による命令に違反した者
た者

第二十五條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項の規定に違反して第四条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十八条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
三 第二十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十条第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
第二十七條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条第三項、第九条又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十七条の規定に違反した者

附則
(救行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に揮発油販売業を行つて居る者は、この法律の施行の日から六十日間は、第三条の登録を受けなくてその事業を行つことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する期間内における第六条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第六条第二項中「揮発油販売業者」とあるのは、「揮発油販売業者(附則第二条第一項の規定によりその事業を行つことができることとされた者を含む。)」とする。

(石油業法の一部改正)
第三条 石油業法(昭和三十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「通商産業省令で定める規模以下のもの」を「通商産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模(揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)第二条第二項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外

外の石油製品の販売の事業の規模)が通商産業省令で定める規模以下であるもの」に改める。
2 この法律の施行前にした前項の規定による改正前の石油業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三十三の二 揮発油販売業者の登録
揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 三三三)の揮発油販売業者の登録

(通商産業省設置法の一部改正)
第五條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中第三十九号の四を第三十九号の五とし、第三十九号の三の次に次の一号を加える。

三十九の四 揮発油販売業者を登録すること。
第三十六條の三中「第三十九号の四」を「第三十九号の五」に改める。
第三十六條の七中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第 号)の施行に関すること。
十月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
(加藤進君外二名発議)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)
第四條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第三十三号の次に次のように加える。

第三十三の二 登録件数 一件につき 一万円

第三條第一項中「千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル)」を「千平方メートル」に、「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項から第六項まで中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。
第四條から第八條までを次のように改める。

第四條 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2 前条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、前項の許可を受けた者とみなす。
3 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から二月以内(次条第一項各号(第五号を除く)に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。)

(許可の申請)
第五條 前条第一項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

第九部 商工委員会会議録第四号 昭和五十一年十月二十六日【参議院】

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 大規模小売店舗の所在地

三 販売する物品の種類

四 店舗面積

五 開店日

六 開店及び閉店の時刻

七 年間休業日数

2 前項の申請書には、通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準等)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の申請があつた場合においては、その申請に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を調査しなければならぬ。

2 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る大規模小売店舗における小売業の店舗面積が通商産業省令で定める面積以上であるとき、又は前項の規定による調査の結果その申請に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、関係市町村長(特別区の区長を含む)、消費者又はその団体、利害関係のある事業者又はその団体その他の者で通商産業省令で定めるところにより申出をしたものの意見を聴かなければならぬ。

3 都道府県知事は、前二項の規定による調査又は意見の聴取の結果前条第一項の申請に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第四条第一項の許可をしてはならない。

(変更の許可)

第七条 第四条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る第五条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定める

ところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、氏名(法人の代表者の氏名を含む)若しくは名称若しくは住所の変更、店舗面積の減少、開店日若しくは開店時刻の繰下げ、閉店時刻の繰上げ又は年間休業日数の増加については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の届出)

第八条 第四条第一項の許可を受けた者は、前条第一項ただし書に規定する変更をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第九条 次のように改める。

第九条 削除

第十条 第一項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なつて」を行つてに改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十一条 中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「第七条第一項(第九条第四項)において準用する場合を含む」、第八条第一項(第九条第四項)において準用する場合を含む」を「第四条第一項、第七条第一項に、「あわせて、大規模小売店舗における中小小売業の近代化その他の」を併せて、」に改める。

第十二条 次のように改める。

第十二条 削除

第十三条 第一項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者」を「第四条第一項の許可を受けた者」に、「その届出をした者」を「その許可を受けた者」に改め、同条第二項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者」を「第四条第一項の許可を受けた者」に、「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十四条の見出しを「許可の取消し等」に改め、同条第一項を次のように改める。
都道府県知事は、大規模小売店舗における小

売業者が第七条第一項の規定に違反したときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第十四条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条を第三章第十五条とする。

第十七条の見出しを「聴聞」に改め、同条第一項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項(第九条第四項)において準用する場合を含む」又は「を都道府県知事は、」に、「命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立人」を「処分をしようとするときは、その処分に係る小売業者」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第三項中「異議申立人」を当該小売業者に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(異議申立て)

第十七条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、異議申立てをすることができる。

第十八条 次のように改める。

第十八条 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可を受けないで大規模小売店舗において小売業を営んだ者

二 第十四条の規定による命令に違反した者

第十九条 次のように改める。

第十九条 第七条第一項の許可を受けないで大規模小売店舗において小売業を営んだ者は、百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項に違反した者

二 第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五条第一項(第七条第二項)において準用する場合を含む)の規定による申請書に虚偽

の記載をした者
第二十条第一号中「第十二条」を「第八条」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に關する法律(以下新法)という。第三条第一項に規定する建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が千平方メートル以上千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル)未満であるものを設置している者(小売業者)を営むための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部を設置している者を除く。以下本条において同じ)は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより新法第三条第一項の表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建物を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行うことができる。

2 前項の規定による届出は、新法第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 この法律の施行の際第一項に規定する建物を設置している者は、新法第三条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際供し、又は供させている店舗面積を超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第三条 この法律の施行の際前条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、新法第四條第一項の許可を受けた者とみなす。

2 新法第四條第三項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、新法第四條第三項中「その公示」とあるのは、「この法律の施行」と読み替へるものとする。

第四条 改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三條第一項及び第四項の規定による届出と、旧法第三條第一項及び第三項の表示は新法第三條第一項及び第三項の表示と、旧法第三條第二項及び第三項の公示は新法第三條第二項及び第三項の公示とみなす。

第五条 この法律の施行前六月以内にされた旧法第三條第二項又は第三項の公示に係る大規模小売店舗における小売業の営業の開始又は店舗面積の増加に関する旧法第四條、第十四條第一項、第十六條から第十八條まで、第十九條第一項、第二十條第二項及び第二十一條の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の日の四月前までに旧法第五條第一項並びに第九條第一項及び第二項の規定による届出をし、又はこの法律の施行前に旧法第五條第二項の規定による届出をしてこの法律の施行の際旧法第三條第二項又は第三項の公示に係る大規模小売店舗(以下「旧大規模小売店舗」という。)において小売業を営んでいる者は、新法第四條第一項の許可を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際旧法第六條第二項又は第九條第三項の規定により届出をしている者(この法律の施行の際旧大規模小売店舗において小売業を営んでいる者に限る。)の当該届出に関する旧法第七條、第八條、第九條第四項、第十一條、第十四條第一項及び第十五條から第二十一條まで(第十九條第一項を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七條第一項の変更の許可を受けたものとみなす。

第八条 この法律の施行の際旧法第五條第一項、第九條第一項及び第二項又は第六條第一項若しくは第二項の規定により届出をしている者(この法律の施行後大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に限る。)の当該届出に関する旧法第七條、第八條、第九條第四項、第十一條、第十四條第一項及び第十五條から第二十一條まで(第十九條第一項を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する者のうち旧法第五條第一項、第九條第一項及び第二項の規定による届出をしている者は、当該届出に係る事項については、旧法第五條第一項の届出の日から四月を経過した日に新法第四條第一項の許可を受けたものとみなす。

3 第一項に規定する者のうち旧法第六條第一項又は第二項の規定により届出をしている者は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七條第一項の変更の許可を受けたものとみなす。

第九条 附則第七條第二項又は前条第二項若しくは第三項の規定により新法第四條第一項の許可又は新法第七條第一項の変更の許可を受けたものとみなされる者であつて、この法律の施行の際に旧法第八條第一項又は第十四條第一項の規定を受けているものについては、これらの附則の規定にかかわらず、これらの者の当該許可を受けたものとみなされる日について、政令で別段の定めをすることができ。

第十条 この法律の施行前一月以内に旧法第十三條第一項の規定によりその地位を承継した者に関する同条第二項、旧法第十六條、第二十條及び第二十一條の規定に係る事項については、

新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前に旧法第五條第一項若しくは第二項、第六條第一項若しくは第二項、第九條第一項から第三項まで又は第十三條第二項の規定に違反した者に関する旧法第十四條第一項、第十六條から第十八條まで、第十九條第二項、第二十條及び第二十一條の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第十二條 この法律の施行前にされた旧法第十四條第二項の規定による処分に関する旧法第十六條から第十八條まで、第二十條第二項及び第二十一條の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第十三條 この法律の施行前に旧法第十二條の規定により届出を要することとなつた者の当該届出に関する同条、旧法第十六條、第二十條及び第二十一條の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二條第三項の規定に違反した者

二 附則第三條第二項において準用する新法第四條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六條 前十四條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十七條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十号中「関し必要な命令を

する」を「関する事務を行う」に改める。

第二十五條第一項の表中「大規模小売店舗審議会」の項を削る。

十月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭鉱業復興基本法案(衆)

石炭鉱業復興基本法案

石炭鉱業復興基本法

目次

第一章 総則(第一條—第五條)

第二章 石炭鉱業復興計画(第六條—第七條)

第三章 石炭鉱業復興のための措置(第八條—第十六條)

第四章 石炭鉱業復興公社(第十七條)

第五章 石炭鉱業復興審議会(第十八條—第二十一條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、石炭鉱業が置かれている現況とわが国に豊富に存する石炭のエネルギー資源又は各種製品の原料資源としての将来性にかんがみ、石炭資源の活用、石炭の需要の拡充、石炭鉱業の近代化等の石炭鉱業の復興のために必要な施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、エネルギー資源等の自給度を高め、もつて国民経済の発展と国民生活の向上とに寄与することを目的とする。

(石炭鉱業復興のための施策の目標)

第二條 石炭鉱業復興のための施策は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 未開発炭田等の開発及び再開発、遊休鉱区

の買収による開発及び再開発、埋蔵鉱量等の総合的な調査を行うこと等により石炭資源の活用を図ること。

第三條 石炭鉱業復興のための施策は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 未開発炭田等の開発及び再開発、遊休鉱区

の買収による開発及び再開発、埋蔵鉱量等の総合的な調査を行うこと等により石炭資源の活用を図ること。

二 石炭の有効利用のための研究及び技術の開発を行うこと等により石炭の利用の多元化と需要の拡充を図ること。

三 石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の助成等を行うことにより石炭鉱業の近代化を図ること。

四 石炭の販売価格につき標準価格を定めるとともに石炭の輸入又は輸出の調整を行うことにより石炭鉱業の生産基盤の確立を図ること。

五 炭鉱労働者の養成を行うとともにその労働条件の改善及び福祉の向上を推進することにより炭鉱労働者の確保を図ること。

六 石炭鉱業に関する専門技術者及び研究者を養成し、及び確保することにより石炭鉱業の技術的水準の向上を図ること。

七 石炭鉱山における保安施設の整備と保安要員の確保を促進することにより炭鉱労働者に対する危害の防止、石炭鉱山の施設の保全及び石炭資源の保護を図ること。

八 石炭鉱業による鉱害の防止に関する施設の整備等鉱害の防止に関する事業を推進することにより生活環境と自然環境の保全を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、第一条に掲げる目的を達成するため、前条各号に定める事項につき、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(石炭鉱業を営む者等の責務)

第四条 石炭鉱業を営む者は、石炭鉱業の経営基盤の強化を図るとともに、国が実施する石炭鉱業の復興に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

2 電気事業者、ガス事業者等は、国が実施する石炭の需要の拡充に関する施策に協力する等石炭鉱業の復興に寄与するよう努めなければならない。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年度、国会に対し、石炭鉱業

復興計画に基づく石炭鉱業の復興の施策の実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第二章 石炭鉱業復興計画

(基本計画)

第六条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、昭和五十二年以降の毎五箇年を一期とする石炭鉱業の復興に関する計画(以下「基本計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣は、前項の規定により基本計画を決定したときは、これを国会に提出して、その承認を求めなければならない。

3 基本計画には、五箇年間に於ける石炭鉱業復興のための施策の目標を定めなければならない。この場合においては、石炭の生産数量の目標、石炭の需要量の見通し(産別別の石炭の需要量の見通しを含む)及び石炭の生産率を明示しなければならない。

4 基本計画は、自然環境の保全及び公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

5 前各項の規定は、基本計画を変更しようとする場合に準用する。

(実施計画)

第七条 通商産業大臣は、石炭鉱業復興審議会の議を経て、基本計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画(以下「実施計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 前項の実施計画は、石炭鉱業を営む中小規模の事業者がその事業を継続して営むことができるよう特に配慮されたものでなければならない。

3 前二項の規定は、実施計画を変更しようとする場合に準用する。

第三章 石炭鉱業復興のための措置

第八条 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定

めるところにより、石炭の生産に関する計画(以下「石炭生産計画」という。)を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、実施計画を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした石炭鉱業を営む者に対し、その届出に係る石炭生産計画を変更すべきことを勧告することができる。

3 石炭鉱業を営む者は、通商産業省令で定めるところにより、石炭生産計画に基づく事業の実施状況及び石炭の生産費その他事業の経理の内容を、定期に、通商産業大臣に報告しなければならない。

(標準価格の決定)
第九条 通商産業大臣は、毎年、通商産業省令で定めるところにより、石炭鉱業復興審議会の議を経て、石炭の生産費を基準とし、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を考慮して、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売の事業を行う者の石炭の販売価格につき、標準価格を定めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の標準価格を定めるに当たっては、石炭鉱業の生産基盤の確立に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により石炭の標準価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(標準価格の変更)
第十条 通商産業大臣は、石炭の生産費若しくは輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情に著しい変動があつたため特に必要があると認めるときは、石炭鉱業復興審議会の議を経て、前条第一項の規定により定めた石炭の標準価格を変更しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(需要拡充のための勧告)

第十一条 通商産業大臣は、基本計画において定

められた石炭の需要の拡充に関する施策の目標を達成するため必要があると認めるときは、電気事業、ガス事業、製鉄業、窯業、熱供給事業その他の政令で定める事業を営む者のうちその資本の額又は出資の総額が政令で定める額以上であるものに対し、石炭を使用すべきこと又は石炭の使用量を増加すべきことを勧告することができる。

(輸入の調整)
第十二条 政府は、石炭の輸入により、国内において生産される石炭の国内における需要の拡充に重大な支障が生ずると認められる場合には、石炭の輸入に關し、輸入の制限、関税率の引上げその他の必要な措置を講じなければならない。

(鉱区の調整等)
第十三条 国は、石炭鉱床の完全な開発と合理的な石炭の採掘を図るため、採掘権の譲渡又は採掘鉱区の増減についての協議があつせん、裁定等による鉱区の調整等必要な措置を講じなければならない。

(炭鉱労働者に対する施策)
第十四条 国は、炭鉱労働者の福祉の向上、養成及び確保を図るため、労働条件の改善、福祉施設の整備、社会保障の充実、技術教育の充実等必要な措置を講じなければならない。

(石炭鉱業に関する研究体制の整備等)
第十五条 国は、石炭鉱業に関する科学技術の振興と石炭の利用の促進を図るため、研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等必要な措置を講じなければならない。

(国の援助)
第十六条 国は、石炭鉱業を営む者に対し、未開発炭田等の開発及び再開発、炭鉱の坑道の延長若しくは改良、石炭採掘のための設備若しくは技術の改良若しくは石炭鉱山の保安のための設備若しくは技術の改良又は炭鉱労働者の生活環境の改善に必要な資金の一部の補助、資金の融

通、機械の譲渡又は貸付け、技術的助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第四章 石炭鉱業復興公社

第十七条 石炭鉱業復興の施策の推進を図るため、第二条各号に掲げる施策の一部を実施するための機関として、別に法律で定めるところにより、石炭鉱業復興公社を設置する。

第五章 石炭鉱業復興審議会

(設置)
第十八条 総理府に、石炭鉱業復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第十九条 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の復興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、石炭鉱業の復興に関する重要事項について、自ら審議して内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を申し出ることができる。

(組織)

第二十条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員四十人で組織する。

一 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の市町村長を代表する者 三人

二 当該区域内に石炭産出地域が存する市町村の議会の議長を代表する者 三人

三 石炭鉱業に従事する労働者が組織する労働組合を代表する者 七人

四 石炭鉱業を営む者を代表する者 七人

五 石炭の需要者を代表する者 七人

六 石炭鉱業復興公社を代表する者 三人

七 日本学術会議の推薦する者 十人

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、非常勤とする。
4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
第九節 商工委員会會議録第四号 昭和五十一年十月二十六日【参議院】

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第五章の規定は、公布の日から施行する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)

二 石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第四十九号)

(経過措置等)

第三条 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

十月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(第一五八五号)(第一六六六号)

一、友禅産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(第一六六七号)

一、中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(第一七二五号)(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)

一、「揮発油販売業法」の成立促進に関する請願(第一八二四号)

一、筑豊の総合的復興の実現に関する請願(第一九〇一号)

第一五八五号 昭和五十一年十月九日受理
和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(一通)
請願者 新潟県十日町市本町二丁目 矢口重雄外四千名

紹介議員 林田悠紀夫君

和装産業を保護するため、和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法を制定し、次の措置を講ぜられたい。

一、和装品を非自由化品目とし、輸入を許可制にする。

二、和装品の輸入禁止、または制限措置を行うこと。

三、原産地表示(半製品も含め)を義務づけること。

四、海外投資、技術輸出を制限、規制すること。
五、和装産業に対する、その他の保護、振興対策を産地の要求に基づき講ずること。

今日の厳しい不況とインフレの進行は、和装産業にとつても、一段とその危機を深くし、倒産と休業、失業と貧困の不安の中で、安定した仕事、ひきあう加工賃、雇用と生活の保障などの要求はますます切実なものとなつており、このような時、和装品の「韓国」からの輸入は、ついに一億ドルにも達する急激な増加を示し、日本民族固有の伝統的な着物・帯、その産業と産地にはかりしれない打撃をあたえており、それは、政府の「日韓同盟」外交と、繊維の「国際分業」政策に支えられた大商社・メーカーの「韓国」進出にあることは明らかである。

第一六六六号 昭和五十一年十月十二日受理
和装産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願(一通)
請願者 新潟県十日町市美雪町二丁目 星野栄外四千一名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第一五八五号と同じである。

第一六六七号 昭和五十一年十月十二日受理
友禅産業を保護するため和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法に関する請願
請願者 京都市右京区嵯峨野段町四〇 橋本昌太郎外百三十九名

紹介議員 中尾 辰義君

友禅産業を含む和装産業を保護するため、和装品の「韓国」からの輸入制限等に関する特別立法を制定し、次の措置を講ぜられたい。

一、和装品を非自由化品目とし、輸入を許可制にする。

二、和装品の輸入禁止、または制限措置を行うこと。

三、原産地表示(半製品も含め)を義務づけること。

四、海外投資、技術輸出を制限、規制すること。
五、和装産業に対する、その他の保護、振興対策を産地の要求に基づき講ずること。

今日の厳しい不況とインフレの進行は、和装産業にとつても、一段とその危機を深くし、倒産と休業、失業と貧困の不安の中で、安定した仕事、ひきあう加工賃、雇用と生活の保障などの要求はますます切実なものとなつており、このような時、和装品の「韓国」からの輸入は、ついに一億ドルにも達する急激な増加を示し、日本民族固有の伝統的な着物・帯、その産業と産地にはかりしれない打撃をあたえており、それは、政府の「日韓同盟」外交と、繊維の「国際分業」政策に支えられた大商社・メーカーの「韓国」進出にあることは明らかである。

第一七二五号 昭和五十一年十月十三日受理
中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願
請願者 大阪市東住吉区西今川町一ノ二二 伊吹広二外千七百五十五名

紹介議員 沓脱タケ子君

中小企業の経営安定と国民生活の向上を図るため、次の内容を含む「中小企業事業分野確保法」を早期に制定されたい。

一、中小企業の事業分野として確保すべき業種を指定すること。

二、業種の指定は、中小企業者、労働者、消費者などの代表を含む審議会の議を経て行うこと。

三、巨大企業及び外国会社の指定業種への進出は禁止とし、その他の大企業の場合は許可制とすること。

四、地方において、国の指定業種以外で必要のあ

る業種については、都道府県知事が都道府県審議会の議を経て業種を指定し、大企業の進出を規制できること。

五、法律に違反し、又は指示等に従わない大企業に対しては、許可の取消しや営業停止などの措置をとるとともに、罰則を課すこと。

六、中小企業の事業分野に既に進出している大企業に対しても規制すること。

七、指定業種に属する事業を営んでいる中小企業者に対して国と自治体は、融資、設備、技術等の助成を行うこと。

理由

近年、外国会社や大企業が巨大な資本力にものをいわせて相次いで中小企業の事業分野に進出し、中小企業の経営は深刻な危機にさらされている。このような大企業の中小企業分野への横暴な進出は、中小業者の経営と従業員の生活をうばうだけでなく、独占的な市場支配を一層強化し、画一的な商品やサービスを提供することになり、決して消費者の利益にならないことは明らかである。多くの中小企業団体と国民の強い要望によつて、第七十七回国会の衆議院商工委員会で五党一致で行われた「中小企業者の事業分野の確保に関する決議」の速やかな実現がいま強く望まれる。

第一七二六号 昭和五十一年十月十三日受理

中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願

請願者 大阪市平野区加美鞍作三ノ九ノ二

金井登司夫外千七百五十五名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七二七号 昭和五十一年十月十三日受理

中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願

請願者 大阪市東住吉区湯里町一ノ一五〇

西尾倫二外千七百五十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一七二八号 昭和五十一年十月十三日受理

中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願

請願者 大阪市平野区加美鞍作一ノ三ノ三

二 川畑元秀外千七百五十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七二五号と同じである。

第一八二四号 昭和五十一年十月十三日受理

「揮発油販売業法」の成立促進に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議長 熊本強

紹介議員 木村 睦男君

政府は、さきの第七十七回国会に揮発油販売業の健全な発達及び揮発油の品質と安定供給の確保、更には消費者の利益保護を目的とした「揮発油販売業法案」を提出し、衆議院商工委員会において継続審議となつているが、法制定趣旨の緊急性及び重要性にかんがみ、これが早期成立を図られたい。

理由

中小企業者が大半を占める揮発油販売業界は、給油所の乱設と過当な価格競争によつて混乱状態にあり、販売業者の健全な経営が困難になるとともに、一部では粗悪製品の販売により消費者利益が損なわれる事態も生じている。

第一九〇一号 昭和五十一年十月十四日受理

筑豊の総合的復興の実現に関する請願(二通)

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町中山西区 友

原和子外七百九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

昭和五十一年十一月二十五日印刷

昭和五十一年十一月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D